

(二) 本會の蠶業獎勵施設

現在蠶業獎勵並に其の取締は縣の一大事業であるが本會は明治年間より専任技手を置き、各郡には養蠶教師を派遣して其指導に當り、或は事業を指定して毎年數千圓の補助金を交付し、或は關取引の改善、桑苗の共同購入、養蠶經營調査などの指導獎勵に努めた。事業の概要を記せば左の如し。(其他の事項は販賣購買斡旋事業及び農業經營改善施設の項参照)

(1) 蠶種臺紙の配付

本會は明治三十九年第九回關西府縣聯合共進會へ出品する蠶種臺紙は其體裁を一定する爲各郡市所要數を取纏めて印刷し實費を以つて左記の通り配付した。

郡市名	枚數	郡市名	枚數
桑名	六〇	多氣	一六〇
員辨	一二五	度會	二五
三重	五〇	阿山	四〇〇
鈴鹿	一八四	名賀	二〇
河藝	一、二六三	志摩	二〇
安濃	七二〇	北牟婁	八三〇
一志	一、九四〇	南牟婁	五〇
飯南	七〇〇	計	六、五四七

(2) 蠶業改良事業助成

本會は各郡市農會に對し蠶業改良事業を指定して補助金を交付し其の改良を計つたが、規程並に補助金額左の如し。

(1) 三重縣農會蠶業改良獎勵規定

- 第一條 郡市農會ニ於テ桑園ノ改良養蠶組合ノ獎勵其他蠶業改良上ノ施設ヲナス時ハ本規程ノ定ムル所ニヨリ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 桑園改良ニ關スル獎勵金ハ左記各號ノ一ニ該當スル事項ヲ行フ場合ニ之レヲ交付ス
  - 一、桑園ノ基本調査ヲ行ヒ實行計畫ヲ定メテ之レガ改良ヲ計ルコト
  - 二、桑園ノ改植獎勵ニ關スル施設ヲ爲スコト
  - 三、其他桑園改良上特ニ必要ト認ムル施設ヲナスコト
  - 四、前各號ニ掲ゲタル事項ノ全部又ハ一部ヲ行フコトヲ條件トシテ獎勵金ヲ交付スルコト
- 第三條 養蠶組合其他ニ關スル獎勵金ハ左記各號ノ一ニ該當スル事項ヲ行フ場合ニ之レヲ交付ス
  - 一、養蠶組合ニ於ケル養蠶教師ノ雇聘又ハ共同設備及事業ノ共同施設ヲ助成スルコト
  - 二、其ノ他養蠶改良上特ニ必要ト認ムル施設ヲ爲スコト
  - 三、前各號ニ掲ゲタル事項ノ全部又ハ一部ヲ行フコトヲ條件トシテ獎勵金ヲ交付スルコト
- 第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル時ハ申請書ニ桑園改良ニ關スルモノト養蠶組合其他獎勵ニ關スルモノトニ區別シタル左記各號ノ書類ヲ添付シ四月二十日迄ニ縣農會長ニ提出スベシ
  - 一、事業施設ニ關スル經費豫算並ニ規程又ハ事業計畫
  - 二、事業種目及其施行方法書
  - 三、事業種目及其施行方法ハ様式第一號ニ依リ、第二條又ハ第三條第三號ノ場合ハ前各號ニ掲ガルモノノ外更ニ様式第二號ニ依ル事業調査及養蠶組合ノ事業助成ニ關スルモノハ様式第三號ノ事業調査ヲ添フル事ヲ要ス
- 第五條 獎勵金ハ施設事業及經費豫算ヲ按シテ其額ヲ定メ六月、十二月ノ兩度ニ半額宛テ交付ス
- 第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル郡市農會ハ様式第四號乃至第六號ニ依リ事業成績ヲ翌年四月末日迄ニ、經費決算ハ翌年六月末日迄ニ

縣農會長ニ報告スベシ

但シ事業施設ヲ條件トシテ獎勵金ヲ交付セルモノニ在リテハ其獎勵金ノ交付ヲ受ク事業ヲ施行セルモノノ成績並ニ之ニ關スル經費決算ヲ添付スルコトヲ要ス

第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル後事業ヲ廢止シ若クハ變更シ又ハ經費ノ支出額ガ其豫算額ニ達セザルトキハ獎勵金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトアルベシ

附 則

本規定ハ大正十四年四月一日ヨリ之レヲ施行ス

第一號 事業種目及施行方法

事業ノ項目	施行方法	經費豫算額

第二號 事業施設ヲ條件トシテ獎勵金ヲ交付スルモノノ事業調

團體區域	團體員數	事業種目	施行方法	經費概算

第三號 養蠶組合事業調

養蠶組合	區域	組合員數	養蠶教師雇聘期間並ニ其員數	共同設備品目	産繭共同販賣方法	其ノ他	
						事業種目	施行方法

第四號 桑園ノ改良ニ關スル成績

第一 桑園改良段別

團體別	團體數	改良段別		計別
		改植段別	補植段別	

備考

(一) 各團體名ノ下ニハ其團體ノミノ成績ヲ掲ゲ其總成績ハ之レヲ取捨シタル實績ヲ掲グルコト以下之ニ做フ

(二) 改植段別ハ桑園全部ノ桑樹ヲ植替ヘタル段別又ハ廢止スベキ桑園ニ代フル爲新植シタル段別ヲ謂フ

(三) 補植段別ハ補植ヲ爲シタル苗ノ數ヲ以テ算出シタル段別ヲ掲グルコト

(四) 團體若ハ郡市農會、町村、町村農會其他ニ區別スルコト以下之ニ做ス

第二 桑種苗配布数量

團體別	團體數	苗木種	子種	砧木	總木	木	其他
		本	合	木		貫	

三三八

備考 桑種苗ノ品種ヲ附記スルコト

第三 品評會  
何々品評會

團體別	團體數	開催數	出品人員	出品點數	出品反別	授賞人員
總成績						

備考 品評會種類毎ニ本表ヲ調製スルコト

第四 實地講習  
何々講習

團體別	團體數	開催數	講習生數
總成績			

備考 (一) 講習期間其他參考トナルベキ事項ハ之ヲ附記スルコト

(二) 講習ノ種別毎ニ本表ヲ調製スルコト

第五 共同除害

何々共同除害

團體別	團體數	箇所數	除害反別	害因	除害方法ノ概略

備考 除害種別ハ害蟲害、菌凍害等ニ別テ各別ニ調製スルコト

第六 基本調査

團體別	團體數	調査反別	荒廢桑園反別	計
總成績			肥培ニヨリ回復見込ミアル反別 補植ヲ必要トスル反別 改植ヲ必要トスル反別	

第七 經費

團體別	團體數	上級團體ヨリ受ケタル獎勵金又ハ補助金	桑種苗配布獎勵金又ハ補助金交付額	品評會實地講習共同除害基本調査其他	計

三三九

第五號 養蠶組合改良成績

第一

養蠶組合名	奨励金交付額	上記交付ノ年數	區域	員組數合	共同設備ノ主ナル品目其數	基本金蓄積高	設立年月日	養蠶數	
								期間	報酬額

備考 奨励金ヲ交付シタル年數ハ郡、郡農會其ノ他ノ團體ニ於テ交付シタル年數ヲ通算シテ記載スルモノトス

第二

養蠶組合名	實業用品共同購入主ナル品目數	種立タル蠶ノ品種名並ニ種立枚數	種繭名	産繭共同販賣數	桑園反別	桑葉需給狀況	其	
							事業種目	成績
		秋夏春						

備考 種立枚數ハ種製及袋製ハ二十八蛾一枚換算ニヨリ散卵ハ卵量ニ依リ記載スルモノトス

第六號

事業種目	細目	施行方法	成績	經費

(ロ) 蠶業改良奨励金累年交付額

大正十四年度	八、〇〇〇圓	昭和三年度	八、〇〇〇圓
昭和元年度	八、〇〇〇圓	昭和四年度	七、四〇〇圓
昭和二年度	八、〇〇〇圓	昭和五年度	七、四〇〇圓
		昭和六年度	七、四〇〇圓
		昭和七年度	二、〇〇〇圓
		昭和八年度	一、八〇〇圓

(3) 養蠶經營調査

昭和四年度より養蠶經營調査を實施すること左の如し。

養蠶經營調査擔當者名

昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度
桑名郡西桑名町 水谷清市	伊東嘉太郎	山口丑松	垣内直吉	稻垣源一郎
多氣郡齊宮村 岩木榮太郎	伊東嘉太郎	山口丑松	天華守武	小出久吉
○昭和五年度	伊東嘉太郎	山口丑松	一志郡家城村	阿山郡鳥ヶ原村
鈴鹿郡國府村	伊東嘉太郎	山口丑松	一志郡中川村	三重郡八郷村
三重郡富田町	伊東嘉太郎	山口丑松	田中幸次郎	阿山郡鳥ヶ原村
○昭和六年度	伊東嘉太郎	山口丑松	志摩郡磯部村	三重郡八郷村
擔當者は五年度と同様、但し山口丑松を安濃郡安濃村前川清治に變更した	伊東嘉太郎	山口丑松	西岡長之助	三重郡八郷村
○昭和七年度	伊東嘉太郎	山口丑松	志摩郡磯部村	三重郡八郷村
阿山郡新居村	伊東嘉太郎	山口丑松	志摩郡磯部村	三重郡八郷村
一志郡家城村	伊東嘉太郎	山口丑松	志摩郡磯部村	三重郡八郷村
○昭和八年度	伊東嘉太郎	山口丑松	志摩郡磯部村	三重郡八郷村
三重郡八郷村	伊東嘉太郎	山口丑松	志摩郡磯部村	三重郡八郷村
阿山郡鳥ヶ原村	伊東嘉太郎	山口丑松	志摩郡磯部村	三重郡八郷村

昭和六年度

養蠶を及桑に別ち重要農産物生産費調査項目に加へ前記の農家に擔當を囑託した

(4) 養蠶經營調査成績

前記等就經營調査は縣下各農家に付き繼續調査せしもので、其の成績を左に掲げる。(尙繭及び桑生産費調査成績は別項農家經營調査参照)

(イ) 昭和六年度優良經營の實例 (調査農家鈴鹿郡國府村伊東嘉太郎氏の經營)

○調査計算の基準

- 一、桑園地代は土地資本を以てし年四分利を計上し公課諸掛を之に加算計上す
- 二、肥料價格中、購入肥料は其の實際を、自給肥料は評價に依れり
- 三、勞銀は男女に區別し桑園は男一日七十錢、女一日五十錢、養蠶勞銀は男女共七十五錢とせり、而して養蠶勞力は十時間を以て一日とし、桑園勞力は八時間を以て一日と看做し、牛の勞銀は男二人分とせり
- 四、農具及蠶具の損料は耐久年數に分割し且つ原價に年五分の利子を計上せり
- 五、蠶室及附屬舎の損料は敷地の賣買價格及建築費に對する年四分の利子を見積り、修繕費として居宅兼用蠶室の養蠶飼育期間に對する分を計上せり
- 六、租稅諸掛は賦課の標準を調査し養蠶に對する分擔額を計上せり
- 七、養蠶勞銀は飼育準備より收購後繭販賣室蠶具の整理に至るまでのものを計上せり
- 八、繭價は販賣價格に依り桑校條、蠶沙、簇發は評價に依れり
- 九、後揚桑園收入網内の販賣桑は其の實際價格を以てし、自家生産桑葉價格は其の年の期別即ち春十一錢、夏十錢、晩秋十二錢を以てし、養蠶支出中生産桑葉價格は桑葉生産費を以て算出せり
- 一〇、繭一貫匁の生産費は養蠶の總支出額を上繭數量を以て除したるものとす

○桑園の經營

一、經營反別

桑園反別は一町三反九畝にして之を樹齡別に示せば左の如し

桑の品種	魯桑	大葉早生	改良鳳返	遠高	其他	計
反別	一	四	三	三	三反九畝	一町四反九畝
樹齡	七年	六年	五年	六年	五—〇年	

二、桑園支出

種別	員數	單價	金額	一反歩當
堆肥	七一五	〇・〇二〇	一四・三〇	一・〇二九
白蠶糞	三五〇	〇・〇二〇	七・〇〇	〇・五〇三
綠肥	三四〇	〇・〇二〇	六・八〇	〇・四八九
給肥	二、四〇〇	〇・〇二〇	四八・〇〇	三・四五三
料	五二五	〇・〇二〇	一〇・五〇	〇・八二五
金	六〇	〇・〇二〇	一・二〇	〇・〇九六
過磷酸石灰	一一二	〇・〇二〇	二・二四	〇・一七三
硫酸アンモニヤ	三六	〇・〇二〇	〇・七二	〇・〇五八
石灰	二〇	〇・〇二〇	〇・四〇	〇・〇三二
草木灰	三〇	〇・〇二〇	〇・六〇	〇・〇四八
麻實	四八	〇・〇二〇	九・六〇	〇・七三五
計			一五〇・四八	一〇・八二五

期節別	數	單	價	總金額	數	反當
春蠶期	二、六八四	個	一一	二九五・二四〇	一九三・〇九三	二一・二四〇
初秋蠶期	六四六・八〇	個	一〇	六四六・八〇〇	四六・五三二	四・六五三
晚秋蠶期	一、一三〇・六〇	個	一二	一三五・六七二	八一・三三八	九・七六一
計	四、四六一・四〇	個	一二	四九五・五九〇	三二〇・九六三	三五・六五四
合計	三〇〇	個	八	五一九・五九〇	二二	一・七二七
合計						三七・三八一

三、桑園收入

期節別	數	單	價	總金額	數	反當
春蠶期	二、六八四	個	一一	二九五・二四〇	一九三・〇九三	二一・二四〇
初秋蠶期	六四六・八〇	個	一〇	六四六・八〇〇	四六・五三二	四・六五三
晚秋蠶期	一、一三〇・六〇	個	一二	一三五・六七二	八一・三三八	九・七六一
計	四、四六一・四〇	個	一二	四九五・五九〇	三二〇・九六三	三五・六五四
合計	三〇〇	個	八	五一九・五九〇	二二	一・七二七
合計						三七・三八一

- 四、桑園收支比較益金 一三二・九九〇
- 五、一反當收支比較益金 九、五六九
- 六、桑葉一貫匁當生產費 〇、〇八六
- 養蠶經營

三四四

一、養蠶支出

種別	數量	金額	種別	數量	金額
蠶種	二枚	一一〇〇	蠶種	二枚	一一〇〇
桑葉	一、〇一〇・〇〇〇	七七・〇〇	桑葉	一、〇一〇・〇〇〇	七七・〇〇
勞力	三人	七〇・〇〇	勞力	三人	七〇・〇〇
光熱		一〇・〇〇	光熱		一〇・〇〇
蠶室器具ノ損料		一〇・〇〇	蠶室器具ノ損料		一〇・〇〇
諸負擔		一〇・〇〇	諸負擔		一〇・〇〇
雜費		一〇・〇〇	雜費		一〇・〇〇
合計		一七〇・〇〇	合計		一七〇・〇〇

二、養蠶收入

種別	數量	金額	種別	數量	金額
上繭	一一三・五〇〇	三九・〇〇	上繭	一一三・五〇〇	三九・〇〇
中繭	三三・三〇〇	一〇・七〇	中繭	三三・三〇〇	一〇・七〇
小繭	二六・三〇〇	八・五〇	小繭	二六・三〇〇	八・五〇
合計		五八・二〇	合計		五八・二〇

三四五

- 三、養蠶收支差引益金
- 四、上繭一貫匁生産費
- 五、上繭一貫匁の平均價
- 六、上繭一貫匁差引益金

- 八八・三六七
- 二、九四七
- 三、一〇〇
- 〇、一五三

右表によるときは全國共通の現象である生産費が高み繭價が低廉で生産費を割るのが普通とされて居る處の初秋蠶期に於てさへも利潤を収め、他の二期に於ては何れもより以上の利益を擧げて居る。

(ロ) 桑園生産費資料調査の成績

昭和六年度本會養蠶經營調査成績(農家三百平均)

○調査の基準

- 一、桑園地代は土地資本利子を以てし年四分を計上す
- 二、肥料價格中購入肥料は其の實際を、自給肥料は評價によれり
- 三、勞銀は男女に區別し、桑園養蠶共男一日七十錢、女五十錢とせり、而して養蠶勞力は十時間を以て一日とし、桑園勞力は八時間を以て一日と看做し、牛の勞銀は男二人分とせり
- 四、農具及器具の損料は耐久年數に分割し且つ原價に年五分の利子を計上せり
- 五、蠶室及附屬舎の損料は敷地の賣買價格及建築費に對する年四分の利子を見積り、修繕費として居宅兼用蠶室の養蠶飼育間に對する分を計上せり
- 六、租稅諸掛は賦課の標準を調査し養蠶に對する分擔額を計上せり
- 七、養蠶勞銀は同育準備より收購後繭販賣蠶室器具の整理に至るまでのものを計上せり
- 八、繭價は販賣價格により桑枝條、蠶沙、簇殼は評價に依れり
- 九、後掲桑園收入欄内の自家生産は市價により評價し、養蠶支出中生産桑葉價格は桑葉生産費一貫九錢を以て算出せり
- 一〇、繭一貫匁の生産費は養蠶の總支出額を上繭數量を以て除したるものとす

○調査の成績

一、桑の部

種	日	總栽培段別		一段歩當		備考	
		數	價額	數	價額		
栽	植	春	1,319.00	100.00	189.62	桑葉ハ市價ニヨリ評價計上セリ	
		秋	2,000.00	100.00	210.00		
		晩秋	2,681.21	100.00	70.00		
		合計	6,000.21	300.00	269.62		
		桑葉	100.00	100.00	100.00		枝條ヲ見積リタルモノ
		副産物	26.84	100.00	6.00		補植及改植ノ苗木ヲ見積リタルモノ
		合計	700.00	100.00	106.00		自家生産肥料計上セルモノ
		補植及改植苗費	700.00	100.00	6.00		金肥計上セルモノ
		肥料費(自給)	430.00	100.00	5.00		一日七時間労働トシ日當七十錢計上
		肥料費(購入)	30.00	100.00	8.00		
勞力費	58.00	100.00	0.00				
農具費	40.00	100.00	1.00				
諸負債擔	9.24	100.00	0.00				
土地資本利子	33.88	100.00	7.00	利子年四分ヲ採用			
合計	2,000.00	100.00	30.00	收入ヨリ支出ヲ差引キタルモノ			
桑園收支比較損益	益	1,319.00	100.00	189.62			

桑一貫日當生産費 ○〇〇九 (支出ヲ桑葉數量ニテ除シタルモノ)  
 一日當労働報酬 一・六九 (支出ニ勞賃ヲ含マザルモノノ差引ヲ労働日數ニテ除シタルモノ)  
 土地資本利題 一〇・二三 (支出ニ資本利子ヲ含マザルモノノ差引ヲ資本ニテ除シタルモノ)

種目	春		秋		晩秋		備考
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
主産物	六六・五三	101,000	二二・三〇	100,000	三三・二〇	116,000	上繭一貫目平均 春 三四・二三 秋 三四・三五 晩 三四・六三
中産物	二〇・七六	10,000	一〇・三〇	10,000	一〇・三〇	三〇・六	
玉産物	二〇・七六	10,000	一〇・三〇	10,000	一〇・三〇	三〇・六	
合計	107,000	211,000	32,600	120,000	43,500	146,600	繭沙其他ノモノノ合計ニシテ一貫目貳錢ニ見積レリ
入							
支							
桑ノ種	一	八・〇〇	二	二・五〇	三	三・一〇	桑ノ價格ハ桑ノ生産費ヲ以テ計上セリ
桑ノ一	七・三六	10,000	五・六〇	10,000	八・五〇	10,000	
桑ノ二	一九・七〇	10,000	一八・六〇	10,000	二八・〇〇	10,000	
桑ノ三	四八・〇〇	10,000	六・〇〇	10,000	八・七〇	10,000	
桑ノ四	一三・〇〇	10,000	三・〇〇	10,000	四・二〇	10,000	
桑ノ五	八・七〇	10,000	三・〇〇	10,000	三・九〇	10,000	
計	107,000	211,000	32,600	120,000	43,500	146,600	
諸材料費	三・二一	10,000	二・〇〇	10,000	二・〇〇	10,000	蠶座紙漿振盪マムシ等ヲ計上セリ
光熱費	九・七〇	10,000	二・〇〇	10,000	二・〇〇	10,000	保温費及蠶用臨時電燈等ヲ計上セリ
勞力費	三・〇〇	10,000	三・〇〇	10,000	三・〇〇	10,000	一日十時間労働トシ男七拾錢女五拾錢ト見積レリ
蠶室器具費	六・〇〇	10,000	二・五〇	10,000	二・五〇	10,000	蠶具及蠶室ハ使用比率ニヨリ分擔セリ
諸負擔費	一七・四七	10,000	一・六九	10,000	二・三三	10,000	家屋税及地租ノ一部並組合費ヲ計上セリ
合計	107,000	211,000	32,600	120,000	43,500	146,600	
差引	三・六〇	10,000	一七・九一	10,000	四・〇六	10,000	收入ヨリ支出ヲ差引キタルモノ
上繭一貫目當生産費	三・六〇	10,000	一七・九一	10,000	四・〇六	10,000	支出合計ヲ上繭數量ニテ除シタルモノ

(5) 繭取引改善施設

本縣に於ける昭和四年度の産繭額は三百八十萬貫、價格一千五百餘萬圓で全國第六位、農家經濟に重大なる地位を占めてゐる。然るに之れが取引は區々にして完全なるものが少い。組合製絲乾繭倉庫の設置も一部分にして未だ仲買人と取引するものも少なくない。此の不合理なる取引改善を圖る必要を痛感し本年度に於て春蠶三百點夏秋蠶二百點の間掛目に依る價格即ち生絲眞價とを比較し、其の損益得失の差異を調査し不合理なる繭取引を除去すると共に公正なる取引の資料に供した。而して春夏秋の三期に就て其の成績を綜合する時は販賣價格は眞價よりも一貫目當り二十錢六厘の差額を生じた。即ち農家經濟上甚大なる打撃を蒙りつゝあるので本會に於ては更に調査研究を進め之れが取引の改善に努めることにした。

昭和五年度は産繭額三百八十三萬貫、價格一千二百萬圓にして大部分仲買人との取引に依る。本會は春繭三百七十六點、秋繭三百三十九點計七百十五點を三重、鈴鹿、河藝、安濃、一志、飯南、多氣、度會、阿山、名賀、志摩、北牟婁の各郡より一點生繭二百匁宛を購入し前年度の如く糸重解舒掛目による價格を調査し養蠶家實際の販賣價格と比較し公正なる取引の資料に供した。本年度は春秋二期に於ける調査成績を綜合する時、春蠶の繭眞價より普通販賣價格は一貫目當最高桑名の六十錢平均二十三錢四厘安く、秋蠶に於て最高安濃、志摩の六十一錢、最低多氣の二十錢安價であつた。之れを春秋平均すれば販賣價格と眞價とは二十九錢七厘の大なる開きがあつた。

昭和六年度調査

- イ、産繭額 三百四十八萬貫、價格一千五百萬圓
- ロ、眞價調査 材料繭購入數量、春繭二百五十點、秋繭百五十點、購入先、桑名、三重、安濃、飯南、度會、阿山ノ各郡ヨリ一點ニ付生繭二百匁宛



ハ、眞價調査 普通販賣價格ヨリモ高キコト左ノ如シ

春蠶一貫當最高桑名七錢平均一錢六厘、秋蠶ニ於テ最高三重ノ三十二錢平均九錢四厘、春蠶平均五錢五厘

昭和七年度調査

イ、滿産額 三百二十三萬貫、價格一千九百九十二萬圓

ロ、調査材料 春蠶二百二十二點、秋蠶八十六點、晚秋蠶六十一點、購入先飯南、一志、度會、志摩ノ各郡ヨリ一點ニ付二百匁宛

ハ、眞價調査 普通販賣價格ヨリ高價ナルコト左ノ如シ

春蠶生繭一貫ニ付平均十二錢、秋蠶十六錢、晚秋蠶ハ却テ四錢安シ、但シ三期平均眞價ハ販賣價格ヨリ八錢高シ

昭和八年度調査

イ、滿産額 三百五十二萬貫、價格二千萬圓

ロ、調査材料 晚秋蠶二百十六點、購入先安濃郡一圓十六ヶ町村ヨリ一點ニ付二百匁宛

ハ、眞價調査 普通販賣價格ヨリ高キコト左ノ如シ

晚秋蠶一貫當最高一圓十五錢、平均二十五錢

(6) 繭相場ラヂオ放送

本會は養蠶家の參考に供する爲め昭和四年度より春夏秋三期の繭出廻り最盛期に松阪、四日市、伊賀上野、龜山市場の出廻量及び繭價格を放送することにし其の後毎年之れを實施した。

(7) 産繭處理統制問題対策

産繭處理問題に付き本會は産業諸團體と共に大活動を開始したが詳細は便宜上政策的施設の項に記すこととした。

一一、農具の改良

農作物種類の増加、耕種法の改善、副業の發達等々農業經營の複雑化に伴ひ農業勞力の經濟上農具の改良發達を促進するは農會の重要な一事業なので本會では先づ明治三十五年農具品評會(別項記載)を開催して縣下に於ける農具の發達狀況を觀ると共に一般農家の知識を養ひ、更に改良農具の使用を奨励して補助金を交付し又之れが取扱講習會を各郡市に開催する等本事業が農事試驗場に移さるゝ迄の間大いに努むる所があつた。

(一) 農具品評會

(イ) 農具品評會開設要項

一、會期 明治三十五年十月一日ヨリ十日ニ至ル十日間

一、會場 縣會 議場

一、出品種類 土地改良用器具、整地用器具、播種施肥用器具、耕鋤用器具、收穫及調製用器具、害蟲驅除用器具、差懸用器具、製茶用器具

一、出品及出品人の制限 本縣ノ住民ニシテ自家ノ製作又ハ自家ノ考案ニ依リ製作シタルモノ

但シ他府縣製作ノ農具及其雛形圖面等ニシテ有益ノモノハ參考トシテ出品スルコトヲ得

一、出品ノ許否 出品ハ目錄及説明書ヲ提出セシメ本會ニ於テ許否ス

一、出品ノ賣買 出品ハ賣買ノ約定ヲナスコトヲ得

但シ閉會後ニアラザレバ搬出スルコトヲ得ズ

一、運賃ノ負擔 返路會場ヨリ郡市農會ニ至ル運賃ハ本會ノ負擔トシ其他ハ出品人ノ負擔トス



(二) 改良農具展覽會

本會主催全國改良農具展覽會は大正十二年八月廿一日より五日間河藝郡白子町三重縣立農事試驗場に於て開催した。出品物は廣く之れを全國的に集めたる爲め各地より優良なる出品物二百七十點に達し、恰も會期中に農事試驗場が現在地に新築移轉したる開場式を舉行せし爲め參觀人は約二萬人に及んだ。

出品農具ノ内譯	
發動機ノ部	二八點
水車ノ部	二
自動耕機ノ部	二
動力掛脱機ノ部	九
動力掛板及麥摺機ノ部	一九
動力掛揚水機ノ部	一一
動力用製糞機ノ部	三
動力掛豆箱割機ノ部	五
動力掛精穀機ノ部	二
耕機及附屬品類ノ部	二四
畜力用農具ノ部	六
水田用手押除草機ノ部	二五
足踏脱穀機ノ部	五一
人力摺摺ノ部	一六
調製用器ノ部	七
人力用製糞機ノ部	一六
製糞其他副業用機械類ノ部	四
手押豆箱割機ノ部	四
手押到切機ノ部	六
噴霧器ノ部	八
雜農具ノ部	二〇
參考品ノ部	二
合計	二七〇

(三) 畜力利用農具展覽會

本會と三重縣畜産組合聯合會共同主催の下に大正十三年四月五日より三日間白子町縣立農事試驗場に於て實演を

兼ねて本展覽會を開催した、其の出品物は左の如くである。

飛行機、製繩機、野田式畜力機、野田式畜力用摺摺機、刀車馬鉄軸機、紫雲英刈機、塊切馬鋤、畜力中耕機、耕耙機、中耕機

(四) 全國農具展覽會

帝國農會主催全國農具展覽會に對し本會を経て出品出願せるもの、中許可されたるもの左の如し。

正條植自在系笈	三重郡羽津村	廣田倉吉
稻 拔	度會郡神原村	谷口末松
剪 定 器	桑名郡桑名町	三品廣房
春蠶用炭火調節器	鈴鹿郡石薬師村	市川吉松
石油乳劑攪拌器	河藝郡玉垣村	小椋元吉
苧 織 機	飯南郡松阪町	荒木米藏
牛馬動力摺摺裝置模型	河藝郡農會	
藤原式除草器	名賀郡神戸村	藤原勝次郎
風力精米機模型	飯南郡神戸村	西川喜藏
以上出品物の中受賞者左の如し。		
五等賞賞狀	藤原式除草器	名賀郡神戸村
同	稻 拔	度會郡神原村
同	石油乳劑攪拌器	河藝郡玉垣村
		藤原勝次郎
		谷口末松
		小椋元吉

(五) 改良農具の購入と巡回取扱指導

大正十年度並に大正十三年度に於て左の動力機を購入し縣下各都市にて其の取扱講習會及び實演會を開催した。インターナショナル發動機三馬力壹臺、ゼット型發動機一馬力半壹臺、動力機掛稻麥脱穀機二人用壹臺、野田式畜力機壹臺

開催都市名

- 大正十一年度 桑名郡、員辨郡、鈴鹿郡、安濃郡、飯南郡、多氣郡、度會郡、阿山郡、名賀郡、志摩郡、北牟婁郡
- 大正十二年度 名賀郡、安濃郡、河藝郡、飯南郡
- 大正十三年度 阿山郡、鈴鹿郡、度會郡、飯南郡、南牟婁郡
- 大正十四年度 河藝郡、多氣郡、員辨郡、志摩郡、安濃郡、名賀郡
- 昭和元年度 桑名郡、三重郡、鈴鹿郡、一志郡、度會郡、阿山郡、名賀郡、北牟婁郡、南牟婁郡

(六) 改良農具購入助成

本會は改良農具の普及を圖る爲め大正十二年度より豫算を計上して各都市農會へ左の通り奨励金を交付した。

大正十二年度 桑名、一志、多氣、度會、阿山、志摩、北牟婁(總額七百圓)

大正十三年度 桑名、鈴鹿、河藝、一志、多氣、度會、阿山、名賀、志摩、北牟婁、四日市(總額一千圓)

大正十四年度 各都市へ總額壹千圓

大正十五年度 各都市へ總額五百圓

一二、病蟲害防除奨励

本事業は明治三十八年度開始に依るもので戰時(日露)の食料問題解決に米麥作の病蟲害防除は重大なる事項なる

に鑑み本會は先づ左記の害蟲驅除防除奨励規程を設け郡市町村農會を督勵し又別記の通牒を發して之れが徹底に努めた。

害蟲驅除防除奨励規程

第一條 本會ハ害蟲ノ驅除防除ノ完全ヲ期スル爲各都市農會ニ對シ豫算ノ定ムル所ニヨリ町村農會數ニ半額、都市内田地總反別ニ半額ノ割合ヲ以テ懸賞金ヲ交付ス

第二條 郡市農會ハ左ノ事項ニ準ジ町村農會成績ノ優劣ヲ參酌シテ懸賞金ヲ交付スベシ

- 一、委員ノ設置方法其人員及費用
- 一、驅除防除用具ノ個數及費用(農會用個人用別)
- 一、驅除防除用材料ノ數量及費用(農會用個人用別)
- 一、驅除防除ニ關スル人夫ヲ雇入レタル場合ハ其人員及賃金
- 一、驅除防除シタル害蟲ノ名稱及其數量並ニ度數
- イ、浮塵子
- 一、苗代時期驅除防除回数 二、本田ニ於ケル驅除防除回数
- ロ、螟蟲
- 一、苗代時期採卵數 二、本田ニ於ケル採卵數 三、本田ニ於ケル心枯及白穂拔取數
- 四、誘蛾燈ノ點火個數、日數 五、螟蟲捕殺又ハ誘殺數

(本項小學校生徒ヲシテ驅除防除セシメタル時ハ其方法及費用)

(本項小學校生徒ヲシテ驅除防除セシメタルモノハ第五項(ロ)螟蟲ノ部ニ包含スルモノトス)

一、浮塵子石油驅除防除、螟蟲採卵、心枯、白穂拔取、捕蟲網、點火誘殺等其他ノ方法ニヨリ驅除防除ナシタル場合ニハ其方法及成績數量

一、市農會ハ前號ニ依リ驅除防除ヲ勵行スベシ

第三條 郡市農會ハ別表ニヨリ其成績ヲ調査シ翌年一月十五日迄ニ本會ニ報告スベシ

町村農會名	委員數		驅除豫防費用材料		浮塵子		探卵數		心枯		誘蛾燈點火數		捕殺		驅除豫防費總額
	數	員	用會農	用會農	數	夫	代苗	田本	取種及	苗代	數日	數日	代苗	田本	
何々町	人	個	個	個	人	個	個	個	個	個	個	個	個	個	
何々村	人	個	個	個	人	個	個	個	個	個	個	個	個	個	

(一) 病蟲害防除に關する通牒

縣農第一四三號

米麥種子ノ鹽水撰ハ各級農會ノ夙ニ獎勵指導スル所ニシテ年々其實績ヲ舉ケ今ヤ稻種子ノ如キハ殆ント實行セサルナキニ至リシト雖モ麥種子ハ之レヲ昨年ノ成績ニ徴スルニ未タ普ク實行ヲ見ル能ハサルハ誠ニ遺憾ナリトス、然ルニ去ル六月中ノ霖雨ハ恰モ冬作物ノ收穫ノ時期ニ際セシヲ以テ其品質ヲ粗惡ニシ收量ヲ減シ收穫上多大ノ損害ヲ來セシノミナラス其ノ種子ノ如キモ亦不良ナルヲ免ル能ハス其シキハ霖雨中既ニ萌芽シテ發芽力ヲ失ヒタルモノ少シトセス故ニ本年播種スヘキ各種冬作物ノ種子ハ最モ精撰ニ意ヲ用ヒ殊ニ麥ニアリテハ必ス鹽水撰ヲ施スニアラサレハ明年ノ收穫上ニ影響ヲ及ホスヘキハ疑ヲ容レス依テ當業者ハ此際相當ノ準備ヲナシ時機ヲ失セス齊シク實行シテ一モ遺漏ナカラシムル様特ニ御注意相成度此段申進候也

明治三十八年九月九日

各郡市農會長宛

三重縣農會長

有松英義

縣農第一四五號

本年稻作ニ於ケル害蟲ノ驅除豫防ハ苗代ノ當初ヨリ各級農會ノ勵行大イニ其効ヲ奏シ未タ著シキ發生ヲ見ルニ至ラスト雖モ今ヤ第二期螟蟲及秋期浮塵子發生ノ時期ニ際シ加フルニ昨今ノ天候ハ浮塵子ノ發生ヲ促シ之レカ蔓延ヲ助クルノ微アリ、今ニシテ驅除豫防上注意ヲ怠ル事アラシカ所謂九仞ノ功ヲ一簣ニ虧クノ憾ナシトセテ、然ルニ農民ノ多數ハ猶未タ舊慣ヲ墨守シ害蟲ニ對スル觀念甚タ薄弱ニシテ本年ノ如キ大雨後又ハ陰晴常ナラサル天候多ク氣溫低キ場合ニ於テハ害蟲ハ死滅シ或ハ殆ント發生セサルモノ、如ク思惟シ冷然トシテ顧ミサル者不尠、偶々驅除豫防ヲ行フモ或ハ形式的ニ流レ或ハ時機ヲ失シ爲ニ其効ヲ奏セス勞シテ效ナキノミナラス害ヲ後年ニ及ホスモノナキニ非サルハ誠ニ遺憾トスル所ナリ、依テ此際充分ノ注意ヲ加ヘ驅除豫防ノ警戒ヲ嚴ニシ浮塵子ハ其發生ヲ未然ニ防キ螟蟲被害ノ白穂ハ一本タリトモ發見セハ速ニ刈除シ直接ニハ被害ヲ免レ延テハ慘害ヲ次年ニ殘存セシメサル様特ニ御注意相成度此段申進候也

明治三十八年九月十二日

各郡市農會長宛

三重縣農會長

有松英義

(二) 郡市別獎勵金交付額

明治三十八年度より四十年迄三箇年間各郡市に對し毎年左の病蟲害防除獎勵金を交付した。

桑名	八一、四二三	員辨	一〇四、〇三三	三重	一七〇、八一七
鈴鹿	一〇三、一八九	河藝	一二六、六二三	安濃	八五、五五三
一志	一八九、七三三	飯南	一二六、一八九	多氣	八六、四七四
度會	一六一、一八七	阿山	一二四、三四三	名賀	九九、五五七

三五九

志摩 八〇,四七八 北牟婁 一二八,一一〇 南牟婁 八四,二二九  
 津 一〇,五六二 四日市 一二,五〇一 合計 一,六八五,〇〇〇

三六〇

(三) 明治三十八年度害虫驅除豫防成績(郡市農會成績調查報告其二)

郡市農會名	委員數	驅除豫防用具數		驅除豫防用材料		人夫數	浮苗代時期驅除回数	本圃驅除回数
		農會用	個人用	農會用	個人用			
桑名	一七二	二,一六七	三,一四三	四,二三〇	二,六〇〇	二二四	不詳	不詳
員辨	二九一	三六二	—	一,二四〇	一,二五六	四〇四	一四	二二
三重	四九五	—	—	三三,五五四	九,六〇〇	—	—	二二
鈴鹿	二〇一	一,二四三	—	一二,四〇〇	二,八五六	—	—	二二
河藝	二八六	八四七	—	三七,七二〇	二,三〇八	—	—	九一
安濃	三三四	二一八	—	二一,五八〇	四,五三七	—	—	四七
一志	四四二	三四四	—	六,一二〇	八,〇三〇	—	—	四七
飯南	—	—	—	—	—	—	—	—
多氣	一九〇	一四,四三五	—	五五,一七〇	不詳	—	—	—
度會	二四四	一,〇四八	—	二〇,七二〇	四〇,三〇〇	—	—	—
阿山	七七三	四,八九六	—	六,一八〇	四三,六四九	—	—	—
合計	三,八七六	二七,八四〇	—	一六一,八〇五	三六四,〇〇五	—	—	—

郡市農會名	採卵數	心拮及白穂採取數	誘蛾燈點火數		捕苗代本圃	殺苗代本圃	誘苗代本圃	殺田	驅除豫防費總額
			個數	日數					
志摩	一四六	一,四九八	七,〇六七	—	七二,五八〇	三,九一七	三五	三一	
北牟婁	七六	三一九	七五五	—	一五,九五二	一,二五八	三〇	四四	
南牟婁	二〇七	三六三	五,二四六	—	二〇,七八九	一〇,〇〇〇	一九三	八七	
津	一二	一〇〇	三一五	—	四一〇	七五	七	二	
四日市	七	—	八九四	—	七四〇	—	三	二	
合計	三,八七六	二七,八四〇	五五,三三三	—	一六一,八〇五	三六四,〇〇五	二〇,九〇八	二,一一〇	六六一

明治三十八年度害虫驅除豫防成績(郡市農會成績調查報告其二)

郡市農會名	採卵數	心拮及白穂採取數	誘蛾燈點火數		捕苗代本圃	殺苗代本圃	誘苗代本圃	殺田	驅除豫防費總額
			個數	日數					
桑名	三六,四七七	七,八七〇	七,〇六七	—	七二,五八〇	三,九一七	三五	三一	
員辨	四四,一二七	—	—	—	—	—	—	—	
三重	三三,八〇〇	—	—	—	—	—	—	—	
鈴鹿	二四,〇一七	—	—	—	—	—	—	—	
河藝	二九,〇〇六	—	—	—	—	—	—	—	

三六一



- 第二條 獎勵金ハ堆積肥料舎一棟ニ付キ金五圓トシ一名一棟ニ限ル
- 第三條 堆積肥料舎ノ構造ハ本會ニ於テ決定シタル標準ニ據ルモノトス
- 第四條 堆積肥料舎建設者ハ都市農會ニ於テ決定シ豫メ本會ノ承認ヲ受クルモノトス
- 第五條 堆積肥料舎建設者ハ工事落成後圖面及經費調書ヲ添ヘ都市農會ヲ經テ獎勵金ノ交付ヲ請求スベシ
- 第六條 堆積肥料舎ノ工事落成シタル時ハ本會ニ於テ實地檢分ヲナシ不完全ナル箇所アル時ハ改造セシムルコトアルベシ
- 第七條 堆積肥料舎建設者ハ可成永久保存シ完全ナル堆積肥料ヲ製造シ且ツ之レガ普及ニ努ムル義務アルモノトス
- 第八條 各都市ニ建設スベキ堆積肥料舎ノ數ハ毎年之レヲ定ム

(ロ) 模範堆積肥料舎建設標準

一、所行三間梁間二間(建坪六坪) 一棟  
 假シ軒高土臺上端ヨリ桁下端マテ七尺五寸、軒出一尺五寸屋根合掌形、葺葺外部壁中塗、内部壁高サ五尺杉皮ニ枚張り、押打竹取付、上部中塗壁貫三通込打固、小屋裏六尺無双連子窓一ヶ所、入口高サ六尺、横六尺引分戸敷居鴨居戸溝取付、間内土間總叩キ厚サ三寸、六尺ニ付勾配一寸トシ中央ニ蓋付溜ヲ設クル事  
 (尚右ノ外詳細ニ仕様書並繪圖面ヲ示シ材木、瓦、コンクリト、人夫賃等明治三十六年津市内見積リ價格ニテ此總建設費金六拾參圓四拾錢貳厘五毛トアリ)

(三) 堆肥獎勵ニ關スル本會經費

年度	模範堆積肥料舎獎勵費	堆積肥料舎獎勵費	堆積肥料實地指導獎勵費	堆肥實地指導獎勵費	豫算額	決算額
明治三十六年度	同	同	同	同	二三五、〇〇〇	一六五、〇〇〇
同 三十八年度	同	同	同	同	三二〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇
同 四十二年度	同	同	同	同	二六五、〇〇〇	二一八、七六〇
同 四十三年度	同	同	同	同	一五〇、〇〇〇	一四八、〇〇〇
同 四十四年度	同	同	同	同	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇

年度	堆積肥料實地指導獎勵費	堆積肥料品評會費	堆肥増産獎勵費	同	同	同
同 四十五年度	同	同	同	同	一〇二、〇〇〇	一〇二、〇〇〇
大正二年度	同	同	同	同	四五、〇〇〇	三〇、〇〇〇
同 五年度	同	同	同	同	四二六、〇〇〇	四二九、六一〇
同 六年度	同	同	同	同	五〇〇、〇〇〇	四八五、五八〇
同 八年度	同	同	同	同	四三〇、〇〇〇	四二九、六一〇
同 九年度	同	同	同	同	三、一〇〇、〇〇〇	三、〇五六、九〇〇
同 十年度	同	同	同	同	八一〇、〇〇〇	八〇八、五八〇

(四) 模範堆肥舎設置數

年度	模範堆積肥料舎 (三三種)	河藝郡	安濃郡
明治三十六年度	三	三	三
員辨郡	三	多氣郡	度會郡
一志郡	三	志摩郡	北牟婁郡
阿山郡	二	津市	一
南牟婁郡	二	津市	一
明治三十八年度	四	鈴鹿郡	河藝郡
員辨郡	四	飯南郡	多氣郡
安濃郡	四	名賀郡	志摩郡
度會郡	四	津市	四日市市
北牟婁郡	二	津市	一



(五) 縣下堆積肥料含數(明治四十年七月末現在)

郡市	堆積肥料含數	平均一ヶ所一ヶ年ノ生産高	備考
桑名郡	一〇	一、〇三五	
員辨郡	二二	二、五〇〇	
三重郡	五九	一、二三七	一時的ノモノ四百五十ヶ所ヲ含ム
鈴鹿郡	一六	二五七	一時的ノモノ百九ヶ所ヲ含ム
河藝郡	三七	二、〇五六	
安濃郡	一八	七二四	
一志郡	一一	一、六〇〇	
飯南郡	一〇	六七四	
多氣郡	一四	一、二〇〇	最多一萬二千貫最少六千貫
度會郡	七四	九、〇〇〇	最多七千二百三十五貫最少六百貫
阿山郡	二二	三、九一八	
名賀郡	一三	二、三〇〇	
志摩郡	二四	一、五〇〇	
北牟婁郡	三	一、八〇〇	
南牟婁郡	七	一、二〇〇	
津市	二	八三五	

〔此外在來ノ構造不完全ナルモノ三千二百七十ヶ所  
生産量ハ一ヶ所平均九百貫〕

本會は明治四十二年度より大正二年度迄堆積肥料實地指導の爲め専門技術員を設置し縣下全般に亘り五ヶ年間實地指導並に講習講話會を開催せり。初年度の成績を擧ぐれば左の如し。

(六) 堆積肥料製造實地指導

郡市	管理	實習	參觀	堆積肥料ノ分量	容積	堆積日	堆積時ノ天候	堆積時ノ最高温度	注水回数	切返時ノ堆積成績	管理上ノ經過
四日市市	者管理	七名十	十名五	草糞百二十 糞糞百二十 及水糞	九尺高 九尺高 サ平	七月二日	晴	二十六度	一回	佳良	六日目にテ最高温度ニ達シタル爲 行フ一回ハ一石四斗、二回ハ七斗
宇治山田市	者管理	七名十	十名五	草糞百二十 糞糞百二十 及水糞	九尺高 九尺高 サ平	七月二日	晴	二十六度	一回	佳良	六日目にテ最高温度ニ達シタル爲 行フ一回ハ一石四斗、二回ハ七斗
計		一、二九九				一、三八四					



第六條 出品ハ一人ニ付キ一點トス  
第七條 出品ノ堆肥ハ容積一坪以上タルヲ要ス

第三章 審査

第八條 審査ハ第一次第二次ニ區別シ左ノ如クス

第一次審査 品質管理容積設備等ニ付審査ス

第二次審査 第一次審査ニテ優等ノ成績ヲ得タルモノヲ作物ニ使用シ其ノ成績ヲ比較審査スルモノトス

但シ本項優等者ハ出品ノ堆肥ハ二十貫タテヲ審査用トシテ提供スルヲ要ス都合ニヨリ數量ヲ變更スルコトアルベシ

第九條 審査ハ左ノ期間ヨリ之ヲ開始ス但シ時宜ニヨリ變更スルコトアルベシ

春季 四月十五日 秋季 十月一日

特別ノ事情アル郡市ハ期日ヲ指定シテ豫メ申出ヅベシ

第十條 出品人ハ審査ヲ拒ミ又ハ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ズ

第四章 褒賞

第十一條 成績優等ノモノニハ左ノ區別等級ニ依リ褒賞ヲ授與ス

第一次審査成績 一等 二等 三等 第二次審査成績 特等

第十二條 出品人ハ褒賞ノ受納ヲ拒ムコトヲ得ズ

第五章 附則

第十三條 第三條ノ出品報告ハ大正五年度ニ限り二月十五日迄ニ差出スベシ

第十四條 第九條ノ審査ハ大正五年度ニ限り三月一日ヨリ之ヲ行フ

第一號様式

堆積肥料品評會出品報告

堆肥舍所在	堆肥舍坪數	積込當時ノ堆肥坪數	積込月日	切返回数	切返豫定月日	施用豫定月日	施用見込作物ノ種類	住所	氏名

合計									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(備考) 堆肥舍所在トハ其ノ大字小字又ハ地番等所在ヲ容易ニ知り得ル名稱ヲ記載スベシ

年 月 日

郡市農會長名

縣農會長宛

第二號様式

堆積肥料解説書

出品人 郡市町村 氏 名

第一 堆肥舍ノ位置構造等

例

一、面積 間口若干奥行若干

二、出入口及窓 出入口高若干幅若干開キ戸窓東西ニ各一箇ヅ、高若干幅若干

三、周壁 床ヨリ何尺「セメント」塗壁

四、床 漆喰ニテ固メ「セメント」ヲ塗り何寸勾配ニテ溜壺ニ向テ傾斜ス

五、溜壺 舍ノ中央幅何尺長何尺深何尺

第二 材料

例 一、稻藁ヲ主トシ落葉、苧藁、大豆藁等外ニ人糞尿何貫米糠何貫ヲ第二回切返後何日ヲ經テ混入

第三 管理

例

一、何月何日積込第一回切返何月何日、第二回切返何月何日、注水ハ何月何日行フ

第四 耕種(野外地肥)

例

一、周囲ハ藁蓋ヲ以テ被ヒ上部ハ土何寸ナ平等ニ覆ヒ更ニ藁ヲ以テ層根形ニ覆フ

第五 容積

例

一、完熟當時ノ見込何坪何合

二、出品以外ノ堆肥容積完熟ニテ何坪何合

第六 耕作反別及施用見込作物

例

作物名	耕作反別	堆肥施用反別	堆肥ヲ施用セザル反別	作物名	耕作反別	堆肥施用反別	堆肥ヲ施用セザル反別
水 稻				雜 穀			
麥 (田)				蔬 菜			
桑 園				其 他			
茶 園				合 計			

第七 器具

例

一、普通農具ノ外「ホーク」切返鋏等ヲ用ユ

(ロ) 審査報告

三重縣農會第一回堆積肥料品評會褒賞授與ノ式典ヲ舉行セラレ、ニ當リ茲ニ審査ノ成績ヲ報告シ併セテ褒賞ノ授與ヲ申請スルハ不肖ノ光榮トスル所ナリ

出品區域ハ南牟婁四日市宇治山田一郡二市ヲ除ク外一市十四郡ニ互リ各郡市ノ選拔ニ係ル點數ハ管内二百六十七點、管外三十三點合計三百點ニ達セリ今左ニ審査ノ概要ヲ述ベントス

一、設備建築ノ位置 構造其ノ廣サ等精完備セルモノアリシモ構造上注意ノ足ラザルモノ少カラズ、即チ舍ノ狹隘ヲ感ジ且ツ作業ニ不便ナルモノ、舍ノ外觀ニ重キキ内壁地盤等設備不十分ナルモノ等其主ナル缺點ナリトス、其他製造用具ノ設備亦全カラザルモノ少カラズ

二、材料 地方及出品者ノ事情ニヨリテ一様ナラザルコト勿論ニシテ、厩肥藁類ヲ主トシ種ニ乾草、落葉、塵芥等ヲ混用スルモノナキニ非ザレドモ未ダ一般ニ廢物ヲ利用シテ有効ナル堆肥ノ製造ニ供用スルノ念慮尙淺ク、材料蒐集ニ尙努力ノ足ラザルモノ少ナカラザリシヲ感ゼリ

三、管理 注水、切返、覆土等堆積後ノ管理ニ於テ稍々適當ト認ムルモノアリシモ安リニ注水ヲ多クシテ腐熟ヲ妨ゲ、或ハ水注ヲ意リテ乾燥ノ状態ニ陥ラシメタルモノ、或ハ其ノ方法ノ杜撰ナルモノ、殊ニ舍外ノモノニアリテハ覆土ノ少キモノ、雨露風雪ノ防備ニ缺ケタルモノ等アルヲ認メタリ

四、品質 堆肥ノ品質ハ主トシテ材料ノ種類、腐熟ノ程度、製造法ノ巧拙等ニヨリテ一様ナラザルコト勿論ナリ、今回ノ出品中ニハ堆積後既ニ五箇月以上ヲ経過シタルモノ、或ハ僅々十數日ヲ出テザルモノ等アリテ品質ノ良否ヲ判定シ難キモノアリシモ、一回乃至二回ノ切返シヲ行ヘルモノ其大部分ヲ占メ品質亦良好ナルモノ尠カラズ、然レドモ好材料ヲ蒐集シタルモノニシテ或ハ堆積ノ方法ヲ誤リ或ハ堆積後ノ管理ヲ注意ナキ爲ニ腐熟ヲ遅延セシメタルモノ、或ハ熟度ノ不均一ヲ來セルモノ或ハ濕氣ノ過不足ヲ生ゼシメタルモノ等頗ル多キヲ遺憾トス

惟フニ堆積肥料ハ地方ノ維持増進上缺クベカラザル要素ニシテ且ツ肥料ノ經濟ヲ圓滑ナラシムル主要ノ材料ナリ、然ルニ現下ノ狀勢ハ徒ニ日前ノ勞ヲ惜ミテ之ガ製造ヲ怠リ、販賣肥料ノ使用頓ニ其勢ヲ加ヘ徒ニ多大ノ經費ヲ投ジ且動モスレバ地方ノ減耗ヲ來サントシ實ニ寒心ニ堪ヘザルモノアリ、サレバ其舍内タルト外舍タルトヲ問ハズ荷毛材料ノアラン限リ之ヲ蒐集シ以テ堆肥ノ製造施用ヲ潤澤ナラシムルト共ニ製造ノ技術ヲ研究琢磨シ以テ少費多獲ノ目的ヲ達センコトニ努力セラレンコトヲ望ム、而シテ出品中優良ノモノ二百二十點ヲ、次シ之ヲ三階級ニ分チ十四點ヲ一等ニ、三十五點ヲ二等ニ、一百七十一點ヲ三等ニ擬シ既ニ閣下ノ裁定ヲ經タリ謹テ褒賞ノ授與ヲス

大正六年四月二七日

審査長 三重縣技師 正六位 宮 川 助 一

(一) 成績表  
第一回 堆積肥料品評會 (大正五年度)

郡市名	概			賞	等	計數
	一	二	三			
桑名郡	一			三	一	一五
員辨郡	一			三	一	一八
三重郡	二			三	一	二六
鈴鹿郡	一			三	一	一七
河原郡				三	一	一五
安濃郡	一			三	一	一一
一志郡				三	一	一一
飯南郡	一			三	一	一一
多氣郡	一			三	一	一一
阿會郡	二			三	一	一六
阿山郡	二			三	一	一五
名賀郡	一			三	一	一二
志摩郡				三	一	一二
北牟婁郡				三	一	一三
計	一四	三四	一七〇	二		二一八

第二回 堆積肥料品評會 (大正六年度)

郡市名	概			賞	等	計數
	一	二	三			
桑名郡	一			三	一	一五
員辨郡	一			三	一	一八
三重郡	一			三	一	二六
三重郡	一			三	一	一七
鈴鹿郡	一			三	一	一四
河原郡	一			三	一	一三
安濃郡	一			三	一	一九
一志郡	一			三	一	二二
飯南郡	一			三	一	二二
多氣郡	一			三	一	一八
阿會郡	一			三	一	一五
阿山郡	一			三	一	一五
名賀郡	二			三	一	一五
志摩郡				三	一	一一
北牟婁郡				三	一	一一
計	一四	三四	一七〇	二		二一八



飯南郡	一四	二八	一二二	一六四
多氣郡	一五	二九	一三二	一七六
度會郡	二四	五一	二五六	三三一
阿山郡	四六	九一	四一三	五五〇
名賀郡	二一	三九	一七〇	二三〇
志摩郡	一八	三六	一七二	二二七
北牟婁郡	四	七	一八	二九
南牟婁郡	六	一三	六一	八〇
津市	二	四	一九	二五
四日市市	三	七	三四	四四
合計	三〇〇	六〇〇	二、六九九	三、六〇〇

(八) 緑肥栽培奨励

自給肥料として貴重なる緑肥作物の栽培を奨励普及する爲め明治三十六年度より青刈大豆、蠶豆の種子を左記の如く斡旋配付した。

一、明治三十六年熊本縣ヨリ刈敷大豆六石ヲ購入シ當時ノ農事講習生一人ニ付一畝ヲ試作セシムルヲメ種子五合宛ヲ配付ス

二、明治三十七、八年度熊本縣ヨリ刈敷大豆ヲ購入シ左ノ如ク配付ス

郡	市	三十七年	三十八年	郡	市	三十七年	三十八年	郡	市	三十七年	三十八年
---	---	------	------	---	---	------	------	---	---	------	------

桑名	二〇〇	二一〇	飯	一	志	五〇〇	四四〇	志	四六〇	四〇〇
員辨	一八〇	一八〇	飯	南	五〇〇	五〇〇	北牟婁	一五〇	一五〇	一五〇
三重	七〇〇	六二〇	多	氣	二一〇	二七〇	南牟婁	一九〇	一五〇	一五〇
鈴鹿	二〇〇	三五〇	度	會	五八〇	五四〇	津市	二五	三〇	三〇
河藝	四八〇	四三〇	阿	山	六九〇	四六〇	四日市	四〇	四〇	四〇
安濃	二三〇	二〇〇	名	賀	四二〇	四四〇	計	五、八五五	五、四一〇	五、四一〇

- 三、明治四十一年度 第十回關西府縣聯合共進會出品用種子トシテ旭大豆ヲ購入シ各郡市農會ヘ配付ス
- 四、明治四十二年度 熊本縣産、愛知縣産青刈大豆種子ヲ十石六斗二升一合五勺ヲ購入シ各郡市農會ヘ配付ス
- 五、明治四十三年度 美濃産青刈大豆種子ヲ購入シ又本會ニテ採種セル黒大豆ヲ各郡市農會ヘ配付ス
- 六、明治四十四年度 本會ニテ採種ノ綠肥大豆七石ヲ各郡市農會ヘ配付ス
- 七、昭和元年度 本會採種ノ綠肥大豆ヲ配付ス(以後ハ購買斡旋ノ項参照)

(九) 自給肥料増産宣傳(伊勢音頭)歌詞募集

本會は農家の肥料自給化を圖り以て農業經營の安定を期する爲め堆肥増産共進會を開催して來たが更に自給肥料増産の觀念を一層徹底せしむる爲め増産宣傳伊勢音頭歌詞を募集したるところ其の應募數四百八十八に達し其の中募集要項に反したるものを除き四百五十一歌詞に付厳選の結果次の如く入選した。(昭和八年度、九年一月發表)

特選 一名  
 俺が村での一つの自慢堆肥積まない家はない  
 飯南郡溝代村補習學校 西村 武  
 三七九

秀逸 二名

金肥つかへば債鬼がせまる自給肥料で恵比須願  
やせた田地も堆肥でこえて今じや村での模範田

佳作 十名

肥のお金でやせたる世帯汗の肥料で又肥る  
金の生る木は堆肥で出来る腕で揉み出せ家の富  
今年や出た〜斷然黒字之も誰ゆゑ堆肥ゆゑ  
主は鶏糞ひきは鶏糞ひ産むだ肥して多收穫  
紫雲英蒔きまじよ草刈りませうウンと土肥作りまじよ  
作り上手に其秘訣聞けば堆肥せつせとすればよい  
ウンと積みまじよ門まきまじよも黄金積む氣で手間肥を  
聞いて成る程やつて見りや事實堆肥利用の有難さ  
聞いて見やんせ隣の麥はいつも堆肥で一等實  
堆肥積み〜働く家にいつか集る福の神

度會郡内城田村平生  
飯南郡伊勢寺村

津村みつゑ  
中川金兵衛

一志郡高岡村  
度會郡東外城田村  
紀伊長島町  
度會郡柏崎村  
度會郡田丸町  
飯南郡機殿村六根  
一志郡雲出村本郷  
紀伊長島町  
三重郡川島村川島  
一志郡中郷村

脇田 毅  
喜多國次郎  
西山佳太郎  
喜多次子  
金子とせ  
森 敏一  
鈴木 隆  
西山藤吉郎  
小林いまを  
西村 聖三

(二〇) 東海農區自給肥料増産宣傳協議會

昭和八年八月十四十五の兩日、帝國農會主催農林省後援の下に本協議會を開催された。  
第一日は本會々議室にて開催、農林省より和田技手、帝國農會より青鹿參事臨席、郡岡、愛知、岐阜、三重の四縣よ  
り縣、農事試験場、縣農會役員出席、左記順序により協議した。

(一) 協議會順序  
一、主催者挨拶

- 一、開催地農會長挨拶(宇佐美本縣農會副會長)
- 一、農林省派遣官獎勵施設成績及計畫報告
- 一、各府縣施設普及狀況報告
- 一、提出事項協議

(二) 協議事項

- 一、帝國農會提出  
自給肥料ノ増産普及及上前年度事業ノ實績ニ鑑ミ將來特ニ留意スベキ事項ニ關スル件
- 二、各縣農會提出協議事項  
(省略)

三、本縣農會提出協議事項

- 1 堆肥増産共進會實施方針ニ關スル件
- 2 蠶豆ノ合理的施用方法ニ關スル件
- 3 金肥ノ節減普及徹底セシムル方法如何

(三) 決議(三重縣農會提出第三項)

- 1 金肥節減ヲ目標トスル栽培共進會、地力増進農技會其ノ他適當ト認ムル方法ヲ各地方的ニ研究實施セシメ併テ之カ助成方法ヲ講  
ズルコト
- 2 自給肥料ノ簡易増産及肥効増進方法ニ關スル指導研究ヲ一層徹底セシムルコト
- 3 肥効上金肥ニ代用スベキ適當ナル自給肥料増産施用方法ヲ發表宣傳スルコト

第二日は松阪市信用組合ビル三階ホールに於て開催したが、折柄同市に開催中の産業共進會視察に便する爲め午前  
中をそれに充て午後一時より開會した。出席者は第一日出席者の外縣下郡市町村農會役職員及篤農家約七百名。

(一) 協議會順序  
一、開 會



- 一、開催地農會長ノ挨拶(宇佐美副會長)
  - 一、帝國農會長ノ挨拶
  - 一、開催地知事ノ挨拶(中井内務部長)
  - 一、帝國農會派遣員ノ講演
  - 一、農林省派遣員ノ講演
  - 一、自給肥料増産施用ニ關スル實驗談
  - 一、協 議
  - 一、閉 會
- (二) 自給肥料増産利用實驗談發表者
- 大泉源之助 河藝郡一ノ宮村
  - 熊澤宇三郎 鈴鹿郡石薬師村
  - 田川彌七 鈴鹿郡椿村
  - 鈴鹿郡深井澤村 旭農友會代表者 館 三之吉
  - 阿山郡女生村 池澤嘉彦

(一) 堆肥増産競進會

本會は自給肥料獎勵の一助として第一回を昭和八年度、第二回を九年度に於て堆肥増産競進會を開催した。其の規程、審査要項、審査報告、入賞者等左の如し。

(1) 第一回三重縣農會堆肥増産競進會規程

- 第一條 本會ハ堆肥ノ増産ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 出品ハ堆肥及堆土トシ昭和八年七月ヨリ同九年二月迄ノ間ニ積込製造シタルモノトス
- 第三條 出品セントスルモノハ八月末日迄ニ其市町村農會ニ申出ヅベシ、但シ申込者ノ數ハ其市町村ニ於ケル昭和七年十二月末現在農

家戸數ノ五分ノ一以上ニ達セザル場合ハ出品ノ資格ナキモノトス

第四條 前條ニヨリ出品ノ資格ヲ有スル其市町村農會ハ別記様式ニ依リ出品申込報告書ヲ郡農會經由(市農會ハ直接)九月十日迄ニ本會ニ提出スベシ

第五條 審査ニ關スル要項ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 審査長及審査員ハ本會長之レヲ任命又ハ囑託ス

第七條 審査ノ結果堆肥ノ製造高別記以上ノモノ、中ヨリ耕作面積及堆肥製造高ヲ査定選拔シ各市町村毎ニ左ノ如ク褒賞ヲ授與ス

一等 二等 三等

第八條 出品點數及審査成績等ニ就キ特ニ優秀ナリト認ムル市町村農會ニ對シテハ別ニ賞金ヲ授與ス

(様式)

三重縣農會堆肥増産競進會出品申込報告書

田	畑	耕作面積		住 所	出 品 者 氏 名
		計	積		

- 一、出品人員 計 名
- 一、總農家戸數 計 戸
- 一、總農家戸數ニ對スル出品者數ノ割合 割 分





固ヨリ堆肥ノ増産ハ地方ノ事情ニヨリ困難ナル點多クアリ就中、原料ノ蒐集ニ於テ最モ然リトス然レドモ小麥増産ヨリ麥稈約二百萬貫ノ多額ヲ増加シ得ベク殊ニ從來糞料ノ儘肥料トシテ供用セルモノ約一千二百二十萬貫ナ有スベク、更ニ山草並野草ノ刈取獎勵ニヨリ一千餘萬貫ヲ得ラルベキ餘地アルヲ以テ之等ヲ比較的簡易ニシテ、品質良好ナル速成堆肥ノ製造方法ニヨリ堆積利用スル時ハ裕ニ現在ノ二倍量ノ堆肥生産ヲ圖ルコトハ敢テ至難ニアラズト信ズ、サレバ當業者諸氏今後一段ノ努力ヲ拂ヒ地方ノ増進ト農家經濟ノ振興ニ寄與セラレント切望ニ堪ヘズ

茲ニ審査ノ概要ヲ報告シ褒賞ノ授與アラント申告ス

昭和九年三月三十日

審査長 地方農林技師 中 村 義 雄

(二) 賞 品

- 一等賞 飯櫃一個、ホーク一丁、菓子器一個、農家經濟簿及勞働日誌各一冊
- 二等賞 ホーク一丁、菓子器一個、農家經濟簿及勞働日誌各一冊
- 三等賞 菓子器一個、農家經濟簿及勞働日誌各一冊

(ホ) 入賞農會名並郡市別個人入賞者數

郡市名	個人入賞			計
	農會入賞	一 等	二 等	
桑名郡長島村農會	日辨郡大泉村農會	三 重 郡 富 田 町 農 會	鈴 鹿 郡 久 間 田 村 農 會	一 三 七
河藝郡大里村農會	安濃郡片田村農會	一 志 郡 川 合 村 農 會	一 志 郡 高 岡 村 農 會	一 四 一
一志郡阿坂村農會	飯南郡大石村農會	多 氣 郡 西 外 城 田 村 農 會	度 會 郡 五 ヶ 所 村 農 會	二 五 一
度會郡一之瀬村農會	阿山郡玉瀧村農會	阿 山 郡 丸 柱 村 農 會	名 賀 郡 神 戶 村 農 會	一 七 二
志摩郡長岡村農會	志摩郡鷺方村農會	南 牟 婁 郡 新 鹿 村 農 會	四 日 市 市 農 會	一 八 〇
				八 八 二
				六 六 五
				四 九
				一 四 八
				一 四 九
				三 七 七
				一 七 四
				二 七 〇
				六
				二 八
				一 九
				九 七
				二 七 〇
				六 〇 〇
				三 〇 〇
				二 〇
合 計				三、六〇〇

郡市名	農會入賞	一 等	二 等	三 等	計
桑名	一	一	一	一	四
員辨	一	一	一	一	四
三 重 郡	一	一	一	一	四
鈴 鹿 郡	一	一	一	一	四
河 藝 郡	一	一	一	一	四
安 濃 郡	一	一	一	一	四
一 志 郡	一	一	一	一	四
飯 南 郡	一	一	一	一	四
多 氣 郡	一	一	一	一	四
阿 山 郡	一	一	一	一	四
度 會 郡	一	一	一	一	四
志 摩 郡	一	一	一	一	四
南 牟 婁 郡	一	一	一	一	四
北 牟 婁 郡	一	一	一	一	四
津 市 市	一	一	一	一	四
四 日 市 市	一	一	一	一	四
合 計	一	一	一	一	四

(一三) 堆肥製造框配付

昭和十一年度堆肥製造講習を縣下各郡市十七ヶ所に於て開催し、出席者は三百十八ヶ市町村五百廿五名に達した。又本會は經費八百八圓五十八錢を以て堆肥製造框を製作し町村農會に對し一框宛を交付した。

(一四) 時局對策自給肥料改良増産研究懇談會

帝國農會と共同主催の時局對策自給肥料改良増産懇談會は昭和十二年九月二十九日午後一時より縣立農事試驗場に於て、同三十日午後一時より縣立明野農蠶學校に於て開催、第一日は出席者約四百名、第二日は約二百五十名で豫期以上の盛況を極め時局に對應する自給肥料増産の氣運を大に高めた。兩日の出席者は市町村農會技術員、農家組合長、篤農家其他農村中堅人物で縣よりは松本經濟部長、多田農務課長、中村農事試驗場長其他係員、帝國農會より梶原囑託縣農會より小林會長、大橋幹事其他係員、開催地郡市町村農會會長等であつた。

協議事項

- 一、自給肥料ノ改良増産施肥量ノ調整ニ關シ各級農會及農家ノ採ルヘキ適切ナル方法
- 二、應召者ヲ出シ又ハ農馬ヲ徵發セラレ自給肥料ノ生産力ヲ減シタル農家ニ對シ之カ増産ニ關シ農家組合ノ採ルヘキ方法

決議

- 一、非常時局ニ鑑ミ特ニ勤勞精神ヲ昂揚シ急速ニ自給肥料ノ増産ヲ行フト共ニ販賣肥料ノ合理的消費節約ニ努メ以テ肥料費ノ節減ヲ圖ルタメ左記事項ヲ實施スルコト
- (一) 市町村農會ニ於テハ一定ノ自給肥料増産施用ノ目標ヲ樹立シ、諸團體ノ協力ヲ求メ農家組合ヲ實行單位トシテ少クとも左記各項ヲ直チニ實行スルコト
  - (イ) 休耕地ノ利用並耕作ニ依リ綠肥ノ増殖ヲ圖ルコト
  - (ロ) 綠肥ノ自家採種ヲ勵行シ明年度作付綠肥ノ増殖ニ備フルコト
  - (ハ) 堆積材料ノ蒐集ヲ圖リ且ツ積込ニ週回ヲ設定シ一層堆肥増産ニ努ムルコト
  - (ニ) 郡市町村農會主催ニヨル自給肥料増産品評會ヲ開催シ既設ノ堆肥増産共進會ニハ必ス參加スルコト
  - (ホ) 關係機關ノ指導ニ依リ自給肥料ヲ基礎トスル合理的施肥ノ普及徹底ヲ期シ金肥ノ節減ヲ圖ルコト
- (二) 農家組合ニ於テハ市町村農會ノ實行計畫ニ相呼應シ協力一致以テ自給肥料ノ増産及金肥ノ節減ニ努ムルコト
- 二、應召者ヲ出シ又ハ農馬ヲ徵發ヲ受ケタル農家ニ對シテハ隣保共助ノ精神ニ則リ極力自給肥料ノ減退ヲ防ギ、更ニ其ノ増産ヲ圖ル様援助スルコト

一四、茶業

一、伊勢茶の濫觴

伊勢は東南海に面し西北山を負ひ、氣候適順の古國にして、其の土質は多く茶樹に適すと稱せられてゐる。昔書國史に榮西禪師宋より茶實を齎らし、之を梅尾の明惠上人に傳ふ、上人乃ち山城國梅尾、同宇治、近江國高島伊勢國川上に分植すとあり、是れ今の川俣茶の濫觴である。川上は雲出川の上流、香烟(川俣)は楠田川の上流を指示し、又一説に本縣に於ける製茶は遠く正中、嘉曆年間伊勢、伊賀の山地に栽培せらるゝとも傳へられる。然れども製造法の如きは所謂番茶の程度で、宇治製法に擬せしは明和年間以後にあるものゝ如く、當時は越前敦賀又は羽後、秋田地方に販賣したと云ふ、爾來之れが栽培を試みる者漸次増加して、安政六年横濱の開港せらるゝに至り、三重郡至山伊藤小左衛門は率先して横濱港に製茶を輸送して世人の注目する所となつた。又慶應年間に至りては舊奄藝郡本村駒田作五郎は所有の山野を開墾し茶樹の栽培を試みて以來茶園は一の流行物となり、將來の思慮もなく猥りに播種した者もあつて産額頗みに増加し、ために價格次第に下落して遂に收支償はざるに至つた。

(イ) 茶業専門會(明治十五年創設)

價格の下落が粗製濫造となり、蒸熬又は陰乾等の製造者續出して遂に外人の信用を失はんとするに至つたので本縣では茶業専門會(明治十五年)を組織して之れが矯正法を諮問した。

(ロ) 茶業改良組合(明治十六年設立)

明治十六年茶業改良組合を設置して、全縣下舉て規約を結び、之れを遵守して弊害を矯め併せて改良進歩を計つた

其の翌年茶業組合準則の發布ありて本縣の茶業改良組合の組織を改正して一層基礎を鞏固にした。

(ハ) 茶業組合 (明治十七年設立)

明治十七年三月内務、農商務兩省省達を以て茶業組合準則を發布せられ、茲に縣下生産各郡に茶業組合を設立せしめて當業者の自治に依り製茶の検査取締を勵行して輸出の増進を企圖したのであるが更に強制力大なる組合の設立を必要とする當業者の熱心なる請を入れ、明治二十年十二月農商務省令第四號を以て現行の茶業組合規則の制定を見るに至つた。

(ニ) 三重縣茶業組合聯合會議所 (明治二十二年)

茶業組合規則の制定を見るに至り茲に縣下茶業組合相互間の氣脈を通じ更に茶業の改良發達を圖るの目的を以て本會議所が設立された、而して現在では左の茶業組合を單位として縣の聯合會議所が組織されてゐる。

- 桑名市、桑名郡、員辨郡茶業組合
- 三重郡、四日市市茶業組合
- 鈴鹿郡、河藝郡茶業組合
- 一志郡、津市、安濃郡茶業組合
- 飯南郡、松阪市茶業組合
- 多氣郡茶業組合
- 度會郡、宇治山田市、志摩郡茶業組合
- 阿山郡茶業組合
- 名賀郡茶業組合
- 北牟婁郡茶業組合
- 南牟婁郡茶業組合

二、茶業の改良と現況

茶業の改良に就ては茶業組合及び茶業組合聯合會議所之れに當り、縣農會に於ても協力之れが改良、獎勵に一役を買ひ斯業の改善に貢獻したのである。爾來幾多の曲折はあつたが最近に至り圓滿なる發達を遂げ、昭和十四年度に於ける實績を見るに茶園反別一千七百三十七町歩、製造戸數三萬戸、製茶産額八十六萬五千貫、其の價額二百十四萬圓を越える盛況である。

本縣では農業五大項目の一に茶の増産計畫をも加へ昭和十五年度から積極的な指導に乗り出すことになつたから今後の進展こそ刮目して待つべきものがある。

第二節 經濟的施設

一、産業組合の獎勵

(一) 設立の指導獎勵

農村の金融、販賣購買、共同利用等即ち農村の經濟を掌る機關として産業組合を設立することは當時本縣の情勢に鑑み農村振興上最も必要なりとして本會は明治三十七年度より之が指導獎勵に着手することとなつた。當時は未だ産業組合の何物たるかを解せざるもの大多數なれば係員を縣下各地に派遣して講習講話會を開催し、先づ其の概念の養成に努め組合精神を普及し、既設組合に對しては取扱事務の指導を又新設組合には事務の援助をなし、更に産業組合法規を編纂して當業者に配付する等設立の獎勵に努力したが、明治三十七年末には組合數十六にして左の通り寥々たるものであつた。(一部三十八年分を含む)

産業組合狀況 (明治三十七年末現在)

名稱	事務所	設立年月日	存立時期	出資口金額	組合員數	出資口數	抽込濟出資額	準備金其他積立金
無限責任 無方信用組合	志摩郡駒方村一、八 〇七番地	廿四年五月九日	廿ヶ年	10	22人	11	000.000	267.37
無限責任 立神信用組合	同郡立神村二、〇五 八番地	廿五年一月廿三日	1	101	27	1,000.000	37.71	

有限責任 矢持信用組合	名賀郡矢持村大字腰山八六九	廿五年五月廿一日	廿ヶ年	三〇	一四	四八	二九八〇〇	三三、八三三
無限責任 錦信用組合	北牟婁郡錦村一八〇番地	廿六年八月七日	同	三〇	二四	一三〇	六、〇〇〇、〇〇〇	—
無限責任 河内信用組合	河内郡河内村大字木田二五五一番地	同 年八月廿九日	同	一〇	二九	七九	七、〇〇〇、〇〇〇	八、四四五
無限責任 島勝信用組合	北牟婁郡桂城村大字島勝浦一八番地	同 年十一月十九日	同	三〇	三〇	一〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—
無限責任 丸柱信用組合	阿山郡丸柱村大字香羽三九二番地	廿七年一月二十日	同	一〇	一〇	九五	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
無限責任 額田信用組合	同郡額田村大字上友田八〇番地	同 年十二月二十日	廿ヶ年	三〇	三〇	二六	一三、〇〇〇	五、七〇〇
無限責任 相津購買組合	飯南郡相見村大字向見九〇番地	廿五年九月十日	—	一〇	二六	二六	一三、〇〇〇	—
無限責任 川添購買組合	多氣郡川添村大字千代四六四番地	廿六年四月廿二日	—	五	六	一九	八、〇〇〇、〇〇〇	一、二一六
無限責任 粟加購買組合	安濃郡明合村大字粟加二四番地	同 年十一月十六日	—	五	六	九	八、〇〇〇、〇〇〇	—
無限責任 山家購買組合	飯南郡花岡村大字山室一〇一六番地	廿七年十月廿八日	—	五	三〇	二〇	一〇、〇〇〇	—
無限責任 荒木購買組合	安濃郡明合村大字荒木一一番地	同 上	—	五	三	三	六、〇〇〇	—
無限責任 購買販賣組合	員辨郡神田村大字鳥取	廿三年三月十七日	廿ヶ年	三〇	三	(不明)	—	—
無限責任 河内信用組合	度會郡吉津村	廿八年七月十五日	同	一〇	六	—	—	—
無限責任 神前信用組合	三重郡神前村	同 年八月十一日	同	三	三	—	—	—

(備考) 額田信用組合、河内信用組合、神前信用組合、事業報告ニ接セザルヲ以テ出資口数以下ハ不明ナリ、河内信用組合、神前信用組合ハ三十八年ノ設立ナルモ便宜上併記セリ

本會は更に産業組合の普及發達を圖るために左の規程を設けて別表の如く縣下各所に講習會を開催し、或は産業組合三重支會に對し補助金を交付した。

産業組合獎勵規程

- 第一條 産業組合ノ普及發達ヲ企圖スル爲左ノ事業ヲ行フ
  - 一、講習會及講習會ノ開設
  - 二、書類及帳簿ノ調製轉送
  - 三、印刷物ノ配付
  - 四、巡回指導
  - 五、事業成績ノ顯著ナル組合ノ表彰
  - 六、産業組合中央會三重支會ノ補助
  - 七、各郡市ニ於ケル産業組合役員協議會開會ノ獎勵
- 第二條 講習會ハ各郡ニ於テ開設シ其日数及場所ハ適宜之レヲ定メ講習會ハ臨時之レヲ開ク
- 第三條 町村農會若シクハ郡市農會ニ於テ講習會ヲ開設セントスル時ハ當該農會ノ請求ニヨリ講師ヲ派遣スル事アルベシ
- 第四條 産業組合ノ書類帳簿ノ作製及其他ノ事項ニ關シ指導及助成スルモノトス
- 第五條 産業組合ニ關スル法令實例及既設組合ノ成績其他組合ノ普及發達上有益ナリト認メラレタルモノハ之レヲ印刷シテ一般營業者ニ配付スル事アルベシ
- 第六條 既設組合中其成績顯著ニシテ他ノ模範ナリト認メタルモノハ之ヲ表彰ス
- 第七條 産業組合中央會三重支會ニハ會長ニ於テ必要ナリト認メタルトキハ補助金を交付ス
- 第八條 各郡市ニ於ケル産業組合役員協議會ヲ開會シタルトキハ豫算ノ範圍内ニ於テ其實費ノ幾分ヲ補助スル事アルベシ

(二) 米穀貯蔵資金融通

昭和五年、農村の疲弊は歳久しく殊に今春以來米價の暴落に次ぐに各種農産物の價格益々低落し、農家の經濟は日に窮迫し月に深刻の度を加へて來た。此間獨り稻作は幸に天候に恵まれ價格は生産費を償ふ程度には達しないが他の

農産物に比し低格の度は少かつたが第一回の全國收穫豫想は豫期以上の数字を示した、爲に市場は俄然低落一依代將に六圓代を割らんとし、所謂豐作飢饉を招來し米價の前途轉た寒心に堪えざるものあるに至つた。仍て各級農會は斷然立つて米價の維持を叫び急遽大會を東京に開いて當局に折衝し、米價對策に關し緊切なる諸般の事項を要望し之が貫徹に努めた。然し政府の力に倚據するのみにては此難局は打開し得られず、之と農業者の自覺自奮とが相俟つて初めて其の効果を完うせられる。依て本會は起債を爲し、米穀貯藏資金を融通して、新穀出廻りに於ける投賣を防止し、一時に市場に殺到する米穀を幾分たりとも調節し、以て米價の維持を圖るべく資金の融通を本縣農工銀行に交渉した。然るに同行に於ても農村疲弊の現狀を諒とし幸に快諾したので、急ぎ郡市農會長會議を開いて協議し安達幹事上京農林省に打合せしところ、當局に於ては本會の起債に依る資金融通案に對しては、多大の賛意を表せられしも、法規上多少の疑點を存する故、寧ろ他の簡易なる方法によらんことを懇懇せられた。仍て之が代案に付いて協議を進めたが、農工銀行に於ても農村非常時に際し手續を簡略にするの便宜を圖られ、遂に別項の如き成案を得た。次に其の要點を掲げる。

(イ) 米穀貯藏資金取扱要項

- 一、本資金ハ市町村農會員ガ自己ノ生産シ又ハ小作料トシテ收納シタル昭和五年産米ヲ米價維持ノ爲ニ貯藏スル場合ニ限リ三重縣農工銀行ヨリ貸付セラル、コト
  - 二、本資金ノ貸付ハ三重縣農工銀行ヨリ一旦市町村區域ノ借受團體(以下單ニ貯藏團體ト稱ス)ニ轉貸スルノ方法ニ據ルヲ以テ市町村ニ於テ融資組合並貯藏團體ヲ組織スルヲ要スルコト
  - 三、融資組合ハ一市町村一組合トシ市町村農會長、同副會長、同評議員、同總代其他有志者等相倚リ連帶責任ヲ以テ資金ヲ借受クベキ團體タルベキコト
- 貯藏團體ハ市町村農會員ヲ以テ組織シ、團體員ノ米(三重縣穀物検査合格玄米ニ限ル)總數五十俵以上三百俵以下ヲ現實ニ倉庫ニ貯

藏スル團體タルベキコト、但シ團體員數ハ之ヲ制限セザルモ團體員一人當ノ貯藏數量ハ三十俵ヲ限度トス

- 四、融資組合ハ部内所要借入額ヲ決定シテ郡農會ヲ通ジテ縣農會ニ報告スルト同時ニ、直接三重縣農工銀行ニ申込ミ同行ト契約ヲ爲シテ資金ヲ借り受ケ、之ヲ部内貯藏團體ニ對シ三重縣農工銀行トノ契約内容及本要項ニ基キテ制定シタル貸付規程ニ據リ轉貸スベキコト

- 五、融資組合ガ貯藏團體ニ對シテ資金ヲ貸付スル場合三重縣農工銀行トノ契約内容ノ外尙左記事項ニ依リ貸借ノ契約ヲ爲スベキコト

イ、貯藏團體ニ貸付スル場合ノ利子ハ元金百圓ニ付日歩一錢二厘トシ利額ヲ取ラザルコト

ロ、貯藏團體ヲシテ團體員ノ米ヲ總テ適當ナル農業倉庫營業倉庫又ハ個人所有倉庫ニ現實ニ寄託保管セシメ且債權者ヲ受取人トスル火災保險契約ヲ爲スコト

ハ、貸付金ニ付キテハ貯藏團體全員並ニ保證人ノ連帶借證ヲ徵收スル外、米ヲ農業倉庫ニ寄託シタル場合ハ農業倉庫證券ヲ、營業倉庫ニ寄託シタル場合ハ倉庫證券ヲ、個人所有倉庫ニ寄託シタル場合ハ倉庫所有者ノ米穀保管證ヲ提出セシムルコト

ニ、前項ニ於ケル農業倉庫證券、倉庫證券及米穀保管證ニホシタル米穀ハ債務不履行ノ場合ニハ債權者ニ於テ之ヲ處分シテ債務ノ辨濟ニ充當スベキコトヲ約スルコト

ホ、貸付金額ハ玄米一俵五圓以内タルベキコト

ヘ、貸付ハ昭和六年十一月三十日迄トスルコト

ト、貸付金ニ對スル元利金、保管料、立替金其他ノ經費ハ償還期限ニ於テ一時ニ返還スルコトヲ約スルコト但シ利子ハ昭和六年六月二十日ニ於テ同日迄ノ分ヲ分納スルコト

チ、貯藏米ニ對シ防虫、改裝等ノ費用ヲ要スル場合ハ臨時之ヲ行ヒ其ノ費用ハ貯藏團體ノ負擔トスベキコト

リ、貸付ヲ受ケタル貯藏米ノ販賣ハ其ノ時期等ヲ貯藏團體ト協議シ融資組合、市町村農會ニ其ノ轉貸ナ一任セシムルコト

ヌ、前項ノ場合貯藏米ノ販賣價額ヲ以テ借入元金、利子保管料、立替金、其他ノ經費ヲ償フコト能ハザルトキハ貯藏團體員ハ連帶ヲ以テ其ノ不足額ヲ辨濟セシムベキコト

ル、其他必要ト認ムル事項

- 六、融資組合ガ三重縣農工銀行ヨリ資金ノ借受ヲ爲シ之ヲ貯藏團體ニ對シ轉貸ナ了シタルトキハ町村融資組合ニ在リテハ郡農會ヲ通ジ市融資組合ニ在リテハ直接三重縣農會宛ニ貯藏團體毎ニ轉貸金額、轉貸年月日、代表者、品種別、等級別、貯藏米俵數ヲ報告スベキ



- 七、融資組合ハ三重縣農工銀行及三重縣農會ヨリ借入金ノ用途及貯蓄ノ實況ニ關シ調査又ハ報告ヲ求メラレタルトキハ其ノ要求ニ應ズベキコト
- 八、融資組合ハ左記ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ三重縣農工銀行及郡農會ヲ通ジ三重縣農會宛通報スベキコト但シ(ロ號)ハ之ヲ三重縣農工銀行ニ報告スルニ及バズ
- イ、融資組合ニ於テ貯藏團體ト合議ニ依リ貯藏米ノ販賣ヲ行ハントスルトキハ郡農會ト協議シ實行後直チニ其ノ貯藏團體名、品種別等級別、販賣價額、俵數、販賣月日
- ロ、融資組合ニ於テ借入金ヲ三重縣農工銀行ニ償還シタルトキハ直ニ其ノ償還月日、償還元金及利息、貯藏團體名
- ハ、資金融通ヲ受ケタル貯藏米ガ貸付期間中天災、火災其他災變ニ依ル罹災アリタルトキハ直ニ其ノ貯藏團體名、罹災狀況ノ詳細
- ニ、貸付金ノ回收ニ支障又ハ不能ヲ來サントスル虞アルトキハ直ニ其ノ貯藏團體名及事由ノ詳細
- ホ、其他重要ト認ムル事項
- 九、火災保險契約ハ三重縣農會ニ於テ斡旋スベキヲ以テ郡農會ニ於テ取纏メ申込ムコト
- 十、本資金ノ一町村ニ對スル貸付額ハ大體金壹萬圓ヲ限度トス、若シ借入希望額ガ之ヲ超過スル場合ハ郡農會ヲ通ジ縣農會ニ合議スルコト

(ロ) 市町村貯蓄融資組合同規約

第一章 總 則

- 第一條 本組合ハ 市町村貯蓄融資組合ト稱ス
- 第二條 本組合ハ各級農會ト聯絡シ米穀貯藏團體ニ對シ貯藏資金ヲ融通スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達シ本組合資金借入ニ付キ連帶責任ヲ負ヒタル者ヲ以テ組織ス
- 第四條 本組合ノ事務所ハ之ヲ 市町村農會事務所内ニ置ク
- 第五條 本組合ノ存續期間ハ一年トス但シ組合ノ清算期間中ハ仍存續スルモノトス

第二章 機 關

- 第六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 組合長 一名 副組合長 一名 委員 名
  - 組合長ハ組合内諸般ノ事務ヲ總理シ本組合ヲ代表ス
  - 副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス
  - 委員ハ組合長ノ命ヲ受ケ分擔事務ヲ處理ス
- 第七條 役員ハ組合員會ニ於テ組合員中ヨリ選舉ス但シ組合員會ノ決議ニ依リ組合長ハ組合員タル本市町村農會會長ヲ、副組合長ハ組合員タル本市町村農會副會長ヲ、委員ハ組合員タル本市町村農會評議員、同總代、同有志者中ヨリ組合長ニ於テ指名又ハ推薦シタル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
- 第八條 役員ノ任期ハ本組合ノ存續期間ニ從フ
- 第九條 役員ハ名譽職トス
- 第十條 役員會及組合員會ハ必要ニ應ジ組合長ニ於テ隨時之ヲ召集ス
- 第十一條 役員會ハ役員ノ四分ノ三以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス
- 前項ノ場合ニ於ケル決議ハ出席シタル役員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス
- 第十二條 役員會ノ議長ハ組合長之ニ當ル組合長事故アルトキハ副組合長之ニ代リ組合長、副組合長共ニ事故アルトキハ委員ノ互選ニ依ル
- 第十三條 第十一條、第十二條ノ規定ハ組合員會ニ準用ス
- 第十四條 組合員會ニ附議スベキ事項ハ役員會ノ決議ヲ經ヘシ
- 第十五條 組合員會ニ附議スベキ事項左ノ如シ
  - 一、役員ノ選任解任ニ關スル件
  - 一、貯藏資金ノ貸付及償還ニ關スル件
  - 一、事業ノ變更ニ關スル件
  - 一、經費ノ清算ニ關スル件
  - 一、規約變更ニ關スル件

一、其他必要ト認ムル事項

第三章 貸付

第十六條 資金ハ之ヲ三重縣農工銀行ヨリ組合員連帶責任ヲ以テ借入ルルモノトス

第十七條 貸付ニ關スル事項ハ別ニ定ムル規程ニ依リ處理ス

第四章 經費

第十八條 本組合ノ經費ハ左ノ金員ヲ以テ之ニ充ツ

一、補助金

第十九條 本組合ノ經費ノ清算ハ本組合存續期間満了後直ニ行フモノトス

第五章 損失ノ填補

第二十條 本組合ノ事業執行ニ關シ生シタル損失ハ組合員ニ於テ連帶責任ヲ以テ填補スルモノトス

第六章 組合ノ解散

第二十一條 組合解散シタルトキハ役員清算人トナル但シ組合員會ノ決議ニ依リ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第七章 附則

第二十二條 本組合ノ組合員ハ本規約ノ規定ヲ遵守シ其ノ實行ヲ誓約スル爲左ニ連署捺印スルモノトス

(ハ) 米穀貯藏資金貸付規程

第一條 米穀貯藏獎勵ノ爲本市町村内ニ現住スル本市町村農會々員ニシテ自己カ生産シ又ハ小作米トシテ收納シタル昭和五年迄米ヲ貯藏スル者ニ對シ貸付ナナス

第二條 本資金ハ三重縣農工銀行ヨリノ借入金ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 本資金ノ貸付利率ハ日歩一錢二厘トス但シ償還ナ意リタルトキハ元金壹百圓ニ付日歩四錢ノ延滞利子ヲ徵收ス

第四條 本資金借入希望者ハ第一號様式ノ申込書ニ農業倉庫證券、倉荷證券又ハ第二號様式ノ米穀保管證ヲ添ヘ差出スヘシ但シ米穀保管證ニ依ルモノト雖モ必ス火災保險ヲ付スヘシ

第五條 本資金ノ貸付ヲ受ケタル者ハ第三號様式ノ信用證ヲ差出シ資金ノ貸付ヲ受クヘシ但シ信用證ニハ保證人ヲ附スルコトヲ要ス

第六條 本資金借入ノ申込ハ昭和五年十二月十日ヨリ昭和五年十二月三十一日迄トス但シ申込滿額ニ達シタルトキハ期間中ト雖モ申込ヲ打切ルモノトス

第七條 本資金ノ償還期限ハ昭和六年十一月三十日迄トス但シ事情ニ依リ期間ヲ短縮スルコトアルヘシ

第八條 本資金ノ貸付ヲ受ケタル者ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一、三重縣穀物検査合格支米五十俵以上三百俵以下ナ一口トシテ貸付ス但シ一人ニ對シテ三十俵ヲ超ユルコトヲ得ス  
合格米ト雖モ貯藏ニ適セズト認メタルトキハ取替ナサシムルコトアルヘシ

二、貸付金額ハ支米一俵ニ付金五圓以内トス

三、償還方法ハ第七條ニ定ムル期限ニ元金、利子、保管料並其ノ他ノ經費ヲ一時ニ返還セシム但シ利子ハ昭和六年六月二十日ニ於テ同日迄ノ分ヲ分納スルモノトス

四、資金ノ貸付ヲ受ケタル支米ノ販賣幹旋ハ總テ一任スルモノトス但シ販賣時期等重要ナル事項ハ本資金ノ借入者ト協議スルモノトス

五、資金ノ貸付ヲ受ケタル者ハ其ノ資金ノ貸付ヲ受ケタル支米ヲ販賣シタル場合其ノ價格ヲ以テ借入元金、利子、保管料其ノ他ノ經費ヲ償フコト能ハサルトキハ其ノ不足額ニ付借入者連帶責任ヲ以テ支辨スルモノトス

六、保管米ニ對スル防虫、改装等必要ニ應ジ隨時之ヲ行ヒ其ノ費用ハ本資金借入者ノ負擔トス

七、債務者ニ於テ其ノ義務ノ履行ヲ怠リタルトキハ債權者ニ於テ其ノ資金貸付シタル貯藏米ニ對シ之カ處分ヲナシ得ルモノトス

第九條 本資金ノ貸付ヲ受ケタルモノニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ貸付ヲ取消シ又ハ貸付期間内ト雖モ元金、利子、保管料其ノ他ノ經費ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ジ又ハ貸付ヲ停止スルコトアルヘシ

一、本規程ニ違反シタルトキ

二、資金貸付ノ條件ニ違反シタルトキ

(第一號様式)

米穀貯藏資金借入申込書

今般農村ノ窮情ヲ察セラレ米價維持ノ爲米穀貯藏資金ノ融通ヲ圖ラル、コト、相成候ニ就テハ拙者等共同シテ別表ノ通米

設テ貯藏致候ニ付資金御付相煩度貸付ヲ受ケタル上ハ各自互ニ相戒メ御制定ノ米穀貯藏資金貸付規程ノ條項ハ勿論其ノ他ノ御指示ヲ誓ツテ遵守可致候尙其ノ證トシテ左ニ署名捺印致候也

昭和 年 月 日

市郡 町大字 番

借用人代表者

借 用 者

米穀貯藏各人別内譯書

倉庫所在	倉庫名又ハ倉庫所有者	品 種	貯 藏 米 等 級				計	氏 名
			一 等	二 等	三 等	四 等		
			依	依	依	依	依	

(第二號様式)

米穀保管證

今般

外

名連帶ニテ米穀貯藏資金借用致候ニ就テハ左記之通米穀ヲ保管致居候ニ付貴組合ヨリ御指圖ナキ限り絶對ニ出

庫致間數候也

昭和 年 月 日

市郡 村町 大字 番  
保管者

記

品 種 名	等 級				計	寄 託 者 氏 名
	一 等	二 等	三 等	四 等		
	依	依	依	依	依	

(第三號様式)

米穀貯藏資金連帶借用證

印紙

一金

圓也

右拙者等米穀貯藏資金トシテ貴組合ヨリ借用致候ニ就テハ左記ノ條項ヲ堅ク遵守可致保證人連署此段借用證差入候也

一、債務者ハ米穀貯藏資金ニ充ツル爲金 圓ノ利息元金壹百圓ニ付壹日金壹錢貳厘ノ割合ヲ以テ昭和 年 月 日

ヨリ昭和六年 月 日迄借受ケ債權者ハ之ヲ貸渡シタリ

二、債務者ハ借受金ノ元利金及保管料其ノ他ノ經費ヲ昭和六年 月 日迄ニ債權者ニ償還スヘシ但シ利子ハ昭和六年六月二

十日ニ於テ同日迄ノ分ヲ分納スルモノトス

三、債權者ハ債務者ノ委託ニ依リ貯藏米ヲ販賣シタル場合債務者ノ借受タル元利金及保管料其ノ他ノ經費ヲ償フコト能ハサル場合

- ハ其ノ不足額ヲ債務者ハ連帶責任ナリテ支拂スヘシ
- 四、債務者ハ左ノ場合ニ於テハ期限前ト雖モ債権者ノ要求ニ從ヒ元利金ノ一部若ハ全部ヲ即時償還スヘシ
- イ、第三者ヨリ債務關係者ノ財産ニ對シ差押、假差押、假處分、競賣其ノ他強制執行ノ申立テアリタルトキ又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ債権者ニ於テ債務關係者ノ信用力著シク減シタリト認メタルトキ
- ロ、債権者ニ於テ本債権ヲ侵害セラルヘキ行爲アリト認メタルトキ
- ハ、借入金ヲ前記ノ目的以外ニ使用シタルトキ
- ニ、本契約ヲ履行セサルトキ若ハ履行スルコト能ハサルトキ
- ホ、米穀貯藏資金貸付規程ノ條項ニ反シタルトキ
- 五、債務者ハ拂込期日ニ支拂ヲ爲サ、ルトキ又ハ期限前償還ヲ要求セラレタル場合ニ於テ債権者ノ指定シタル期日ニ元利金其ノ他ノ經費ノ辨濟ヲ爲サ、ルトキハ其ノ期日ノ翌日ヨリ現金拂込ノ日迄其ノ拂込ムヘキ金額ニ對シ日歩四釐ノ割合ナリテ延滞利子ヲ債権者ニ支拂フヘシ
- 六、債務者カ其ノ債務ノ履行ヲ怠リタル時又ハ怠ルノ虞アル場合ハ債権者ニ於テ其ノ資金ヲ融通シタル貯藏米ヲ處分スルコトヲ得ルモノトス
- 七、貯藏米ニ對スル火災保險金ハ債権者ニ於テ之ヲ受領シ若シ清算ノ結果剩餘ヲ生シタルトキハ債務者ニ其ノ剩餘額ヲ支拂ヒ不足ヲ生シタルトキハ其ノ不足額ヲ債務者ヨリ徵收スルモノトス
- 八、債務者ハ債権者ニ於テ借入金ノ用途及事業ノ實況ニ關シ調査ヲ爲サントシ若ハ報告ヲ求ムルトキハ何時ニテモ其ノ要求ニ應スヘシ
- 九、債務者ハ債務關係者ノ身分ニ異動アリタルトキ又ハ債務者ニ關スル重大ナル事項ノ變更アリタルトキハ直チニ債権者ニ報告スヘシ
- 一〇、債務者カ元利金若クハ延滞利子其ノ他ノ經費ノ支拂ヲ怠リタル爲債権者ヨリ催告セ又ハ取立人ヲ差出シタルトキハ之ニ要スル一切ノ費用ハ債務者ヨリ償還スヘシ
- 一一、保證人ハ本契約ニ付キ保證人相互間ニ於テモ總テ債務者ト連帶ノ責ヲ負ヒ債務者カ債務ノ履行ヲ爲サ、ル時ハ民法第四百五十二條及第四百五十三條ノ權利ヲ主張セス債権者ニ對シ直チニ辨濟スルコトヲ承認シタリ

一二、債務者及保證人ノ本契約ニ違反シタルトキハ各自ノ財産ニ對シ直チニ強制執行ヲ受クルモ異議ヲ申出テサルヘシ

(二) 米穀貯藏資金融通の顛末

前記の如く米價暴落の爲め本會は三重縣農工銀行より低利資金の融通を受け一時米穀の貯藏を奨励する爲め別紙に依り米穀貯藏資金として壹百萬圓の融通を受けた。其の顛末左記の通りである。

記

一、米穀貯藏資金總額 金壹百萬圓

一、實際の貸附額 貳拾壹口 金額參拾九萬八千貳百八拾五圓

郡市別内譯(町村及氏名省略)

郡市名	口數	貸附額	郡市名	口數	貸附額
桑名	三	四、五〇〇圓	度會	一	五、〇〇〇圓
三重	一	六、七〇〇	阿山	三	二四、〇〇〇
志氣	六	二六、一三五	名賀	四	二一、九五〇
多氣	二	一〇、〇〇〇	三重縣產業組合研究會	一	三〇〇、〇〇〇

右貸附口數及貸付金額が豫定より甚だ少なりしは貸付要項條りに嚴なりしことも其の一原因たりしも亦一面町村農會當局に於て本資金借入を躊躇するものありて一般當業者の希望に副はぬ如き感があつた。

然れ共本資金融通の舉は縣下一般農業者及び郡町村當局に一大刺戟を與へ縣下町村長會は數次會合して低利資金の融通を三重縣農工銀行に交渉し、遂に農林水産物投資防止資金として壹百萬圓の融通を見るに至り貸付口數三九口、

拾八萬參千壹百圓の貸付をなした。  
 又農工銀行としても以上各農村關係者の熱烈なる聲により、遂に特別低利資金壹千萬圓の貸付を發表せらるゝに至り貸付口數四〇〇口、四拾萬圓の貸付を見た。  
 以上の如く米穀貯藏資金の融通は其の貸付実績豫期に反せしも此舉は各方面に一大衝動を與へ、各種の名目により低利資金の融通を見るに至れるを以て相當の効果を收めたのである。

(三) 産業組合講習會

開設年度	期	開設場所	講習科目	及講師	修得人員
明治三十九年	四月十日ヨ 七日ヨ	本會事務所	産業組合ノ監督 産業組合ノ獎勵 産業組合ノ精神及運用 産業組合ノ實務帳簿 産業組合法規	三重縣事務官 田中次郎 三重縣技師 足立丈次郎 三重縣農會 稻光 特 三重縣屬 倉上眞琴 三重縣屬 久保三郎	三七
同 四十年		桑名郡	産業組合	不詳	六
同 年	四十一年一月二 十三日ヨリ五日間	白貝 瀬村郡	産業組合	三重縣屬 久保三郎	四一
同 年	四十一年一月十七 日ヨリ五日間	三野 重村郡	産業組合	三重縣屬 倉上眞琴	二八

(四) 農業倉庫の獎勵

本會は産業組合の普及發達と相俟つて農業倉庫の必要を認めつゝあつたが、大正六年九月一日農業倉庫法が發布せられたので、之れが附帶の各種法規の研究と今後更に獎勵普及若くは運用經營の協議をなすべく十月十三日より十五日に至る三日間縣會議事堂に農業倉庫研究会を開催した。

來會者は各郡市主任、産業組合主任、郡農會技手並に地主、農業倉庫經營者、産業組合理事其他百三十餘名、其の概況左の通りである。

同 年	不詳	鈴鹿郡	産業組合	不詳	一二
同 年	四十一年二月十二 日ヨリ四日間	安土 村郡	産業組合	三重縣農會 稻光 特	一四
同 年	四十一年二月十七 日ヨリ五日間	一地 志村郡	産業組合	三重縣屬 久保三郎	三三
同 年	四十一年二月二十 三日ヨリ五日間	多氣 相可村縣	産業組合	三重縣農會 稻光 特 三重縣農會技手 行方甚次郎	二〇
同 年	四十一年三月一日 ヨリ五日間	阿山 郡	産業組合	三重縣農會技手 行方甚次郎	二八
同 年	四十一年三月七日 ヨリ五日間	名賀 郡	産業組合	三重縣農會技手 行方甚次郎	四七

研究會は、午前十時天春副會長帝國議會に於ける討議の趣旨を述べて開會の挨拶をなし、長野會長の訓示、次で農商務省派遣の田淵法學士の農業倉庫法規に關する説明講演があつて第一日を終つた。第二日は廣瀬(大矢知)、宮村(豊

地)、木津(玉瀧)三氏の農業倉庫經營談、鳥山農商課長の倉庫運用談並に業務規定の協定其他全般に亙る質疑應答の後閉會した。

(五) 農業倉庫講習會

本會主催、農商務省指定農業倉庫講習會は大正八年左記の通り開催したが講習生は全国各地より參集せる三十名と縣内各都市より出席せる八十八名で其の多くは産業組合農會關係者であつた。

開設年度	期 間	開設場所	講 習 科 目 及 講 師	修得人員
大正八年	十月一日ヨリ 七日 間	縣會議場	農業倉庫ニ關スル法規並ニ經營 農商務省事務官法學士 竹内可吉 農 業 政 策 東京帝國大學農科大學教授法學博士 矢作榮藏 金 融 日本勸業銀行調査役法學士 大野榮三 本縣農業倉庫ノ經營(科外) 三重縣農會技師 美濃部鐵次郎 三重縣 技 手 廣瀬幸太郎 農業倉庫經營ノ實驗(科外) 王瀧信用購買賣組合長 木津慶次郎	縣外 三〇名 縣内 八八名

二、農業經營改善施設

農業知識の發達と技術の進歩は當然農産物の品質の向上と收量の増加とを齎すものである。然し此の結果は必ず經濟的品質向上であり、經濟的多收でなければならぬ、即ち農家の經濟力をよりよく豊富にするものでなければならぬ。之れには栽培上の知識と優れたる技術を要すると共に、農業經營の優れたる技術が更に必要である。茲に本會は本縣に適應したる農業經營をなし、農家の福利を増進するの要ありとなし、縣下の自作農、自作農、小作農等各級別に農家經濟の調査をなし、或は大經營、中經營、小經營等經濟別に之が指導をなし、或は山間部農家平坦部農家等之れを位置に依つて別ち、又は米作畑作養蠶等業務別に調査指導をなし種々改善施設を講じた。以下事業別に其の内容を掲げる。

(一) 農家經濟調査

明治四十四年着手シ縣下ノ自作農家、小作農家、自作兼小作農家ニツキ一ケ年間ニ於ケル收入支出ヲ記載セシメ之ヲ集計シテ其經濟ヲ調査ス

農家經濟調査年表

調査年度	調 査 農 家
明治四十四年	自作農三重郡保々村市川安次郎、自作農飯南郡松尾村黒岩儀造、小作農阿山郡友生村松岡乙吉
大正元年	明治四十四度ノ三農家及ビ自作農河藝郡玉垣村儀賀九郎兵衛、小作農員辨郡大泉原村水谷善太郎
大正二年	同 上
大正三年	同 上
大正四年	自作農三重郡保々村市川安次郎、小作農員辨郡大泉原村水谷善太郎、自作農飯南郡松尾村黒岩儀造

大正五年	自小作農飯南郡松尾村黒岩儀造
大正六年	同上 黒岩平之助(儀造長男)
大正七年	同上
大正八年	同上
大正九年	同上
大正十年	同上

尙本會農家經濟調査は國庫補助金を受け大正十年三月より農林省指定事業として執行することとなり、左の内規を定めて九農家を選拔し調査用帳簿を調製配付した。

農家經濟調査内規

- 第一條 農家經濟調査ハ農商務省ノ委託事業ニシテ農政ノ指針トシテ農家經濟ノ實際ヲ調査スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本事業ハ大正十年三月ヨリ向フ三ヶ年間ノ繼續事業トス、但シ事業年度ハ三月一日ニ始マリ翌年二月末日ニ終ル
- 第三條 本調査ハ専ラ農家ノ經濟ヲ調査スルモノニシテ別ニ定ムル處ノ帳簿ニ收支ノ實際ヲ記載セシメ年度末ニ至リテ決算ヲ行フモノトス
- 第四條 本調査ハ左記ノ條件ヲ具備スル處ノ農家九戸ニ對シ委嘱スルモノトス
  - 畑場所ニシテ養蠶ヲ行ハザル地方ノ自作、自小作、小作農家
  - 畑場所ニシテ養蠶ヲ行ハザル地方ノ自作、自小作、小作農家
  - 田場所ノ自作、自小作、小作農家
- 第五條 調査ヲ委嘱サレタル農家ニシテ左ノ場合ハ囑託ヲ解クコトアルベシ
  - 一、經濟狀態ニ大ナル變動アリシ場合
  - 二、農家經營方法ニ大ナル變更ヲ來シタル場合

- 三、虚偽ノ記載ヲナレタル場合
- 第六條 本調査擔任農家ニ對シテハ一ヶ年間一農家ニ金貳拾圓以上ノ手當ヲ給スルモノトス、但シ年度半ニシテ解嘱セラレタル時ハ此限リニ非ズ
- 第七條 毎年度始メニ於テ記者ノ打合せヲ開クモノトス、但シ出席者ノ旅費ハ本會ニ於テ實費支辨スルモノトス
- 第八條 調査員ハ毎月一回必ず檢閲ヲナスモノトス
- 第九條 記者ハ調査員ノ檢閲ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 第十條 記者ハ調査用帳簿ヲ二月二十日迄ニ交付ヲ受ケ記帳済ノモノハ翌年度三月十日迄ニ還付スルモノトス
- 第十一條 一ヶ年ノ調査完了セシ時ニ於テ調査員ハ全帳簿ノ檢算、誤記訂正ヲ行ヒ三月末日迄ニ還付ナク農商務省ニ送附スルヲ要ス

(一) 農林省指定農家經濟調査

調査年度	調査農家
大正十年	(一) 田場所ニシテ稻作ヲ主トスル地方 自作農飯南郡朝見村永田熊次郎、自小作農同村永田長松、同村水野寅吉 (二) 畑場所ニシテ養蠶ヲ行ハザル地方 自作農飯會郡豐濱村伊藤末次郎、自小作農同郡御南村中北佐之吉、小作農同村中北長吉 (三) 畑場所ニシテ養蠶盛ナル地方 鈴鹿郡石藥師村服部勇策、同村桑原市太郎、同村眞浦寅吉
大正十一年	(一) 田場所ノ米作 十年度ニ同ジ
大正十二年	(一) 畑場所ニシテ養蠶ヲ行ハザル地方 自作農飯會郡豐濱村伊藤末次郎、同郡御南村大東泰助 (二) 畑場所ニシテ養蠶盛ナル地方 十年度ニ同ジ
大正十三年	(一) 田場所ニシテ米作ヲ主トスル地方 自作農三重郡豐濱村伊藤新太郎、自小作農同村今尾藤左衛門、小作農同村水谷吉太郎

大正十四年 畑作ヲ主トシテ養蠶ヲ行ハザル地方 自作農度會郡豐濱村伊藤末次郎、自小作農同郡御蘭村前村芳雄  
 昭和元年 小作農同村大東泰助  
 昭和二年 田場所ニシテ養蠶ノ盛ナル地方 自作農阿山郡山田村中尾三右衛門、自小作農同村中平吉。小作農同村中村專太郎  
 大正十三年度ニ同ジ  
 大正十三年度ニ同ジ 但シ度會郡御蘭村前村芳藏、三重郡豐濱村今尾藤左衛門兩氏ハ中止  
 主任技手一名、助手一名ニヨリ極力調査集計ス、調査農家ハ場所ヲ左ノ如ク變更ス  
 昭和三年 山間部地方 自作阿山郡河合村山本才藏、自小作同村稻垣義雄、小作同村木村惣助  
 昭和四年 平田部地方 自作河藝郡河曲村尾崎伊平、自小作同村兼山仙三郎  
 昭和五年 田畑半バサル地方 自作度會郡東外城田村上村幸太郎、自小作多氣郡西外城田村七右衛門、小作同村中西清藏  
 昭和六年 同村中西清藏  
 昭和七年 平田部地方 昭和二年度ニ同ジ  
 昭和八年 山間部地方 昭和二年度ニ同ジ  
 山間部地方 河藝郡河曲村兼山仙二郎中止シ其田村小作河合又右衛門ヲ加フ其他昭和二年度ニ同ジ  
 多氣郡西外城田村七右衛門中止シ其他昭和二年度ニ同ジ  
 山間部地方 昭和二年度ニ同ジ  
 平田部地方 自作鈴鹿郡石藥師村箕浦國吉、自小作同村竹中信好、小作同村石黒重吉  
 田畑半バサル地方 自作多氣郡津田村奥井才太郎、自小作多氣郡丹生村岡田長之助、小作同村木村定市  
 平田部地方 鈴鹿郡石藥師村竹中信好中止ニ付同村自小作市川與十郎ヲ加フ、其他前年度ニ同ジ  
 山間部地方 自作阿山郡河合村藤井實、自小作同村稻垣義雄、小作同村木村惣助

昭和九年 平田部地方 自作鈴鹿郡石藥師村木村清三郎、自小作同村市川與十郎、小作同村石黒重吉  
 昭和十年 田畑半バサル地方 自作飯沼郡西黒部村上村佐吉、自小作多氣郡丹生村岡田長之助小作同村木村定市  
 昭和二年度ニ同ジ  
 従来山間部平田部ニ分チタル本年ヨリ左ノ通り區別シテ調査ス(第一種トハ當該町村一戸當平均耕作反別ノ七割以上十五割以下ノ反別ヲ耕作スルモノ第二種トハ同七割未満ノ反別ヲ耕作スルモノ)  
 (一) 第一種農家 自作鈴鹿郡石藥師村木村清三郎、自作阿山郡河合村藤井實、自小作同村稻垣義雄、小作同村山口繁  
 (二) 第二種農家 自小作多氣郡丹生村岡田長之助、小作同村木村定市、自作阿郡津田村達利郎、自小作鈴鹿郡石藥師村市川與十郎、小作同村石黒重吉  
 昭和十一年 昭和二年度ニ同ジ  
 昭和十二年 同上  
 昭和十三年 第一種農家、自作阿山郡河合村藤井實中止ニ付同村自作西田清光ヲ加フ  
 昭和十四年 昭和三年度ニ同ジ  
 昭和十五年 同上

最近年度農家經濟調査成績

本調査は農林省指定農家經濟調査昭和十四年度成績の概要にして、調査要旨次の如し

一、調査の目的

本調査の主眼とする所は、一定条件の下に於て毎年同一農家につき、一ヶ年農家經濟の實情を精密に調査し農家經濟の推移動向を明瞭にし、農政資料に供すると共に其の内容を比較検討し、農業經營の改善並に生活改善上の資料を得ることにある。

二、調査期間

自昭和十四年三月一日 至昭和十五年二月末日

三、調査地域及調査農家の選定



調査農家は鈴鹿郡石薬師村、多氣郡丹生村及び津田村、阿山郡河合村の三地方に於て夫々自作、自作各一戸、自作各一戸（但し多氣郡に於ては丹生村自作、自作各一戸、津田村自作一戸）を當該村農家平均一戸當耕作面積の十五割未満を耕作する者の中より選定せり。而して耕作地の八割以上を所有する者は之を自作農とし、八割以上を借入る者は之を小作農とし、其の他を自作小作農とす。

尙本調査は普通農家の經濟状況を明にするを目標とせるものなるを以つて、調査が可なり詳細に亘るために調査農家は相當の記載能力を必要とするのである。従つて稍上位の農家を選定するの止むなき事情にあり、故に其の實績も亦一般農家より幾分良好なるものと思惟せられるのである。

四、調査事項

農家經濟の一定期間内に於ける次の諸事項を主として調査した

- (一) 農家の労働力及労働
- (二) 農家財産の構成
- (三) 農家の總収入
- (四) 農家の總經費
- (五) 農家の總所得
- (六) 農家の經濟餘利

五、調査方法

調査方法は農林省指定による一定様式の財産臺帳及び日報（現金出納、現物受拂、労働日誌）を調査農家に配布し、毎日の正確なる記載を指導實行せしめ、之を本會に於て取纏めたのである。（堆肥、綠肥、種苗等の如き再び農業經營に使用せられたる自給現物は收支共に計上せず）

昭和十四年度農家經濟調査成績の概括

- (一) 調査農家一戸當の耕作面積は田七反五二七、畑三反二一五、計一〇反八二二
- (二) 農業總収入より農業經營費を差引きたる農業所得一、二二六圓二六にして、この農業所得を耕地面積にて除すれば、耕地反當農業所得一二六圓一七となり、更に農業所得を農業従業者数にて除すれば農業従業者一人當所得五〇五圓六三となる。又農業労働八時間當の所得を求めれば一四九六となる
- (三) 農業所得に農業以外の兼業所得及び家事収入を合算すれば、農家の總所得一、三六五圓二〇となる、之れが家族一人當所得を

求めれば二三五圓三八となる

(四) 家計費總額は七三八圓三三、而して家族一人當家計費を求めれば一二七圓三〇となり、更に家族一人一日當家計費を求めれば〇圓三五となる

(五) 農家の所得から家計費を差引きて得たる差引餘剰六二六圓八七が赤字として昭和十四年度に於て残されるものである

◎昭和十四年度農家經濟の決算（九戸平均）



◎ 農家經濟の過去と現在の比較

第一世帯員數

従業者數 非従業者數 計	好況時代 大正十四年 (九戸平均)	恐慌時代 昭和六年 (九戸平均)	現 昭和十四年 (九戸平均)
	四、四 二、四 六、八	三、三 一、八 五、一	二、七 三、一 五、八

第二耕作面積

田 畑 計 山林	好況時代 大正十四年 (九戸平均)	恐慌時代 昭和六年 (九戸平均)	現 昭和十四年 (九戸平均)
	一一、〇二九 三、八〇五 一四、九〇四 四、八〇四	六、二二二 三、三〇二 九、五二四	七、五二七 三、二一五 一〇、八一二 二、五〇五

(イ) 第三財產

土地 建物	好況時代 大正十四年 (九戸平均)	恐慌時代 昭和六年 (九戸平均)	現 昭和十四年 (九戸平均)
七、二四六、四二 一、一七五、一六	三、一〇二、七〇 五一四、五八	三、五八六、五一 四八五、二六	

農具 動物 植物 現物 農業用資産計 現金及之に 準ずるもの 農業外資産 農家所有資産計	好況時代 大正十四年 (九戸平均)	恐慌時代 昭和六年 (九戸平均)	現 昭和十四年 (九戸平均)
四四六、四三 一六一、九三 二二七、一四 八九四、二五 一〇、一五一、三三 六〇、一三 四、三八三、二五 一四、五五四、七一	一六九、〇八 一〇三、七六 三四二、九七 一四九、四〇 四、三八二、四九 六五六、九六 八二六、九三 五、八六六、三八	一七四、七七 六一、二七 二四三、六四 六一二、五三 五、一六三、九八 一、一八九、一四 七二六、九九 七、〇八〇、一一	

(ロ) 負債

農業用負債 農業外負債 計	好況時代 大正十四年 (九戸平均)	恐慌時代 昭和六年 (九戸平均)	現 昭和十四年 (九戸平均)
四一、八四 一一、一二七 一五三、一一	二五五、〇三 四〇六、七〇 六六一、七三	一九六、四一 七六、一九 二七二、六〇	

(ハ) 純財産

年度 始末 増減	好況時代 大正十四年 (九戸平均)	恐慌時代 昭和六年 (九戸平均)	現 昭和十四年 (九戸平均)
一四、〇八六、〇五 一四、四四一、六〇 三五五、五五	五、一六九、五六 五、二〇四、六五 三五、〇九	六、一九〇、四〇 六、八〇七、五一 六一七、一一	

四一六

最近に於ける農家經濟の變遷

我國のあらゆる部門に於て重要な地位を占めてゐると云はれる農家經濟は、それ自體の經濟發展の過程に於ては最も劣勢な地位に置かれてゐる。

これは農家經濟の興亡が一にかゝつて其の年の自然的及社會的經濟事情により著しい差異を生じ、其の間に於ける人為的操作乃至努力なるものは割合に表面に立たない事にも大きな原因があらう。

今昭和六年以降に於ける農家經濟調査成績につき簡単に考察を加へて參考に供したい。但し昭和五年以前は途中調査農家變更の爲妥當なる結論を得ること困難なるを以つて省

略す) 昭和四年世界經濟の根幹を揺がした恐慌の嵐は遂に農家經濟の足許にも吹き寄せ、續く五、六、七年と農家經濟は徹底的不況のドン底につき落されたのである。即ち昭和六年度は農業收入八〇八圓三九錢にして農業經營費は其の大半を占め農家所得は三六三圓二九錢であり、家計費を差引きたる總決算に於ては調査農家九戸中四戸が赤字であり残り五戸も漸く收支償ひ得る現狀に過ぎなかつた。

然して米價は三〇圓臺より一大崩落を來し一八圓臺となり九年には崩價も又崩落し遂に二圓臺となり更に二圓臺を割ると云ふ全面的慘劇を惹起したのである。更に農家經濟の窮迫に拍車を加へたのは農村金融機關

第四 農業収入

耕種	種	收	入
稻作収入	雑穀収入	園藝収入	其他耕種収入
251,155	24,533	66,422	36,277
825,222	31,784	163,355	118,755
1,094,433	1,248,533		
2,342,966			
277,399	79,699	232,400	58,055
1,477,255	234,500	49,800	2,997
2,244,551	1,383,333	2,554	1,677
4,266,511	1,577,299	1,383,333	1,997,577
6,657	3,655	22,999	
116,099			
17,199			

第五 農業經營費

土地改良設備費	22,999
土地費	6,657
家畜飼料費	15,800
肥料費	34,077
光熱動力費	1,666
加工原料費	14,092
労働賃	28,799
農業負債利子	8,355
小作料以外	207,888
小作料	6,500
販賣費	4,100
動物減価額	61,000
植物減価額	51,100
其他	1,213,511
計	445,100

四一八  
の崩潰である。斯くして益々農民を塗炭の苦しみ陥れたのである。  
昭和十年漸くにして農産物価格は立直りたるも十一年には調査農家九戸中五戸が赤字であり過去の創痍を癒すには路尚遠く、越へて昭和十二年我國經濟にとつて歴史的展開が開かれた。  
即ち支那事變の勃發により一路戰時體制へと突入する我國經濟は急速に最も大きな編成替をしたのである。其の一貫した主流は勿論統制經濟への移行であり、重工業の飛躍的發展と云ふことである。  
昭和十一年迄一進一退であつた物價は俄然高騰し、更に農産物は大きく國防的色彩を帯ぶるに至つたのである。斯うして國家の要請により農

農具費	46,255	20,232	28,800
種苗費	24,088	5,544	3,299
家畜飼料費	243,222	168,433	210,133
肥料費	340,777	75,711	159,400
光熱動力費	12,666	4,344	23,688
加工原料費	14,092	1,322	2,511
労働賃	28,799	4,122	22,255
農業負債利子	8,355	1,877	14,633
小作料以外	207,888	8,533	7,588
小作料	6,500	71,500	22,216
販賣費	4,100	1,111	5,188
動物減価額	61,000	4,100	6,088
植物減価額	51,100	23,299	30,633
其他	1,213,511	6,188	2,922
計	445,100	761,311	

産物の生産確保は極めて重要な課題として世人の齊しく注目する處となつた。  
今茲に昭和十二年度以降の農家經濟を見るに農業収入は十二年は一、四七七〇四錢、十三年は一、三六九四六七錢、十四年は一、九九七五七錢で急激に上昇の一途を辿つてゐる。(四二五頁参照)  
又農業所得は十二年七二、三〇〇六錢、十三年七二、〇七七錢、十四年一、二三六四二六錢に達してゐる。  
兼業所得(農業以外の所得)は一進一退の動きを示してゐる。  
農家の所得は年々増加を來し、昭和六年を一〇〇とすれば十二年は一、九九、十三年は一九八、十四年には遙かに増大して三四〇に達してゐる。

兼業生産物収入	三七、六四	五、四一	
林業収入			
俸給勞賃収入	一一六、六七	七二、五四	八八、五八
財産収入	八一、七〇	二〇、七三	
其他収入	二四、九二	一、一七	八、〇五
計	二六〇、九三	九九、八五	九六、六三

兼業生産物費		一、六七	
林業費			
兼業財産費		三、三	
勞賃		一、二〇	
諸負擔	五、二二	一、二九	
其他	五、一二	四、四九	
計			二、三二

第八家事収入

被贈収入		九、三七	二九、六七
其他収入		一、一〇	二、八六
計		一〇、四七	三二、五三

住居費	三八、二四	二二、二二	一七、九〇
飲食費	四五一、九四	二〇七、五八	三九四、二八
光熱動力費	三八、四五	二四、〇三	四六、一四
被服費	一一〇、三三	三九、七四	六九、〇三
家具什器費	四〇、一五	一五、三六	二〇、六五
教育費	一四、四五	二、一七	八、二一
修養費	二、八一	五、一九	五、三一
交際費	五八、六八	三九、六二	六五、三七
嗜好費	四三、八六	三六、一一	三二、〇六
娯樂費	一三、一〇	一、五二	三、九六
衛生費	三九、七一	一六、三二	二五、四一
冠婚葬祭費	六、九四	七、七八	一八、八六
諸負擔	三六、三三	一四、四五	一五、四五

四二〇

次に家計費について考察するに物價の變動及衛生費、冠婚葬祭費等不時の支出により多少の増減あるは勿論であるが、概して前項同様上昇の一途を辿り殊に最近の物價高を如實に反映し、消費生活に活潑な動きを示してゐる。

昭和十四年度に於ける  
 農業収入 一、九九七、五七  
 農業所得 一、二三六、二六  
 農業以外の所得 一、二八、九四  
 農業總所得 一、三六五、二〇  
 家計費 七三八、三三  
 差引餘利 六二六、八七

の數字は本縣農家經濟調査開始以來の事象である。右によれば農家經濟が過去數年間苦惱せる創痍は茲に全く癒えたかの觀を呈してゐる。

事實本表に見らるゝ如く農家所得は可成増大してゐる。併しながら他面農家經營費（農業經營費及び家計費）の現金支出が増大してゐる事を見逃す譯にはゆかない。更に我々は現在の恵まれた形の中に様々の危険を孕んでゐる事を察せねばならぬ。農業勞働の大部分が工業部面に吸収されつつある今日「家族勞作經營」を本旨とする日本農業が果してその壓迫から回避し得らるるや、更に農家の購入品は農産物價格以上に高價であり益々農家經濟を危地に追込む懸念は充分にある。そしてかかる事柄は直接農家經濟の著しき變動を來すと共に、間接には明日の農業の進路を示唆してゐるのである。



計	勞			備		
	小計	能算	日從	小計	能算	日從
家	家	家	家	家	家	家
族	族	族	族	族	族	族
七、三〇八時	六、七四七時	一一六	八二〇日	五、五八三時	一一六	四、八五七、八
七四二	八一九	四、六四九	一〇、三〇九	五二六	三、七九二	四〇八
二、二八八	九五六	一〇、三〇九	一〇、三〇九	一一六	一〇、四二五	一〇、四二五
一〇、三三八	一三、一七一	一三、一七一	一三、一七一	一三、一七一	一三、一七一	一三、一七一
一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一

◎年次別農家の收支狀況(農家經濟調査成績)

年次	總收入	經營費	農業所得	農業以外所得	總所得	家計費	過不足	米價(石當)	米價(貫當)
大正十四年度	二、三六五、七五	一、二二三、五一	一、〇五二、六六	三、五五、八二	一、〇七、七七	九四三、八九	三、六四、八八	四、一三三	一一、〇〇〇
昭和六年度	八〇八、五元	四四四、一〇	三六三、二九	一〇五、八三	四六九、一三	四四四、一〇	一三九、二	一八、二六	三、一九

年次	總收入	經營費	農業所得	農業以外所得	總所得	家計費	過不足	米價(石當)	米價(貫當)
昭和七年度	九六六、二四	四四四、五七	五二一、六七	二、七〇、四四	六、七九、一一	五、八八、八	一、五〇、三三	三、〇、八	四、〇、〇
昭和八年度	七、七三、七三	三、七三、一一	四、〇〇、六〇	一、七〇、六六	五、七〇、二六	五、〇〇、七三	七〇、五三	三、二、九	五、〇、二
昭和九年度	八、六六、七四	四、八八、四〇	四、八八、三〇	二、〇一、三六	六、八九、六六	六、〇六、一三	六三、五七	二、六、九	二、六、四
昭和十年度	一、一五八、七三	五八、九元	六九、九八	二、四、六八	七、五、六六	六、〇三、三三	一、五二、三四	三、〇、七	四、八、四
昭和十一年度	一、三九一、三	七〇、一〇	六五、〇三	一、八七、一三	八、〇三、一六	七、六、〇八	七、六、〇八	三、一、八	五、二、五
昭和十二年度	一、四七、〇四	七三、九八	七三、〇六	一、〇一、七	八三、三三	六九、〇元	一、七四、一四	三、六、七	五、三、五
昭和十三年度	一、三九、六七	六四、八九〇	七〇、七七	一〇九、七〇	八三、〇、四七	六九、〇、二五	一、九〇、三三	三、九、九	四、九
昭和十四年度	一、九七、五七	七、一、三	一、三六、三六	二、八、九四	一、三六、三〇	七、八、三	六、六、七	三、七、二五	一〇、八

(三) 農業經營調査

調査年度	調査農家
大正十二年	小經營三重郡鷺ヶ原村位田藤吉、小經營多氣郡初可町梅村惣五郎、中經營一志郡鷺村野田平吉、部分的共同經營阿山郡新居村平野農家組合
大正十三年	前年ニ同ジ 但シ小經營安濃郡安濃村上村喜太夫ヲ加フ
大正十四年	前年ニ同ジ
昭和元年	前年ニ同ジ 但シ安濃郡安濃村上村喜太夫ヲ除ク
自昭和六年	前年ニ同ジ
自昭和七年	部分的共同經營新居村平野農家組合ヲ除キ阿山郡壬生野村居附農家組合ヲ加フ、其他ハ前年ニ同ジ
自昭和十年	

自昭和十一年至昭和十三年 中經營度會郡有田村北岡藤吉、小經營多氣郡相可町梅村清郎、小經營名賀郡神戶村堀池一三、部分的共同經營安濃郡辰水村野田農家組合

昭和十四年 中經營度會郡有田村北岡藤吉ヲ除キ同郡田丸町藤田彦城ヲ加フ

昭和十五年 前年ニ同ジ

(四) 農業經營指導

本會が新興農家經營計畫共進會(別項)の姉妹事業として昭和八、九兩年度より實施した新事業で、指導農家を各郡一ヶ所宛選定し前年新興農家經營計畫共進會に参加し成績優良なりしもの又は他の優良なる計畫を參考として經營改善を實行せしめ各級農會協力して之れが指導に當り、其の結果成績を一般農家の範とし又は參考として經營改善に資するのを目的とする。

昭和八年度	桑名郡七取村 平野安廣	員辨郡石榑村 伊藤一郎
	三重郡三重村 加藤重三郎	鈴鹿郡高津濱村 鈴木彌一郎
	河藝郡飯野村 加藤勇	安濃郡草生村 安部與十郎
	一志郡中原村 堀和三郎	飯南郡港村 林英一
	多氣郡上御絲村 山路文治郎	度會郡豐濱村 奥山清之助
	阿山郡東栢植村 山岡岩吉	名賀郡古山村 垣内正雄
	志摩郡磯部村 作田稔	北牟婁郡二郷村 東龜次郎
	南牟婁郡阿田和町 畑中豊一	
昭和九年度	桑名郡長島村 小澤誓一	員辨郡丹生川村 山北多一郎

三重郡川越村 柳川信一	鈴鹿郡久間田村 久保田八次郎
河藝郡白子町 北村幸一	安濃郡安東村 松岡俊夫
一志郡八ツ山村 吉村龜雄	飯南郡西黒部村 房木要一
多氣郡下御絲村 前本修一	度會郡一之瀬村 太田與三五郎
阿山郡友生村 池澤嘉彦	名賀郡神戶村 堀池一三
志摩郡鷺方村 前田嘉平	北牟婁郡赤羽村 水谷富雄
南牟婁郡有井村 森本貫三郎	

(五) 新興農家經營計畫共進會

農村不況の對策は多々あるが農家としては農業經營を改善して生産収入の増加を計ると共に家政を改善し、消費支出の整理を行ひ以て收支の均衡と生産と消費を合理化して生活向上の途を講ずるは最も緊急の要事と云はねばならぬ。本會茲に鑑み左記規程の如く農業經營計畫と農家々政計畫の共進會を併せ行ひ、其の優秀なるものを選抜發表して舊く農家の指針たらしめんとしたのが本計畫である。

- (イ) 三重縣農會主催新興農家經營計畫共進會規程
- 第一條 本會ハ農家ヨリ改善計畫ヲ蒐集シ之ヲ發表シテ農家經營改善ノ資ニ供スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ヲ第一節農業經營計畫、第二節農家家政計畫ノ二種ニ分ツ
- 第三條 本會ノ出品内容ヲ左ノ如ク定ム
- 第一部 農業經營計畫
- 一、出品資格ハ農家ノ經營主又ハ其ノ家族タル男子青年トス、但シ出品農家ハソノ農家ノ總收入中農業收入ガ大部分ヲ占ムルモノナルコトヲ要ス
  - 二、出品配當數ハ町村農會各一點、市農會各六點總計三百四十六點トス
  - 三、出品セントスル者ハ第一號様式ノ出品申込書ヲ町村農會及郡市農會ヲ經由シテ二月末日迄ニ本會ニ提出スルコト

四、出品者ハ三月一日ヨリ一ケ年間ニ於ケル自家ノ農業經營狀況ヲ農家經營日誌ニ記載シ、コノ實績ニ基キ翌年三月一日ヨリ一ケ年間ノ農業經營改善計畫ヲ樹立スルモノトス  
 間ノ農業經營改善計畫ヲ樹立スルモノトス  
 五、記載シタル農家經營日誌及農業經營改善計畫書ハ翌年三月十日迄ニ町村農會ヲ經由シテ郡市農會ニ提出スルコト

第二部 農家々政計畫

- 一、出品資格ハ農家ノ主婦又ハ其ノ家族タル女子青年トス  
 但シ出品農家ハソノ農家ノ總收入中農業收入ガ大部分ヲ占ムルモノナルコトヲ要ス
  - 二、出品配當數ハ町村農會各一點、市農會各六點總計三百四十六點トス
  - 三、出品セントスル者ハ第二號様式ノ出品申込書ヲ町村農會及郡市農會ヲ經由シテ二月末日迄ニ本會ニ提出スルコト
  - 四、出品者ハ三月一日ヨリ一ケ年間ニ於ケル自家ノ家計狀況ヲ家計簿ニ記載シ、コノ實績ニ基キ翌年三月一日ヨリ一ケ年間ノ家政改善計畫ヲ樹立スルモノトス
  - 五、記載シタル家計簿及家政改善計畫書ハ翌年三月十日迄ニ町村農會ヲ經由シテ郡市農會ニ提出スルコト
- 第四條 審査ニ關スル要項ハ別ニ之ヲ定ム  
 第五條 實查ノ結果ニヨリ左ノ通褒賞ヲ授與スルモノトス  
 一等 二等 三等 四等(褒狀)  
 全出品者ニ對シ記念品ヲ贈ル

(第一號様式)

第一部出品申込書

郡(市) 町村大字 (氏名)

- 一、出品者ト經營主トノ關係
- 一、出品者ノ年齢
- 一、出品者ノ經歷概要

一、耕地面積

畑	田	所	有	借	入	計
			反		反	反

一、經營組織(例ハハ稻作ヲ主トシ兼蠶、養豚ヲ行フト記シカ如シ)  
 右ノ通出品申込候也

(第二號様式)

第二部出品申込書

郡(市) 町村大字 (氏名)

- 一、出品者ト世帯主トノ關係
- 一、出品者ノ年齢
- 一、出品者ノ所屬團體名及經歷ノ概要
- 一、耕地面積

畑	田	所	有	借	入	計
			反		反	反

一、出品農家ノ收入概數(年額)

農業收入	圓	農業以外收入	圓	計	圓
------	---	--------	---	---	---



右ノ通出品申込候也

(ロ) 第一回審査員打合せ  
昭和七年二月九日、十日兩日本會事務所樓上に於て開催審査員及び帝國農會より小林參事出席、九日は第二部家政計畫に就き、十日は第一部農業經營計畫に就き其の實施方法を協議決定した。尙兩日とも夕刻より審査員の懇親會を津市淨明院に於て開催したが特に十日は内務部長別宮秀夫氏、農商課長荒木義夫氏、縣農商課關係職員も加はり、農村不況打開に關して意見の交換をした。

(一) 記帳打合せ

第一回 昭和七年二月十九日より四月上旬に亘り各郡市に於て第一部、第二部参加者を集合せしめ、本會係員出席、農家經營簿並に家計簿の記帳方法に就き打合を行ひ記帳の統一を圖つた。

第二回 (中間指導) 昭和七年八月二十六日より九月上旬に亘り各郡市に於て第一部、第二部参加者を集合せしめ、本會係員は記帳狀況を詳細に檢し質問に應じ記帳の正確を期した。

第三回 昭和八年一月末日より二月上旬に亘り各郡市に於て第一部、第二部参加者を集合せしめ、本會係員を派遣し農家經營簿及家計簿の集計方法及農業經營計畫並に家政計畫の樹立方法其の他に就き打合せを行つた。

(ニ) 第二回審査員打合せ

昭和八年二月二十七日、二十八日兩日本會樓上事務所に於て開催し、審査員出席の上審査要項並に審査方法に付き協議し左記の如く決定した。

記

一、審査要項

第一部 (農業經營計畫)

農業組織其の按配

勞力分配及家族の勤勞狀況

農業所得

生産技術の改善

農業經營の自給狀況

經營簿及計畫書記入の適否

第二部 (家政計畫)

農家の所得に對する家計費の割合

家計費各科目の割合

家族一人當りの家計費

家計費の自給購入の割合

家政改善計畫の實行方法

家政改善計畫の信念

家計簿記帳の適否

計畫書記入の適否

二、第一次審査方法

第一次審査は第一部、第二部共各郡市に於て本會係員立會の上参加者の實情を考慮し各郡市参加者の三分の一を選抜すること。

(ホ) 第一次審査及其の後の經過

三月上旬各郡市の出品は其の郡市の三分の一を選抜して總數第一部百六點、第二部六十四點が縣農會に提出せられ、縣農會に於ては係員之を整理集計して各審査員に廻付し審査の萬全を期した。

(ハ) 第三回審査打合せ

昭和八年三月三十日本會事務所樓上に於て開催、審査長農林省渡邊技師の來會を仰ぎ、本會よりの經過報告に基き第一委員會及第二委員會に分れ慎重審議をなし別項記載の如く等級を決定した。

(ト) 入選者氏名 (二等以下省略)

一等賞 (農業經營計畫)

河藝郡飯野村大字西條 加藤 勇 阿山郡東栢植村大字上村 山岡 吉 三重郡楠村大字小倉 伴野 二三男

桑名郡七取村大字古敷 平野 安廣

一等賞 (農家々政改善計畫)

阿山郡東栢植村大字上栢植 中住 八重子 三重郡三重村大字小杉 服部 初枝

(チ) 審査報告

三重縣農會主催第一回新興農家經營計畫共進會ヲ開催セラル、ニ當リ小官審査長ノ任ヲ受ケ、審査員諸士ト共ニ慎重審議ヲ遂ゲ茲ニ其ノ成績ヲ申告スルハ寔ニ欣幸トスル所ナリ

惟フニ農家ノ窮乏ヲ救ヒ更ニ經濟ノ發展ヲ圖リ以テ其ノ福利ヲ増進セシメンニハ、一面農業ノ經營方法ヲ改善シテ收益ノ增加ヲ圖リ他  
面消費ノ節約ニ依ラザルベカラザルコト論ヲ俟タズ、本縣農會爰ニ鑑ミル所アリ今回農家經營計畫共進會ヲ開催シ、第一部ヲ農業經營  
改善計畫ニ、第二部ヲ家政改善計畫ニ區別シ前年ノ実績ニ基キ新計畫ヲ樹立セシメ、各々之ガ適否ヲ審査シ進テ實行ヲ促サントスルモ  
ノニシテ、洵ニ時宜ニ適シタル施設ト謂フベク、農村不況打開ノ爲一道ノ光明ヲ與ヘ非常時局ニ於ケル農家ヲ覺悟セシムル點ニ於テ特  
ニ推賞措ク能ハザルモノアリ

今回ノ參加農家ハ第一部二百五十人、第二部百五十七人、總人員三百七十七人ニシテ、二百十三箇市町村ニ涉リタリト雖モ中途事故ノ  
爲出品シ得ザリシモノ多クシテ漸ク出品シ得タル者第一部百四人、第二部六十四人ニ過ぎズ、而シテ第一部出品者ハ自作六割、自小作  
四割、平均年齢三十二歳、最年長者五十七歳、最年少者十八歳ニシテ大體ニ於テ農村更生ノ中心人物ト謂フヲ得ベク、第二部ハ自作七  
割、自小作三割ニシテ平均年齢三十一歳、最年少者十六歳ナリ、學歷ハ尋常小學校卒業者二割、高等小學校卒業者二割、實業補習學校  
及高等女學校卒業者二割ヲ示シ、義務教育修了程度ノモノ過半ヲ占ムルハ寔ニ喜アベキ現象タリ

第一部(農業經營改善計畫)

一、農業組織及其ノ按配

一家經營面積多キハ二町九反六畝、少キハ八反三畝、従業員一人當リ多キハ一町、少キハ二反五畝ニシテ、市街地附近ニアリテハ蔬  
菜園藝ニ力ヲ注ギ、其ノ他ハ稻作ト養蠶ト主體トシ之ニ養鶏及畜牛ヲ加フルモノ多キ傾向アルハ自給肥料ヲ得ントスル計畫ト見テ  
喜アベキ現象ナリ、蠶細工其ノ他ノ加工ニモ漸次力ヲ注グヲ見ルハ勞力利用上適當ナル計畫ナリト雖モ、尙土地及勞力利用ノ點ニ於  
テ考慮ヲ要スルモノ甚ダ多シ

二、勞力ノ分配及家族ノ勤勞狀況

餘剩勞力ノ利用トシテ花卉栽培、蔬菜ノ促成栽培、蠶細工等ヲ計畫セルハ當然ナリト雖モ尙老幼婦女子ニモ適應スル作業ヲ求メ一層  
餘剩力ノ利用ヲ工夫スルハ極メテ緊要ナレバ特ニ勤勉力行ノ精神ヲ鼓吹スルノ要アリ  
家族ノ勤勞狀況ハ其ノ勞働能力一〇ヲ以テ一人トシタル場合ニ於テ、一戸平均從業者一箇年一人當勞働日數少キモノ百四十八日、多  
キモノ三百七十日ニシテ、一般ニ家族ノ勞働日數ヲ増シ雇人ヲ減少セントスル傾向アルハ農村不況時ニ際シ當然ノ措置ナリト雖平均  
勞働日數三百日以上ニ達セシメントスルガ如キハ實行ノ點ニ於テ一般ニ望ミ難キノ感ミアリ

三、農業所得

一戸當平均九百參拾四圓貳錢ニシテ前年ノ實績七百拾六圓四拾七錢ニ比シ貳百拾七圓六拾五錢ノ増加ヲ示セルガ、計算ノ基礎稍妥  
當ヲ缺クモノアリ、中ニハ極度ニ生産費ヲ減ジ過大ノ收入ヲ見積リタルモノ、或ハ一躍前年度ヨリモ五百圓以上ノ所得増加ヲ計畫セ  
ルガ如キ現下ノ狀勢ヨリ見テ寧ろ突飛ト稱スベク考慮ヲ要スルモノナリ

四、生産技術ノ改善

一般耕種計畫ニ於テハ比較的穩當ナリト認ムルモ養蠶、養畜、副業等ノ計畫ニ於テ前後統一ヲ缺キ實行不可能ト思ハル、モノアリ蓋  
シ經驗ニ乏シク研究ノ尙至ラザル結果ナラン

五、農業經營費自給購入ノ割合

農業經營費ノ自給歩合ハ最高七十四%最低四十九%ニシテ前年ニ比シ相當高率ヲ示セルモ、主トシテ肥料ノ自給化ニヨルモノ多シ然  
レドモ養畜ノ擴張ヲ計畫セルニ飼料ノ自給化ニ付何等ノ考慮ヲ拂ハザルモノアルハ遺憾ナリ

六、經營簿及計畫書記載成績

現金出納表ノ記載ハ正確ナルモ現物受拂表ニ於テ記入洩レ多ク、殊ニ稻稈、麥稈等ノ如キ副産物ニ於テ甚シキヲ見タリ

第二部(農家家政改善計畫)

一、農家ノ所得ニ對スル家計費ノ割合

最高九十二%最低二十%平均五十九%九ニシテ、前年度平均八十九%ニ比スレバ二十九%七ノ減少ヲ示セリ、收入多キモノハ其ノ率  
ノ低下スルハ當然ナルモ過度ノ低率ハ農家生活向上ノ點ヨリ考察シテ不當ナル場合多シ、概シテ七十五%乃至最高九十%ノ範圍ヲ適  
當ナリトセンカ

二、家計費各科目ノ割合

飲食費四十四%最高位ヲ占ムルハ農家生活ノ現狀ヨリ見レバ寧ろ當然ナリトスルモ、交際費ノ最高二十三%平均八%ヲ占ムルハ農村  
ノ傳統的習慣ニ基クモノニシテ特ニ改善ヲ要スルモノアリ、教育費、修養費ニ於テ稍低キニ過アルノ憾アリ、此ノ方面ニ相當多額ノ  
豫算ヲ計上シ之ガ向上ヲ望ムコト切ナルモノアリ、住居費ノ見積過少ニ失スルモノ多キハ蓋シ建物價却ノ觀念乏シキト住宅改良ノ念  
ナキニ依ルモノナラン

三、家族一人當家計費

最高百四拾貳圓五拾錢、最低四拾九圓四拾錢、平均八拾九圓六拾四錢ナリ、收入ニ比例シタル生活ニ爲スベキハ勿論ナリトスルモ尙之が向上ヲ望ムテ止マズ

四、家計費ノ自給購入ノ割合

自給額比最高六十一%最低二十%平均四十六%ニシテ、前年度ニ比シ自給割合ノ増加セルハ喜ブベキ現象ナリ

五、家政改善計劃ノ實行方法

抽象的事項ヲ羅列シ之が經費ヲ豫算ニ計上セザルガ如キ實際ニ即セザルモノアリ

六、家政改善計劃ノ信念

漠然タルモノ多ク、非常時農家トシテ決心尙足ラザルモノアリ、深ク考察シ牢固タル信念ノ確立ヲ望ム

七、家計簿ノ記載成績

相當正確ナルヲ認メタルモ現物記載ニ於テ不正確ナルモノアリ、自給自足ノ時代ニ於テ特ニ此ノ方面ノ記載ノ正確ナルヲ望ム

概評スル如シ、之ヲ要スルニ計畫ト實際トノ間ニ尙多クノ隔リアリテ、計畫美ニシテ實行不能ナリト認ムルモノアリ、此ノ計畫ヲ實施シテ始メテ本會ノ目的ヲ達成スルモノナレバ出品者諸氏深ク審査ノ成績ニ鑑ミ、一大決心ヲ以テ懸命ノ努力ヲ輸シ新興農家ヲ建設セラレシコトヲ望ム

茲ニ第一部ニ屬スルモノ百四點中ヨリ一等賞四點、二等賞九點、三等賞二十二點、計三十五點、第二部ニ屬スルモノ六十四點中ヨリ一等賞二點、二等賞十一點、三等賞十四點、計二十七點ヲ選拔擬賞セリ、希クハ褒賞ノ授與アラントナ

昭和八年三月三十日

審査長 農林技師 從五位勳六等 渡 邊 保 治

(一) 第二回新興農家經營計畫共進會

昭和七年度に於て本會新事業として實施した新興農家經營計畫共進會は、宛も政府が同年度下半期に着手せる農山漁村經濟更生事業と呼應して縣下農村民に對し計畫經營の重要性を強調して多大の効果を收めた。即ち一面に於て農業經營を改善して生産經濟の合理化を圖ると共に他面家政を改善して消費經濟を整理して農家の基礎的建直しを目標として實施されたのである。殊に農村婦人を参加せしめて消費經濟を積極的に改善せんとする試みは全國で初めての事であるだけに、各方面から注目せられ、参加者亦熱と意氣とを以て終始し所期の目的達成を見た。

昭和八年度に於て第二回を開催したのであるが、第一回に劣らぬ成績を挙げ特に町村主催の下に此種計畫を實行せられたもの多く農

家の計畫經營が各地に實現せられた。第二回開催方法は全く前回と同様で内容を第一部(農業經營計畫)、第二部(家政計畫)に分ち、第一部には男子を第二部には女子を参加せしめ、夫々一ヶ年間の記載を完了したる上、改善計畫書を本會に提出し審査を行ったのである。其の間本會が記載指導、中間指導、集計並計畫樹立方方法指導を行った事は第一回と同様である。提出された計畫書は三月下旬係員の下審査が行はれ、四月二日渡邊審査長外審査員出席の上審査會を開催し等級の決定を見た。かくて四月十一日農會記念日として褒賞授與式を舉行した。

入賞者氏名

第一部

一等賞	河藝郡白子町	北村 幸一	度會郡一之瀬村	太田與三五郎	飯南郡西黒部村	房 木 要 一
二等賞	四日市市濱一色	林 慶治郎	三重郡四郷村	田 中 信 一	名賀郡神戸村	山 内 源 松
	度會郡五ヶ所村	大河内七藏	四日市市末永	石崎庄太郎	三重郡富田町	山 下 治 郎
三等賞	鈴鹿郡晝生村	篠原 爲市				
	三重郡小川郷村	竹内源良	多氣郡下御絲村	前本修一	桑名郡長島村	小澤 馨 一
	度會郡小川郷村	岡出元藏	度會郡二見町	吉居清雄	河藝郡上野村	山 内 浩
	志摩郡加茂村	中村榮麿	鈴鹿郡國府村	伊東嘉平	飯南郡漕代村	井 村 力 夫
	阿山郡壬生野村	居附幸三郎	多氣郡明星村	中瀬政太郎	阿山郡瀬田村	桑 原 潔
	一志郡竹原村	鳥谷尾義一	員辨郡丹生川村	山北多一郎	河藝郡玉垣村	河 原 博
第二部						
一等賞	河藝郡黒田村	鈴木みさえ	阿山郡東柘植村	余野榮枝	三重郡四郷村	伊 藤 よ す
二等賞	名賀郡神戸村	山内ひさへ	員辨郡白瀬村	梅山らく		
	阿山郡三田村	中森千代	三重郡川島村	川村こさく		
三等賞	度會郡有田村	岡山ひでゑ	鈴鹿郡井田川村	國分千代	度會郡下外城田村	奥 藤 さ ず
	桑名郡長島村	小澤せき	河藝郡大里村	乙部ひさ	員辨郡石棟村	伊 藤 し づ ゑ

飯南郡花岡町 西川はなふ 安濃郡明合村 赤塚リウ  
 度會郡四郷村 中口ぬい 一志郡倭村 庄山やすの

## (六) 農家經營研究會

## (イ) 趣 旨

農家經營研究會は系統農會の指導を受け農家が自己の經營に對する認識を新にし、時代と地方の實情に即したる經營理想を確立し、其の經營改善計畫を實行せんとする篤志者の相互研究機關である。農家經營の改善を圖り、生活の合理化に努める事は何時の時代にも農家が當然なすべき事であるが、本會が農家經營研究會を提唱するに至つたのには二大理由がある。

その一、近時農村の生産的方面の指導獎勵は専門的な指導者は年と共に益々増加する傾向にあるが、之に反して各般の生産を綜合して夫々農家の經營を合理的に指導するものは段々減少しつゝある。又綜合經營と云ふも夫々自己の専門とする處を中心としての指導が多いから、實際農家の現狀に即しない様な場合も尠くない。従つて指導を受ける農家は指導者の説を無條件に其儘受入れることは出来ない。必ず其の言説を充分咀嚼して總體的な纏りをつけ、己れのみ知る己れの經營を自から合理化せなければならぬのである。かゝる事情を考へるとき、専門的になつた現在の指導を受けるだけでは、成程各方面の知識は豊富に得られても、それが實行に移ることの極めて容易でないことを痛感する。茲に農家指導の任にある者として其指導方法を考へなければならぬのである。

その二、現代に於ける農産物の趨勢は、生産も販賣も共に統制的に行はねば個々の經濟も有利でない。無統制な生産や販賣が直に市場を混亂して結局農家の不利に歸することは判り切つた事實で、何でも多く生産すれば利益の多かつた時代は既に過ぎ去つてゐる。こゝに農家は共同して自治的に統制的な活動をなすことが必要となるから、今日の

所謂統制經濟時代にあつては、個々の農家經營を出来るだけ共同的に結び付けなければ其の實行を收めることが難かしい。然し農家の經營を絶對的共同ならしむることは今日の經濟組織に於ては望み得ない。これをどの程度迄個人的とし、何處から共同的となすのが農村民全體の永遠の幸福であるか、之は個人的でなく眞に農本主義を體得するものに與へられた大なる研究問題である。此處にも指導の責を持つものとして特に熟考を要するのである。

此の二つの事情から本會は大正十年度より農家經營の改善を斷行せしむべき方法として農家經營研究會の組織を提唱した。

## (ロ) 組 織

この研究會は各郡市農會が其の農會の事業として區域内の各農會、組合、其他の團體から篤志者を選んで會員とするので、會員は其の町村農會長の推薦を受け郡市農會長の承認を得なければならぬ。然して會員は單に研究するばかりでは役に立たぬから其の經過を實行し得る立場にある者を目標として居るのである。經費は無論所屬農會から支出し幹事長、幹事を置いて指導獎勵の事務を掌理せしめる。

## (ハ) 研 究 方 法

研究方法としては絶えず系統農會の指導獎勵を受くるは勿論、最寄の會員は出来るだけ度々相互に研究批判し得る機會を作り自己の經營を合理化することに努むると共に、町村を區域としたる座談會を開催して町村農會の指導を受け、夫々農家の經營に關する研究、批判、懇談をなし、會員相互に資料を提供し鞭撻し合つて經營改善の動機を作らうと云ふのである。是等の會合には米作を主とするもの、園藝を主とするもの、畜産を加味するもの、多角經營を行ふもの等多種多様の經營形態を探る會員が集合して實際の體驗による研究、懇談を重ねるのであるから、其處に提供される資料は頗る豊富であると共に議論を離れ實際に基く貴重なものばかりで、其の効果も亦期待すべきものが多い。

本會の統率者たる郡市農會は年二回位最寄數ヶ町村を區域とし郡内二、三ヶ所に研究會を開催する。其の研究事項は縣及び農會其他各種機關の調査研究になる各般の經營資料及系統農會の農家經營に關する主義方針を提示して研究批評せしめ、又町村座談會に於ける結果を發表し、又は其の疑問に對する解決を與へんとするのである。系統農會は會員に對して出来るだけ參考資料を配付する外、郡研究會、町村座談會には係員を派遣し、或は官廳其他關係團體係員臨席指導を斡旋し、研究會の目的を貫徹せしむるのであるが、特に町村農會にあつては會員に對し經營簿の配付、記帳の指導は勿論會員の樹立する改善計畫の相談相手となり、各種共同團體との聯携に就ても充分に留意して共同の利益を確保する様に努められたいと思ふ。

(二) 何郡農會農家經營研究會規約(準則) (市農會規約ハ之ニ準ズルコト)

- 第一條 本郡農會ハ農家ノ經營ヲ研究シ其ノ改善實行ヲ圖ラムトスル篤志者ヲ以テ農家經營研究會ヲ組織ス
- 第二條 本研究會ハ其ノ目的ヲ達成スルヲメ左ノ事業ヲ行フ
  - 一、農家經營研究會ノ開催及指導
  - 三、講習講話、視察、參考資料ノ配付
  - 四、其 他
- 第三條 本研究會ニ左ノ係員ヲ置キ本郡農會長之ヲ任命又ハ囑託ス
  - 幹事長 一名 幹事 若干名
- 第四條 本會員ハ左ノ事項ヲ必行スルモノトス
  - 一、農家經營簿ノ記入
  - 二、經營改善計畫ノ樹立
  - 四、經營座談會ノ開催
  - 五、其他經營改善ニ關シ系統農會ノ指示事項
- 第五條 本會員ハ農家經營主又ハ經營ノ中心タリ得ル者ニシテ所屬町村農會長ノ推薦ニ依リ別記様式ノ加入申込書ヲ本郡農會長ニ提出シ其ノ承認ヲ得ルモノトス

第六條 本會員ニシテ郡農會長ニ於テ經營改善ノ意志ナキモノト認メタルトキハ之ヲ除名ス

(様式)

加入申込書

本町農會長ノ推薦ニ依リ貴會農家經營研究會ニ加入申込候也  
 年 月 日

右ノ者貴會農家經營研究會員トシテ推薦ス

町大字 (氏名)  
 何村農會長 (氏名)  
 印

何郡農會長殿  
 (ホ) 會員數 (昭和十一年九月末現在)

郡市名	町村數	加入町村數	會員數	加入一町村平均會員數
桑名郡	一五	一五	三八四	二六
員辨郡	二一	二一	七一四	三四
三重郡	二七	二七	七二〇	二七
鈴鹿郡	一九	一六	三〇五	一九
河藝郡	二二	一九	四〇二	二二
安濃郡	一四	一三	四九二	三八
志保郡	三八	三六	七〇〇	二〇
				四三九

飯南郡	二〇	一九	五九一	三二
多氣郡	一七	一三	四九三	三八
度會郡	三三	二一	一、〇二〇	四九
阿山郡	二一	一八	四七〇	二七
名賀郡	一九	一九	三八六	二一
志摩郡	二八	一六	三三九	二二
北牟婁郡	一一	〇九	一一五	一三
南牟婁郡	二二	〇	二五〇	二五
津市			八七	
四日市			四〇	
松阪市			一〇三	
計	三二七	二七二	七、六一一	四一三

(1) 農家經營研究會(昭和十年度)  
 經營の改善を期するため各郡市に結成された農家經營研究會員を募集せしめて研究會を開催した。概況次の如し。

(イ) 郡市農會農家經營研究會開催順序  
 一、開會の辭 郡市農會係員 一、縣農會の指導方針説明 縣農會幹事、技師  
 二、郡市農會の施設説明 郡市農會係員 一、農村代表の研究發表  
 一、研究座談會 一、必行事項申合 一、農會歌合唱

(ロ) 農家經營研究會開催期日、場所及參集地區内會員數

昭和十年十二月三日	南牟婁郡有井村	二〇四名	一月十九日	阿山郡上野町	二〇九名
同 同 月 四 日	同 郡 新 鹿 村		同 月 二 十 日	同 郡 西 柘 植 村	
同 同 月 五 日	同 郡 御 船 村		同 月 二 十 五 日	河 藝 郡 白 子 町	二七四名
同 同 月 六 日	同 郡 相 野 谷 村		同 月 二 十 六 日	同 郡 大 里 村	
同 同 月 八 日	三 重 郡 富 洲 原 町	六二八名	二 月 七 日	志 摩 郡 磯 部 村	三〇一名
同 同 月 九 日	鈴 鹿 郡 龜 山 町		同 月 八 日	同 郡 加 茂 村	
同 同 月 十 日	同 郡 庄 内 村	一五〇名	同 月 九 日	同 郡 和 具 村	
同 同 月 十 一 日	同 郡 庄 野 村		同 月 十 一 日	名 賀 郡 神 戶 村	二五七名
同 同 月 十 一 日	四 日 市 市	六〇名	同 月 十 二 日	同 郡 阿 保 村	
同 同 月 十 一 日	飯 南 郡 花 岡 町	二九一名	同 月 十 三 日	同 郡 瀧 川 村	
同 同 月 十 一 日	同 郡 粥 見 町		同 月 十 五 日	桑 名 郡 桑 名 町	一七六名
同 同 月 十 一 日	一 志 郡 久 居 町	六〇〇名	同 月 十 七 日	北 牟 婁 郡 尾 鷲 町	六二名
同 同 月 十 一 日	同 郡 家 城 村		同 月 十 八 日	同 郡 二 郷 村	
同 同 月 十 一 日	津 市	一〇三名	同 月 二 十 二 日	員 辨 郡 大 泉 原 村	三五一名
同 同 月 十 三 日	宇 治 山 田 市 (度會郡の部)	四七一名	同 月 二 十 三 日	同 郡 阿 下 喜 町	
同 同 月 十 四 日	多 氣 郡 相 可 町	五七七名	同 月 四 日	安 濃 郡 神 戶 村	二八二名
同 同 月 十 五 日	松 阪 市	八二名	同 月 五 日	同 郡 明 合 村	
				同 郡 片 田 村	

(2) 農家經營研究會 (昭和十一年度)

昭和十一年度に於ては農業經營の設計を中心としたる實務研究會を各郡市に開催した。其の概況次の如し。

(イ) 郡市農會經營研究會順序

- 一、郡市農會方針説明 郡市農會係員 縣農會幹事、技師
- 一、經營設計の實例説明 縣農會係員 縣農會係員
- 一、研究發表、質疑應答

(ロ) 開催期日及場所

期 日	場 所	參 集 員 數
九月二十七日	員辨郡梅戸井小學校	參集人員 三四名
同月二十八日	同郡丹生川小學校	一七名
同月二十九日	同郡白瀬村公會堂	一八名
同月三十日	同郡團休事務所	四一名
十月二日	北牟婁郡引本町信用組合	三二名
同月三日	同郡長島町役場	一二名
同月五日	阿山郡中瀬村小學校	一六名
同月六日	同 城南村小學校	四二名
同月七日	同 阿波村小學校	三一名
同月八日	同 玉瀧村小學校	三〇名
同月九日	同 西柘植村小學校	二九名
同月二十二日	河藝郡玉垣村小學校	五〇名

期 日	場 所	參 集 員 數
同月二十三日	多氣郡上御絲村小學校	五〇名
同月同日	河藝郡榮村清輝堂	二三名
同月二十四日	同郡大里村小學校	二一名
十二月二十四日	南牟婁郡有井村小學校	一五名
同月同日	同郡御船村小學校	一五名
同月二十五日	同郡和野谷村小學校	八〇名
一月二十一日	四日市役所	四〇名
同月二十二日	津市辨財町公會堂	一五名
同月同日	同神納公會堂	二五名
同月同日	同愛宕町公會堂	一七名
同月二十七日	松阪市役所	四〇名
二月二日	多氣郡團休事務所	一〇〇名
同月八日	三重郡羽津村小學校	八〇名
同月九日	同郡櫻村小學校	八五名
同月十日	同郡四郷村小學校	七〇名
同月十二日	鈴鹿郡深井澤村小學校	六〇名
同月十三日	同郡團休事務所	三〇名
同月十九日	飯前郡團休事務所	一七〇名
同月二十日	同郡粥見町小學校	五〇名
同月二十二日	一志郡團休事務所	二〇〇名
同月二十三日	同郡家城村小學校	一四〇名
同月二十五日	志摩郡加茂村小學校	七〇名
同月二十六日	同郡鷺方村小學校	七〇名

上御絲村外五ヶ町村

相可町外十一ヶ村

深井澤村外六ヶ村  
 龜山町外八ヶ町村  
 花岡町外十二ヶ町村  
 粥見町外六ヶ村  
 久居町外二十五ヶ町村  
 家城村外十一ヶ村  
 加茂村外四ヶ町村  
 鷺方村外四ヶ村

二月二十七日 志摩郡船越村小學校 船越村外六ヶ町村 二〇名  
 三月十四日 安濃郡片田村小學校 片田村外十三ヶ村 三〇名  
 同月十七日 度會郡團体事務所 郡内全町村 二二〇名

四四四

(3) 農家經營研究會組長大會(昭和十二年度)

戰時體制下に於ける農村の使命を認識し農家經營の刷新を期するため一月二十日より三日間、縣下三ヶ所に於て農家經營研究會組長大會を開催した。其の概況次の如し。

(イ) 開催期日及會場、參集區域

期 日	會 場	參 集 區 域	出席者
一月二十日	四日市市三重郡報徳館	桑名、員辨、鈴鹿、河藝、四日市各郡市	二六八名
一月二十一日	一志郡久居町縣立農林學校	安濃、一志、飯南、阿山、名賀、津、松阪各郡市	二五五名
一月二十二日	宇治山田市神都公會堂	多氣、度會、志摩、北牟婁、南牟婁、宇治山田各郡市	二三六名

(ロ) 決 議

時局ニ鑑ミ農家經營研究會ノ實行スベキ事項如何

農家經營ヲ改善シテ國家ニ貢獻スルハ吾等研究會員ノ使命ナリ、然ルニ日支事變ニ關シ今回政府ハ長期磨練ノ國策ヲ聲明シテ國民ノ奮起ヲ促セリ、此時ニ於テ縣農會ハ農會總動員ヲ實施シ銃後ノ護ニ些ノ不安ナキヲ期セラル、サレバ吾等研究會員ハ此ノ絶好ノ機會ニ舉ツテ總動員ニ呼應シ平素ノ信條ヲ堅ク遵守シ戰捷ヲ祈願スルト共ニ、思想ノ統制ニ、生産ノ確保ニ其他各事項ニ關スル農會ノ計畫ヲ先實行シテ純ヲ一般ニ示シ、戰時農業報國ノ赤誠ヲ發揮シ以テ國威ヲ宇内ニ宣揚セムコトヲ誓フ

右決議ス

昭和十三年一月二十二日

農家經營研究會組長大會

(ハ) 講 演

本大會を機會に帝國農會農業經營課長土屋參事の「事變と農業經營對策」と題する講演があつた。

(4) 農家經營研究會員講話會(昭和十三年度)

事變の長期化に伴ひ農生産力の維持擴充は愈々緊要となりたるを以て、本會は縣下八千余名の農家經營研究會員に對し銃後奉公に萬全を期せしむるため講話會を開催した。其の概況次の如し。

開催期日及會場、參集區域

期 日	會 場	參 集 區 域	出席者
二月六日	三重縣農會事務所	鈴鹿、河藝、安濃、一志、津各郡市	二一〇名
二月七日	名賀郡名張町縣立名賀農學校	阿山、名賀二郡	一四〇名
二月八日	四日市市三重郡報徳館	桑名、員辨、三重、四日市、桑名各郡市	一九〇名
二月九日	宇治山田市度會郡農會事務所	飯南、多氣、度會、志摩、北牟婁、南牟婁、松阪、宇治山田各郡市	二八〇名

(5) 選拔農家經營發表大會(昭和十四年度)

聖戰第四年、事變の進展に伴ひ食糧並に軍需農産物の増産を必須とせるにも拘らず肥料、飼料、農具其他資材の配給に圓滑を缺き、勞力の不足を告げ、農業經營上種々の困難を生じて來たのは周知の事實であつて、之れが克服のため生産技術の向上を圖り經營組織の改善に一段の工夫を凝して此の難關を突破し、戰時國家の要求に應じ農業者としての使命を全うするは正に焦眉の急務である。

本會に於ては昭和十年以來農家經營研究會の組織を提唱し會員八千名は常に農業經營改善の先頭に立つて來たが、茲に時局に鑑み其の會員より最も優秀と認むる農家三十六名を選抜して其の經營法の特徴を發表せしめ、會員初め一般農家に其の發表を聴講せしむると共に戰時下に於ける農業經營の改善に資するため選拔農家經營發表大會を年度末昭和十五年三月、第一日を二十七日津市石水會館、第二日二十八日四日市市公會堂、第三日二十九日宇治山田市高等女學校に於て開催した。

發表大會の概要

選拔農家經營發表大會は三月二十七日より二十九日まで三日間第一日を津市石水會館、第二日を四日市市公會堂、第三日を宇治山田市高等女學校に於て開催したが其の概要は次の如くである。三日間を通じ農林省渡邊技師、帝國農會

四四五



目崎書記、縣よりは農業關係各係官の臨席を得其他多數の來賓があつた。

第一日 (三月二十七日)

第一日は津市岩田橋畔石水會館に於て開催、聴衆無慮一千百名、さしもに廣き當會館を三階まで埋め盡すの盛況を呈した。午前九時廣瀨技師開會の辭を陳べ、神宮並に宮城遙拜、皇軍將士並に戦病死者に對し感謝の黙禱を捧げたる後農會歌合唱、次いで會長代理として大橋幹事より一場の挨拶をなし、廣瀨技師より諸般の注意事項を述べたる後別記の順序を以て午前午後に亘り選拔農家の熱心なる發表があつた。

右終つて渡邊技師の講評あり、宇佐美副會長より閉會の挨拶ありて午後五時二十分閉會。參會者は思ひ／＼に優良經營者を投票して散會。(投票のことは後に記す)

第二日 (三月二十八日)

第二日は四日市築港白浪寄せる海岸四日市市公會堂に於て開催、聴衆約八百名、午前九時廣瀨技師開會の旨を告げ第一日同様遙拜、黙禱、農會歌合唱の後宇佐美副會長より會長代理としての挨拶あり、次いで帝國農會長の祝辭(目崎書記代讀)ありたる後廣瀨技師諸般の注意事項を述べ、午前午後に亘りて選拔農家は熱心なる發表を行つた。

發表終つて渡邊技師より講評あり、宇佐美副會長の挨拶ありて閉會し、前日同様參會者は投票して散會した。時に午後四時。

第三日 (三月二十九日)

第三日は畏くも外宮神苑の新緑を仰ぐ宇治山田市高等女學校講堂にて開催、聴衆約八百名、中に數十名の婦人を交へたことは一層異彩を放つた。本日は午前九時半開會、前兩回同様開會の辭、遙拜、黙禱、農會歌合唱を行ひたる後大橋幹事より會長代理として一場の挨拶をなし、廣瀨技師より諸般の注意事項を述べ、然る後別記十三名の研究體験

發表を午前午後に亘つて行つた。

右終つて渡邊技師より前兩日同様有益懇切なる講評あり、大橋幹事閉會の挨拶をなして午後五時閉會、參會者の投票も亦前兩日と同様である。

(イ) 研究發表者〔研究發表せる選拔農家の發表順(投票番號)住所、氏名、年齢〕

津市會場

一	(2)	安濃郡村主村大字川西	中山善雄	四五
二	(11)	一志郡阿坂村大字小阿坂	平城歳一	二五
三	(4)	阿山郡東栢村大字野村	山本保郎	三二
四	(13)	名賀郡美濃波多村大字中村	高波伸郎	三九
五	(8)	一志郡八ツ山村大字八對野	吉村龜雄	三二
六	(6)	津市藤方	奥山總一郎	四七
七	(9)	阿山郡丸柱村大字比曾河内	山中善雄	三一
八	(7)	河藝郡飯野村大字西條	加藤勇	四〇
九	(10)	安濃郡辰水村大字家所	新治	三八
〇	(1)	河藝郡玉垣村大字玉垣	河原博	二六
一	(5)	名賀郡名張町北出	寺島喜代郎	四七
二	(3)	一志郡波瀨村字遠江	田中多三郎	五二
三	(12)	阿山郡友生村大字連池	池澤嘉彦	三六

四日市市會場(2,7は缺番)

一	(10)	桑名市江場	大須賀可一	四二
二	(6)	桑名郡長島村大字平方	伊藤虎一	三二
三	(9)	鈴鹿郡井田川村大字西富田	坂吉次	三五
四	(1)	桑名郡城南村大字和泉	岡村茂	二九
五	(12)	三重郡羽津村第二區	大森茂高	二〇
六	(5)	鈴鹿郡久間田村大字南小松	田中忠太郎	三〇
七	(3)	四日市市末永	石崎庄太郎	五三
八	(8)	三重郡櫻村大字櫻	服部虎三	三〇
九	(11)	員辨郡梅戸井村大字大井田	野口藤一	五三
〇	(4)	三重郡小山田村大字小山	前田勝美	三〇
宇治山田市會場				
一	(11)	松阪市大津	上村佐一郎	二九
二	(6)	飯南郡松尾村大字大足	中川榮一	三三
三	(5)	多氣郡西外城田村大字野中	秦佐吉	三〇
四	(9)	飯南郡花園町大字山室	大川松雄	四八
五	(2)	多氣郡明星村大字新茶屋	松本時雄	三二
六	(13)	度會郡一之瀬村大字南中村	太田與三五郎	三五

七	(3)	度會郡東外城田村大字蚊野	石井齋吉	四五
八	(8)	宇治山田市今在家町	西井安次郎	四二
九	(7)	度會郡豊濱村大字磯村	奥山清之助	三二
〇	(12)	北牟婁郡尾鷲町矢ノ濱	野田甚太郎	五二
二	(10)	南牟婁郡有井村大字有馬	中森奈良光	二七
三	(4)	志摩郡磯部村大字追間	西岡賢太郎	四四
三	(1)	飯南郡射和村大字庄	鈴木八左榮門	二六
(ロ) 審査				

審査を分けて實地經營審査と發表狀況審査とし、兩者を綜合して優秀者を定めた。

(1) 實地經營審査は本會係員により經營の實狀及昭和十四年に記帳せる帳簿に就いて農業及家事の收支並に勞働狀況を詳細に調査し其の成績を審査した。

(2) 發表狀況審査は本會にて審査員を囑託又は任命して各會場に於ける發表者の發表内容其他に付き慎重なる審査を行った。

(ハ) 優秀賞授與者

發表せる選拔農家の内審査の結果各會場共に二名宛都合左記六名を成績優良者と認め優秀賞を授與し、其他の發表者には全部佳良賞を授與した、賞狀及賞品の授與式は四月十二日に開催した縣下農會大會の席上で行つた。

郡飯野村大字西條	加藤勇	阿山郡友生村大字速池	池澤嘉彦
三重郡小山田村大字小山	前田勝美	桑名郡城南村大字和泉	岡村茂

飯南郡花岡町大字山室

大川 松雄

飯南郡射和村大字庄

鈴木八左榮門

(二) 聽講者の投票及抽籤

一般聽講者に選抜農家の體驗發表を最初から最後まで熱心に聞かしめる目的を以て優秀者の投票と抽籤を行った。其の方法は縣農會に於て一定した投票用紙を作成し大會當日出席者に一枚宛配布し聽講者は體驗談を聞きながら發表内容と縣農會で實地調査した經營成績(印刷物として出席者に配布)を参照して最も優秀者と認めたる者二名を選ん で用紙に記入し投票せしめたのである。縣農會は實地審査と發表狀況審査を行つて一會場に付き二名の優秀者を選抜したのであるから其の優秀者と投票が一致した者、次いで二名の内一名でも一致した者を抽籤によつて一會場に付 等五名等五十名を決定して壹等には五圓貯蓄債券一枚宛、貳等には記念品料壹圓宛を贈呈した。

(七) 農家簿記指導講習會

本會では農家簿記として經濟更生簿と農家經濟簿を普及し昭和十一年には其の數壹萬八千部を超過したが、記帳指導者養成の意味に於て左の如く講習會を開催し受講者は四百五拾名に達する盛況であつた。

一、開催場所及期日

二月七日 鈴鹿郡國府村小學校

二月十三日 度會郡團體事務所

二月二十日 名賀郡依那古村小學校

二、受講者

郡市町村農會技術員、經濟更生町村の實行委員及指導者、農家組合幹部、青年團幹部その他

三、講師

松浦技手、大原技手其他

これ等の講師は郡市町村の希望により毎年各地の指導講話會に出張指導した。

尙經濟簿普及の狀況は左の如くである。

年 度	本會編纂	帝國農會編纂	年 度	本會編纂	帝國農會編纂
昭和四年度	一、二〇〇	—	昭和十年度	八、〇〇〇	八〇
同五年度	二、〇〇〇	—	同十一年度	一三、二〇〇	一五〇
同六年度	二、〇〇〇	—	同十二年度	一四、三五〇	三〇〇
同七年度	三、〇〇〇	—	同十三年度	一〇、〇〇〇	二八〇
同八年度	五、四〇〇	—	同十四年度	八、一四〇	一二八
同九年度	六、五〇〇	—	同十五年度	五、八四〇	一七一

(八) 銚後農村家政改善研究會

(1) 昭和十二年度

農家經營研究會は昭和十年各郡市に組織せられ爾來研究會を開催して會員相互に經營改善の研究を重ねて來たが、時恰も日支事變勃發し銚後農村生活にも刷新を加ふべき秋となつたので昭和十二年度は左記により家政改善研究會を開催し、農村婦人をして時局を認識せしめ自覺を促し事變下に適應せる生活様式に付き研究を遂げしめた。

(一) 開催順序

- 一、時局と農村生活 本會大橋幹事又ハ廣瀬技師 一、都市農會指導方針 郡市農會係員
- 一、家政計畫指導實習 本會松浦技師 一、研究懇談

(二) 開催期日、場所、出席人員

期 日	場 所	出席人員	期 日	場 所	出席人員
二月七日	度會郡農會會議室	二〇〇名	二月十五日	鈴鹿郡國府村小學校	三二〇名
同月八日	松阪信用組合集會場	一〇〇名	同月二十一日	三重郡富田町役場	五〇名
同月十四日	鈴鹿郡神邊村小學校	二〇〇名	同月二十三日	同 郡三重村役場	一三〇名

三月三日 志摩郡磯部村小學校 一八二名  
 同月九日 津市新町神納公會堂 四〇名  
 同月十日 津市藤水出張所 一〇〇名  
 同月十一日 多氣郡濱可町小學校 一三〇名  
 同月十四日 北牟婁郡二郷村小學校 一四〇名  
 同月十五日 南牟婁郡神志山小學校 二〇九名  
 同月十七日 同 郡荒坂村小學校 一五〇名

(2) 昭和十三年度

銃後農村家政改善研究會は昭和十二年度に第一回の會合を開催せるも事變の進展に伴ひ本施設は益々緊要となれるを以て昭和十三年度も前年度同様の方法により左の場所に研究會を開催し本會より大橋幹事、廣瀬技師、川上技師が出席して講話指導をした。(一部翌年度四月に渉る)

開催期日 場 所 出席者數  
 二月十一日 松阪市第二小學校 二二〇名  
 同月二十三日 北牟婁郡錦村漁業組合 一六〇名  
 同月二十四日 同 郡三野瀬村小學校 一五〇名  
 同月二十六日 度會郡大内山村小學校 一五〇名  
 三月四日 河藝郡箕田村小學校 一二〇名  
 同月十七日 津市上濱町一乘寺 八〇名  
 同月二十二日 名賀郡依那古村小學校 一五〇名  
 同月二十三日 飯南郡農會會議室 三五〇名  
 同月二十四日 津市古河町青年クラブ 六〇名  
 同月二十五日 一志郡大三村隣保館 二六〇名

三月二十二日 飯南郡農會會議室 二八〇名  
 同月二十四日 河藝郡黒田村淨光寺 二二〇名  
 同月二十五日 員辨郡農會會議室 一七〇名  
 同月二十六日 河藝郡八名村小學校 二〇〇名  
 同月二十七日 安濃郡辰水村小學校 一〇〇名  
 同月二十九日 四日市市瀨濱小學校 一〇〇名  
 同月三十日 阿山郡農會會議室 一一〇名

開催期日 場 所 出席者數  
 三月二十六日 一志郡中川村小學校 三〇〇名  
 同月二十七日 度會郡農會會議室 二五〇名  
 同月二十八日 多氣郡三瀬谷村小學校 二五〇名  
 同月三十日 員辨郡農會會議室 一三〇名  
 同月同日 南牟婁郡井田村小學校 七〇名  
 同月三十一日 同 郡御船村小學校 一二〇名  
 同月同日 阿山郡上野町小學校 一二〇名  
 四月十七日 三重郡小山田村小學校 二二〇名  
 同月二十四日 宇治山田市一之木町公會堂 八〇名  
 同月二十八日 安濃郡神戸村小學校 一四〇名

(3) 昭和十四年度

本會は既に事變勃發の昭和十二年より各都市農會主催を以て農村婦人家政改善研究會を繼續開催し來れるも、事變の進展は農村婦人の活動に俟つこと愈々多きを以て本年度は農林省の指定事業として本會主催を以て研究會を開催した。講話の科目は従來は主として家政に關する方面であつたが本年度は農事に關する技術講話等も加へ、農業生産力の確保を期することに重點を置き農村婦人の活動を一層促進せしめた。

(4) 開催期日、場所、出席人員、講師及講話時間

期 日	場 所	出席人員	講 師		講 話 時 間
			前	後	
二月十二日	員辨郡大長村小學校	二七〇名	自九時半至十時半	自一時至二時半	自二時半至四時
同月十三日	河藝郡黒田村小學校	一〇〇名	中村技師	同	廣瀬技師
同月十四日	三重郡八郷村小學校	一八〇名	中村技師	東 技 手	大橋幹事
同月十五日	鈴鹿郡椿村小學校	二五〇名	稻葉技師	大橋幹事	廣瀬技師
同月廿六日	安濃郡辰水村小學校	二〇〇名	中村技師	谷 技 手	矢田技師
同月廿七日	一志郡大三村隣保館	三〇五名	川上技師	同	廣瀬技師
同月廿八日	桑名郡長島村小學校	一六〇名	川上技師	同	大橋幹事
三月二日	津市高茶屋小學校	一〇〇名	中村技師	同	大橋幹事

三月四日	多氣郡川添村日進小學校	一〇〇名	中村技師	同	上	潤田技師	大橋幹事
同月同日	度會郡濱郷村小學校	二五〇名	川上技手	矢田技手	水野主事補	廣瀬技師	廣瀬技師
同月五日	阿山郡中瀬村小學校	二三五名	稻葉技手	中川技師	服部主事	廣瀬技師	廣瀬技師
同月六日	名賀郡依那古村小學校	一八〇名	中村技師	同	中村技師	大橋幹事	大橋幹事
同月七日	飯南郡松尾村小學校	二〇〇名	稻葉技手	米川技手	服部主事	廣瀬技師	廣瀬技師
同月八日	志摩郡加茂村小學校	六〇〇名	中村技師	潤田技師	足立主事補	廣瀬技師	廣瀬技師
同月九日	桑名市第五小學校	一〇〇名	中村技師	同	米川技手	大橋幹事	大橋幹事
同月十一日	松阪市信用組合ビル	一四〇名	中村技師	同	上	古市技手	大橋幹事
同月十二日	北牟婁郡相賀町劇場	三〇〇名	稻葉技手	同	上	廣瀬技師	潤田技師
同月十三日	南牟婁郡神志山村小學校	七〇名	稻葉技手	廣瀬技師	稻葉技手	本多技手	本多技手
同月十五日	宇治山田市立高等女學校	六〇名	中村技師	潤田技師	足立主事補	廣瀬技師	廣瀬技師
同月十八日	四日市市永公會堂	一二〇名	中村技師	同	上	秋山技師	大橋幹事

(ロ) 講話題目

- 1) 事變下の肥料
- 2) 水稻と麥の栽培に就て
- 3) 重要蔬菜の温床育苗に就て
- 4) 柑橘と蔬菜の栽培
- 5) 銃後農村婦人の責務に就て

農事試験場 田口技師、矢田技手、米川技手  
 農事試験場 潤田技師、中川技師、古市技手、東技手  
 農事試験場 秋山技師  
 農事試験場 本多技手  
 縣農會 大橋幹事、廣瀬技師

(ハ) 印刷物

社會教育課 鷗崎主事、服部主事、水野主事補、足立主事補、岡本主事補  
 縣農會 中村技師、川上技手、稻葉技手

(6) 農業經營及農家經濟に就て  
 農事試験場係官の講話内容並優良農業經營事例、農家經濟調査成績等を印刷して出席者に配布し講話の修得に便ならしめ、農家經營婦人研究會の申合せ案を本會に於て作成して配布し各會場共申合せの實行を誓つた。

農家經營婦人研究會申合せ

聖戰目的達成のため銃後農村婦人として左記事項を必ず守りませう

記

- 一、成るべく無駄な時間を省き早起夜業をして婦人の力により農業生産の確保に努めませう
- 二、堆肥や厩肥の増産を圖り綠肥の栽培に努め金肥の不足を補ひませう
- 三、糞の灰は少しでも無駄のない様氣を付けて採取し加里肥料の不足を補ひませう
- 四、軍需農産物の増産に努め進んで其の供出に應じませう
- 五、農村生活の強味は自給自足にあるのですから生活品は努めて自給を圖り冗費の節約を致しませう
- 六、家計簿の記帳を勵行しませう
- 七、舊來の陋習を破り冠婚葬祭に思ひ切つた改善を致しませう
- 八、衣類、紙類、羊毛類、ゴム類、金屬製品等を大切に使用して節約を致しませう
- 九、臺所の始末を良くし些細のものでも氣を付け廢物の利用を圖り無駄のない様に心掛けませう
- 十、飲食物は榮養に氣を付け家族の健康に努めませう

土、應召農家の慰問や勤勞奉仕は進んで致しませう

右申合す

昭和十五年二月 日

郡 町村農家經營婦人研究會

(九) 農村宅地利用改善施設

本縣農村宅地の現状は其の利用甚だ拙にして經濟上の不用地尠なからざるのみならず、衛生趣味の方面と相俟つて改善を行ふは農村の現状に鑑み最も緊要なことなので昭和四年度本會の事業として計畫し各郡に一箇所乃至二箇所の農村宅地利用改善模範地を設定し、各級農會協力して向ふ三箇年間に之が完成を期し一般農家の範たらしめることゝした。右の目的を達成するには廣く先進地を視察せしむる必要あるを以て系統農會各技術員、改善施設希望者等六拾壹名は昭和五年五月十五日より四日間愛知、東京、埼玉の先進地を視察し指導實行上の参考に資する所があつた。昭和七年三月完了せる事業成績左の如し。

農村宅地改善利用模範施設擔當農家の實施成績

事業之概要	擔當者住所氏名
住宅前ノ蔬菜早熟栽培地ヲ廢シテ温室八〇坪ト四〇坪二棟ヲ建築シ蔬菜苗ヲ作り販賣ス	桑名郡桑名町益生 森田亮三
宅地利用地三百九十一坪ノ中八十三坪果樹、間作ニ蒔蒔其他ハ蔬菜ヲ主トシ花卉盆栽ヲ栽培ス 總益八十一圓	員辨郡石樽村 川崎繁一
宅地ニ桑、甘藷、大豆等栽培シタリシヲ廢シ、庭園樹ヲ植エ野菜ヲ栽培シ、又和洋草花ヲ栽培シテ其ノ苗、切花ヲ販賣ス	三重郡縣村赤水 羽木秀生

宅地ノ雜木ヲ整理シテ温室五〇坪ヲ建築シ高級野菜ト温室草花ヲ栽培、住宅裏ノ池十坪ヲ掘リ養蠶ス	鈴鹿郡妻生村 伊藤小十郎
宅地百七十二坪ヲ利用シテ温室ト露地ニ分チ、總テ市街地向キノ蔬菜類、花卉類ヲ栽培ス	安濃郡新町 倉田捨男
宅地ノ北方ヨリ東方ニ向フ傾斜面荒蕪地ニ高サ二間、長サ三十間ノ石垣ヲ築キ、其上部ノ土地ヲ利用シテ果樹、蔬菜、花卉類ヲ栽培ス	一志郡高岡村其倉 長江辰吉
從來無收入ナリシ自家用野菜栽培地ト荒蕪地ヲ利用シ、二百五十六坪ヨリ三十二圓三十四錢ヲ收入ス、作付物ハ花卉類	一志郡桃岡村木造 山口忠世
宅地利用面積一反三畝六歩桑園ニテ一坪當純益六錢六厘ナリシガ、之レヲ蔬菜早熟栽培ナシ果樹ヲ植エ昭和七年ニハ一坪當四十二錢二厘ノ生産トナレリ	飯南郡松江村曲 川村文藏
宅地利用前ハ物干場ト自家用野菜栽培地ナリシガ、温床三框ヲ設置シテ蔬菜ノ早熟栽培ヲナシ、苗又ハ收穫物ヲ販賣ス	多氣郡齋宮村齋宮 吉田初太郎
宅地利用面積六十坪ニシテ、利用前蜜柑ト蔬菜苗ヲ栽培シ現金收入十五圓七十五錢、之レヲ改善花卉栽培ニヨリ三十一圓七十錢ヲ收入ス	度會郡下外城田村 中西佐藏
宅地利用面積二百六十坪、温床設置、蔬菜栽培、果樹苗木養成等ニテ純益二十六圓十三錢ノ所得アリ	度會郡東外城田村 石井齋吉
宅地利用面積百四十三坪、畑周圍ニ垣仕立梨及茶樹栽培、其下ニ茗荷、家屋廢地ニ藥草ヲ配シ畑ニハ野菜栽培ヲ行フ	阿山郡三田村三田 川本喜三郎



種	直接的生産費(反當)				間接的生産費(反當)				生産反當		
	数量	金額	自給	購入	諸材料	農具	建物	租税	土地資本	一石當生産費	副収入
肥料	10.80	1.30	1.30	0.00	1.80	0.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
勞賃	19.6	2.91	1.50	1.41	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
畜力	0.6	0.61	0.00	0.61	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
諸材料					1.80	0.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計					3.60	1.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
農具					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
建物					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
租税					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
土地資本					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
生産反當					3.60	1.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
副収入					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
カナル					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
モノ					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

昭和六年産米生産費調査

本調査は全國各級農會協力の下に遂行しつゝある米生産費調査の中、昭和六年三重縣産米生産費につき、その要點を掲げたものであつて調査農家選定標準及調査要項は左記の如くである。

一、調査農家選定標準

- 1、縣下各都市に付き産米額十萬石以上の都市に於ては二戸、其他の都市に於ては一戸を選び、總戸數二十三戸なり。(北牟婁郡は水害の爲め調査者收穫皆無となりたるを以て調査を中止せり)
- 2、被調査者は篤農家又は經營規模の過大、過小なるものを避け、其の地方中庸の自作農にして、米作が農業總收入の半以上を占むるものを標準として選定せり。

二、調査集計方法

- 1、調査者には一定の帳簿を提供し、稻作の當初より收納調製完了に至る期間中必要事項を記入せしめ、關係郡市町村農會及縣農會に於て集計を行ひたり。
- 2、集計は左の標準に依れり。
  - イ、種子代は精選したるものを評價す。
  - ロ、肥料費の中自給肥料の價格は市價あるものにより、市價なきものは所定の評價表により計算す。
  - ハ、勞賃の中家族及手傳人は共に稻作期平均日雇賃錢により算出し、日雇は實際支拂額(食費等加算)に依る。畜力の賃錢は所有借入を問はず使役當時に於ける賃借料を以て算出す。
  - ニ、租税諸負擔は稻作に關係あるものを計上す。田租及びその附加税にありて稻作と裏作とに分割を要するものは各其の收益に依る。
  - ホ、土地資本利子は其の地方に於ける平均反當り賣買價格の四分を計上す。
  - ヘ、産米評價に用ひたる米價は昭和六年十一月末の庭先相場に依る。

三、調査成績

調査地	1 生産額		米		副産		収入(反當)		合計
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
桑名郡深谷村	2,000	10,000	100	1,000	100	1,000	100	1,000	11,000
合計	2,000	10,000	100	1,000	100	1,000	100	1,000	11,000



調査地	種子	肥料	家賃	雇人	力	諸材	畜力	合計	農具	租稅	土地	合計	全生産費
員辨郡梅戸井村	二・四〇	一・〇〇	三・九〇	〇・七二	〇・五八	一・〇〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・三三	〇・三三	三・八〇	四・一八〇	
三重郡大矢知村	二・〇三	一・〇三	三・〇三	〇・八〇	〇・四〇	一・〇〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・一八	〇・一八	三・九七	四・三五〇	
三重郡櫻村	二・〇三	一・〇三	三・〇三	〇・八〇	一・〇〇	一・〇〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・二六	〇・二六	四・〇六	四・四四五	
鈴鹿郡牧田村	二・二五	一・二五	三・五〇	〇・三五	一・五〇	一・五〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・七三	〇・七三	四・七三	五・〇二二	
河藝郡稻生村	二・〇六	一・〇六	三・一七	〇・七〇	一・六〇	一・五〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・四八	〇・四八	四・〇〇	四・三七五	
河藝郡黒田村	二・四六	一・四六	三・九二	〇・七九	一・五五	一・五〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
安濃郡安濃村	二・四〇	一・四〇	三・八〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
一志郡桃園村	二・三〇	一・三〇	三・六〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
一志郡中川村	二・三〇	一・三〇	三・六〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
飯南郡松尾村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
飯南郡澁代村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
多氣郡上河原村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
度會郡有田村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
阿山郡山田村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
阿山郡中瀬村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
名賀郡神戸村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
志摩郡磯部村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
南牟婁郡阿田和村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・〇〇	三・〇〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
津市 下部田	一・〇〇	一・〇〇	二・〇〇	〇・一〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	二・〇〇	〇・一〇	〇・一〇	三・〇〇	三・一〇〇	

調査地	種子	肥料	家賃	雇人	力	諸材	畜力	合計	農具	租稅	土地	合計	全生産費
四日市市赤堀	一・〇六	一・〇六	三・〇四九	〇・九二	一・五二	一・一〇	二・六〇	三・三〇	〇・三三	〇・三三	三・九六	四・二九六	
宇治山田市岡本町	一・二二	一・二二	三・六五五	〇・三三	一・〇四	一・一一	一・五五	二・八三	〇・二四	〇・二四	三・三一	三・五九	
平均(三月)	二・三三	二・三三	六・〇九	〇・三六	一・七八	一・四三	二・四八	三・三	〇・三三	〇・三三	三・九六	四・二九六	

調査地	種子	肥料	家賃	雇人	力	諸材	畜力	合計	農具	租稅	土地	合計	全生産費
桑名郡深谷村	二・〇八	一・〇八	三・一七	〇・一〇	一・〇七	一・〇九	二・七六	三・〇〇	〇・九〇	〇・九〇	三・八〇	四・一八〇	
員辨郡梅戸井村	三・〇三	一・〇三	三・九〇	一・五二	一・五二	一・一〇	三・二二	三・九六	〇・三三	〇・三三	四・六二	五・〇二二	
三重郡大矢知村	三・〇三	一・〇三	三・九〇	一・五二	一・五二	一・一〇	三・二二	三・九六	〇・三三	〇・三三	四・六二	五・〇二二	
三重郡櫻村	二・五〇	一・五〇	三・八〇	一・六〇	一・六〇	一・一〇	三・一〇	三・八〇	〇・四二	〇・四二	四・六四	五・〇四二	
鈴鹿郡牧田村	二・二五	一・二五	三・五〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・九〇	三・六〇	〇・七三	〇・七三	四・三三	四・七二二	
河藝郡稻生村	二・〇六	一・〇六	三・一七	〇・七〇	一・六〇	一・五〇	二・八〇	三・五〇	〇・四八	〇・四八	四・〇〇	四・三七五	
河藝郡黒田村	二・四六	一・四六	三・九二	〇・七九	一・五五	一・五〇	三・〇〇	三・七〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
安濃郡安濃村	二・四〇	一・四〇	三・八〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・九〇	三・六〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
一志郡桃園村	二・三〇	一・三〇	三・六〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・九〇	三・六〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
一志郡中川村	二・三〇	一・三〇	三・六〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・九〇	三・六〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
飯南郡松尾村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・九〇	三・六〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
飯南郡澁代村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・九〇	三・六〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
多氣郡上河原村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・九〇	三・六〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
度會郡有田村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・九〇	三・六〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
阿山郡山田村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・九〇	三・六〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
阿山郡中瀬村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・九〇	三・六〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
名賀郡神戸村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・九〇	三・六〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
志摩郡磯部村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・九〇	三・六〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
南牟婁郡阿田和村	二・二〇	一・二〇	三・四〇	〇・七〇	一・五〇	一・五〇	二・九〇	三・六〇	〇・三二	〇・三二	四・〇〇	四・三七五	
津市 下部田	一・〇〇	一・〇〇	二・〇〇	〇・一〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	二・〇〇	〇・一〇	〇・一〇	三・〇〇	三・一〇〇	



二、一石當生産費中最高四十一圓二十一錢(津市)最低十八圓四十七錢(鈴鹿郡)その差額二十二圓七十四錢に及ぶ。之は土地資本利子に於て前者は後者の約三倍に相當するも、立米收量に於て前者は後者の八割に相當する爲めにこの著しき差額を生じたものである。今試にこの兩者の全生産費を平均土地資本利子二十二圓七十四錢を用ひて計算すれば其の差額は極めて僅少となる。

三、反當收入は四十一圓六十八錢にして之を反當生産費五十七圓七十錢に比すれば十六圓二錢の不足を示し、家族勞力賃を差引くも尙二圓四十四錢不足す。

昭和五年以降ニ於ケル立米一石當生産費ト庭先相場ノ比較

年 度	反當立米生産數量	立米一石當生産費(副収入ヲ差引キタルモノ)	調査農家立米一石當庭先相場	比 較	三重縣ニ於ケル平均一石當庭先相場	備 考
昭和五年(二二戶) 自作(平均)	二七六	三三、六	一七、七〇	(-)	二五、〇〇	大豐作、米價大崩落、世界的財界不況 米穀法改正、基準米價ノ決定 大豐作 因作、關西一帶襲來未曾有ノ暴風、豪雨ニヨリ被害激甚 米作不良、前年ノ凶作ト本年ノ不作トニ依リ米價稍昇ル 平年作、米價稍昇ル 日支事變起ル、米價昇ル
昭和六年(二三戶) 自作(平均)	二、一三〇	三四、六五	一六、九四	(-)	一八、三六	
昭和七年(二三戶) 自作(平均)	二、四五〇	三二、〇三	三〇、三八	(-)	二二、〇六	
昭和八年(二二戶) 自作(平均)	二、六八〇	三二、五五	三二、六	(+)	二二、九	
昭和九年(一〇戶) 自作(平均)	一、七七八	二九、三五	二八、〇四	(+)	二六、九	
昭和十年(二一戶) 自作(平均)	二、一四二	二九、七七	三〇、七	(+)	三〇、七	
昭和十一年(二三戶) 自作(平均)	二、四六六	三三、八三	三二、一八	(+)	三二、〇	
昭和十二年(一五戶) 自作(平均)	二、二五五	三二、四五	三三、五	(+)	三三、七	
昭和十三年(一四戶) 自作(平均)	二、三三二	三六、六	三四、〇	(+)	三四、五	
昭和十四年(一五戶) 自作(平均)	二、四七一	三九、四八	三四、七	(+)	三四、三	

年 度	反當立米生産數量	立米一石當生産費(副収入ヲ差引キタルモノ)	調査農家立米一石當庭先相場	比 較	三重縣ニ於ケル平均一石當庭先相場	備 考
昭和十二年以降ニ於ケル小麦一石當生産費ト庭先相場(時價)ノ比較						諸物價次第ニ昇騰ス 自由經濟ヨリ統制經濟體制ニ移ル、立米最高販賣價格定マラル

年 度	反當立米生産數量	立米一石當生産費(副収入ヲ差引キタルモノ)	調査農家立米一石當庭先相場	比 較	三重縣ニ於ケル平均一石當庭先相場	備 考
昭和十二年(五戶平均)	一、六〇三	二二、九八	二二、八〇	(+)	二二、四七	
昭和十三年(五)	一、五一五	二六、三九	二二、四七	(+)	二四、七八	
昭和十四年(五)	一、六七七	二八、九九	二七、四八	(+)	二六、〇四	
昭和十五年(五)	一、八三五	三八、〇六	三〇、四一	(+)	二六、〇四	
昭和十二年以降ニ於ケル菜種百斤當生産費ト庭先相場(時價)ノ比較						

年 度	反當立米生産數量	立米一石當生産費(副収入ヲ差引キタルモノ)	調査農家立米一石當庭先相場	比 較	三重縣ニ於ケル平均一石當庭先相場	備 考
昭和十二年(四戶平均)	三六、六〇二	一四、七八	一一、三四	(-)	一〇、二	
昭和十三年(五)	四〇、〇二〇	一二、八三	一一、四一	(-)	一〇、九四	

昭和十四年(五百平均)	五三、二九三	一三、七三三	一二、九六	七八	一四、三六
昭和十五年(六百平均)	四四、六四三	一七、八一	一六、三八	(一)(一)	一、四三推定 一六、三八

四六八

(一) 農家經營優良事例表彰

帝國農會では各府縣農會を通じ農家經營の優良事例を募集中の處、出品百六十五點に及び昭和八年三月廿五日の審査會に於て慎重審議の結果二十三點を特別優良なるものとして表彰したが、本縣の入選農家左の如し。

多氣郡上御孫村 西 垣 爲 吉 志摩郡鷲方村 前 田 嘉 平

(二) 各種調査擔當者事務打合せ會並體驗談發表會

本會各種調査擔當者事務打合せ會は昭和十一年七月二十四日午前九時より本會會議室に於て、擔當者四十七名、郡市町村農會技術員二十名、本會より廣瀨技術師外係員一同出席の上開催した。

農業經營調査打合せ會及農家經營調査打合せ會は擔當者合せて十二名、重要農産物生産費調査の打合せは米の擔當者二十名を一團とし、又小麦、茶種、養蠶の生産費調査は擔當者十五名で三班に分れて左記事項に就き打合せを行った。

農業經營調査打合せ事項

- (一) 經營調査簿記載ニ關スル事項
- (二) 集計ニ關スル事項
- (三) 經營設計ニ關スル事項
- (四) 部分的共同經營ニ關スル事項
- (一) 調査簿ニ關スル事項
- (二) 指導打合せニ關スル事項

重要農産物生産費調査打合せ事項

- (一) 主産物及副産物數量ニ關スル事項
- (二) 生産費ニ關スル事項
- (三) 土地面積ニ關スル事項

右の打合せ終了後左記擔當者の體驗談發表會を開催した。

- 農業經營體驗談 安濃郡辰水村 高岡俊雄 多氣郡相可町 梅村清郎 名賀郡神戶村 堀池一三
- 農家經濟調査體驗談 鈴鹿郡石藥師村 木村清三郎、石黒重吉 阿山郡河合村 稻垣義雄
- 米作體驗談 阿山郡中瀬村 山本卯之助 志摩郡加茂村 中村榮磨 員辨郡梅戸井村 小川莞爾
- 養蠶體驗談 鈴鹿郡關町 城 勝 三
- 茶種作體驗談 一志郡川合村 正後 義 一
- 茶業體驗談 度會郡下外城田村 岩 崎 末 吉

(三) 基準農家の設置

(1) 昭和十二年度

本會では銚後農山村の繁榮を圖る爲め縣下各農家組合に基準農家を設置し、指導上必要な事項を調査して農家組合の經營と農家經營指導上の基礎資料たらしむべく事變勃發の昭和十二年夏より其の實現に努め、年末に於て既に百一十箇町村、百八十五組合に各一戸或は二、三戸の基準農家の設立を見るに至つた。

設置條件

郡市内に於て地域別(平坦地帯、海岸地帯、山間地帯、市街地附近等)又は農業組織別(稻作を主とするもの、畑作を主とするもの、半農半漁のもの等)に五箇町村以上を選び、其の町村の農家組合員中基準となるべきもの一戸以上を基準農家として設置するものとす

調査事項

- 一、稻、麥、養蠶其他主要生産物に對する經濟調査（隨時）
- 二、經營概要、農業收支、勞働狀況、生活費等一箇年の集計成績（一回）
- 三、其他必要な事項

取纏及報告

調査事項は市町村農會に於て取纏めをなすものとし、町村農會にあつては三通、市農會にあつては二通を作成し、郡農會及び縣農會（市農會は直接縣農會）へ提出すること

此の基準農家は從來の所謂優良農家、篤農家、或は一時或る地方で唱道せられた標準農家と云ふ様なものでなく、實際の調査による成果が直に組合員の進むべき指針となり、同時に組合經營改善に對する有力なる資料ともなり、縣

郡市町村技術員にも活きた基礎的指導原理を提供するのである。

右につき將來直接指導の任に當る市町村農會技術員に對し其の徹底を期する爲め昭和十二年末左記の通り打合會を開催し本會より廣瀨、松浦兩技師出席して指導を兼ね具體的の打合を遂げ、技術員の他に基準農家も多數出席して種々質疑應答を重ね相互に得る處多く、いよ／＼一定の經濟調査によつて本事業に着手することとなつた。

期 日	場 所	参 集 區 域
十二月三日	鈴鹿郡農會事務所	桑名、員辨、三重、鈴鹿、河藝、阿山ノ一部、四日市
十二月四日	飯南郡農會事務所	安濃、一志、飯南、多氣、度會、志摩、北牟婁、南牟婁、津、松坂、宇治山田
十二月九日	名賀郡農會事務所	名賀、阿山ノ一部

(2) 昭和十三年度

(イ) 基準農家並に農業共同作業實施組合幹部協議會

基準農家並に農業共同作業實施組合幹部協議會を左記により開催、本會より廣瀨技師、中村、川上兩技師出席して指導をした。出席者は郡市町村農會技術員並に基準農家であつて調査取纏め方法其他に付き協議を重ねた。

期 日	場 所	参 集 區 域
一月二十四日	阿山郡上野町小學校	阿山郡、名賀郡
同月二十六日	飯南郡農會會議室	安濃郡、一志郡、飯南郡、多氣郡、度會郡、志摩郡、松阪市、宇治山田市
同月二十七日	北牟婁郡農會會議室	北牟婁郡、南牟婁郡
同月二十八日	鈴鹿郡農會會議室	桑名郡、員辨郡、三重郡、鈴鹿郡、河藝郡、桑名市、四日市市、津市

協議事項

- 一、基準農家指導及利用ニ關スル事項
- 二、基準農家ノ記帳及集計
- 三、基準農家ノ各種調査

(ロ) 基準農家郡市別設置數

郡 市 名	設 置 數	郡 市 名	設 置 數	郡 市 名	設 置 數
桑名郡	五名	河藝郡	六名	多氣郡	六名
員辨郡	七名	安濃郡	三名	度會郡	八名
三重郡	五名	一志郡	九名	阿山郡	五名
鈴鹿郡	一〇名	飯南郡	一二名	名賀郡	六名

北牟婁郡	三名	津市	八名	宇治山田市	三名
南牟婁郡	六名	四日市市	五名	松阪市	三名

四七二

(3) 昭和十四年度

農家組合の全市町村普及を機として従来適當なる農家組合にのみ設置しむたる基準農家を本年度より一農家組合に付き一乃至二戸を設置し、農業經營並に家計の状態を縣農會發行の簡易農家經濟簿に記帳せしめ左記の事項を調査し農家組合活動の基礎資料たらしむることとした。

(一) 調査事項

- (イ) 農家組合基準農家經營調査(一ヶ年間)——基準農家ノ經營概況、農業經營ノ收支、勞働狀況、生活費等ノ調査
  - (ロ) 主要農産物經濟調査——米、麥、養蠶、其他主要農産物ノ經濟調査
  - (ハ) 其他必要ナル事項
- (二) 調査期間
- (イ) 農家組合基準農家經營調査ハ三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ滿一ヶ年間
  - (ロ) 主要農産物經濟調査ハ作付ヨリ販賣迄
  - (ハ) 其他必要ナル事項ハ隨時
- (三) 調査指導及調査書取纏
- 調査指導ノタメ市農會係員及町村駐在地方技手ハ毎月一回以上見廻リ當日經濟簿ニ捺印スルコト、調査成績取纏メ用紙ハ縣農會ニ於テ作成シテ各市町村農會ヘ送付シ之レガ取纏メハ基準農家ト協力シテ行フコト

昭和十四年度基準農家設置數

郡市名	設置數	郡市名	設置數	郡市名	設置數
桑名郡	一八四名	飯南郡	五九五名	南牟婁郡	一八九名
員辨郡	四四一	多氣郡	二七四	津市	八一
三重郡	二八六	度會郡	六八七	四日市市	三〇
鈴鹿郡	四〇三	阿山郡	四八二	宇治山田市	三
河藝郡	五二八	名賀郡	二八四	松阪市	一〇
安濃郡	二四七	志摩郡	三五三	桑名市	五
一志郡	九七二	北牟婁郡	九六	合計	六一五〇

(4) 昭和十五年度

昭和十五年度に於て縣下の各農家組合に基準農家の設置を見たるを以て其の調査成績は各農家組合の活動資料とすると共に各町村毎に記帳の完備し最も適當と認めらるる農家一戸を選定して其の農家の經濟状態を取り纏め、郡市農會及び本會へ報告し、本會に於て更に之れを取り纏め一般の参考資料とすることとした。

三、農村經濟更生指導

本會が始めて農村經濟調査に着手したのは明治三十五年で、縣下の六ヶ町村に付き經濟状態を調査し町村是を確立して所定の方針に向つて進行せしめた。其の後本事業は一時中止し、明治四十三年再び農事調査なる科目を設け大正

四七三

三年迄左記農村の調査をなし農村經濟建直しの資料としたが、其後昭和七年未曾有の農村不況に直面してから本格的に經濟更生指導に進出した。

(一) 農村經濟調査

- 明治三十五年 河藝郡白子町、安濃郡村主村、一志郡鵜村、多氣郡津田村、阿山郡玉瀧村、志摩郡鷺方村
- 同 四十三年 同上の六ヶ村
- 同 四十四年 鈴鹿郡庄内村、同郡石藥師村、三重郡河原田村
- 大正元年 多氣郡津田村、三重郡河原田村、員辨郡十社村、桑名郡桑部村、阿山郡西柘植村、飯南郡花岡村
- 大正二年 河藝郡黒田村、員辨郡十社村、阿山郡西柘植村、多氣郡津田村、安濃郡高宮村
- 大正三年 阿山郡西柘植村

農村經濟調査項目

- 第一 土地 (田、畑、山林、原野、雜種地、宅地)
  - 一、他町村ヨリ本村土地ヲ所有スル反別地價
  - 二、本村民ガ他町村ニ於テ所有スル反別地價
- 第二 戸數及人口
  - 一、現住戸數及人口
  - 二、職業別人口
- 第三 耕地ノ狀況
  - 一、田作付反別(一毛作田、二毛作以上田地)
  - 二、牛耕田畑反別
  - 三、自小作田畑反別
  - 四、耕作用牛馬數
  - 五、農家戸數
  - 六、自小作及自作、小作農家戸數
  - 七、耕地所有廣狹區別農家戸數
  - 八、耕作耕地廣狹別農家戸數

第四 生産

- 一、穀菽ノ部
  - 二、蔬菜ノ部
  - 三、副業
- 第五 小作關係
- 一、地主ト小作人ノ關係
- 第六 農家ノ狀況
- 一、農家勞働ノ一斑
  - 二、專業農家及兼業農家ノ生活
  - 三、農家ノ衣食住
- 第七 農事改良普及ノ狀況
- 第八 將來ノ計畫

(二) 新興農村經濟計畫指導

窮迫せる農村の救濟應急策は各方面に於て講究實施せられつゝあるも、一郷一村の總動員を行ひ更生計畫を樹立して恒久策を確立したものないのは遺憾なので、本會は昭和七年度に於て本事業を新設したが翌八年度より縣に移管することとなり今日に及んだ。

趣旨

農村ノ不況打開ノ爲ニハ農村ノ現狀ヲ明カニシ經濟更新ノ計畫ヲ樹テ舉村一致邁進スルヲ必要ト認ム、依テ其ノ經濟計畫指導ニ衝ラントス

方法

- 1 指導農村ノ選定 郡農會ノ推薦ニ依リ一郡一町村宛ヲ選定ス
  - 2 經濟計畫委員會ノ組織 指導農村ニ經濟計畫委員會ヲ置ク
- イ、委員會ハ町村農會、町村役場、産業組合、各種産業團體、區長、村會議員其他有志中ヨリ若干名ヲ適宜選定ス

- ロ、委員會ハ農村現狀調査、經濟計畫ノ樹立及其ノ實行督勵ニ衝ル
  - 3 農村現狀調査ノ施行
    - イ、町村内各戸ニ付キ生産、消費、財産ノ狀況ニ付現狀調査ヲ行フ
    - ロ、現狀調査ノ様式方法等ハ委員會ニ於テ定ム
  - 4 經濟計畫ノ樹立 前項現狀調査ニ基キ經濟計畫、實行要綱ヲ定ム
  - 5 經濟計畫ノ遂行 町村、町村農會、産業組合、農家組合等夫々其ノ部署ヲ定メ遂行ニ努ム
- 以上の如き計畫の下に本會は昭和七年四月發行の三重縣農會報に四十頁の『新興農村經濟計畫指針』の特輯號を發行して其の趣旨、計畫の順序、基本調査の方針、順序様式を示し、且つ調査終了後に於ける農村經濟計畫の樹立方法、實行方法等詳細を發表して一般の參考に供した。斯くて昭和七年には左記十五ヶ村を指定した。然るに昭和七年度末に至り政府が全国的に農山漁村經濟更生事業を施行する事となつたので本會指定の村は其の儘縣に移管し、爾來縣と共に指導に當ることとなつた。

昭和七年度指定村

桑名郡桑名町、員辨郡石榑村、三重郡三重村、鈴鹿郡石樂師村、河藝郡大里村、安濃郡高宮村、一志郡高岡村、備前郡粥見村、多氣郡川添村、度會郡一之瀬村、阿山郡山田村、名賀郡依那古村、志摩郡國府村、北牟婁郡二郷村、南牟婁郡龜殿村

(三) 農村經濟更生計畫協議會

帝國農會、本會共同主催、農林省後援の下に經濟更生計畫協議會を左記の如く開催した。

- 一、日時及場所 昭和八年三月二十日午前十時半ヨリ本縣會議事堂ニ於テ
- 二、出席者 農林省ヨリ中村事務官、帝國農會ヨリ岡田幹事、縣廳ヨリ廣瀬知事、中井内務部長外關係各課長、一般

出席者ハ農會、産業組合、山林、漁業其他諸團體ノ關係者ニテ約三百名

三、協議會順序

- 1 帝國農會長ノ挨拶(岡田幹事代理)
- 2 農林省經濟更生計畫方針説明(中村事務官)
- 3 道府縣ニ於ケル經濟更生計畫指導方針説明(中井内務部長)
- 四、農村經濟更生計畫樹立ニ關スル講演
  - 帝國農會岡田幹事ヨリ農村經濟更生計畫ノ方針及注意スベキ事項ニ付左記要旨ノ講演アリ
  - 1 家事經濟消費上可成自給物ノ増加ヲ圖ルコト
  - 2 農村經營費中特ニ自給肥料ノ増加ヲ圖ルコト
  - 3 生産増殖計畫ハ猥ニ生産費ヲ増加セザル様注意スルコト
  - 4 販賣方法ノ改善ヲナスコト
  - 5 冗費ノ節減ヲナスコト
  - 6 負債ノ整理ヲナスコト

五、協議會

- 1 質問應答 團體關係者ト岡田幹事、中村事務官トノ間ニ實際問題ニ關シ熱心ニ質問應答ヲナシタリ
- 2 協議 團體關係者ヨリ經驗談ノ開陳ニ、三アリテ終了

(四) 經濟更生指導講演會の開催

昭和八年九月廿七、廿八日本會事務所に於て農山漁村經濟更生指導の爲兵庫め縣農會幹事長島貞氏、靜岡縣農會地方技手田邊郡南村駐在川端忠氏の兩氏を招聘し縣下産業技術員講習會を開催した。出席者百五拾餘名。

(五) 郡市別經濟更生講演會

昭和八年度以降本事業は縣の手に移り本會は縣の施設に策應して本會主催或は縣と共同主催の下に郡市農會役職員協議會を開催し、指定町村に係員を派して懇談會、協議會を開催し、或は各郡市農會に於て中堅青年、篤農家、技術員



の會合を促し經濟更生に關する研究會を開くこととした。

(六) 經濟更生指導者講習會

昭和十年八月二十七日、二十八日、二十九日、三重縣會議事堂に於て農山漁村經濟更生指導の爲め縣下產業技術員約三百名に對し左記講習を修得せしめた。

八月二十七日午前九時より	改正農會法令	農林省農政課	平川事務官
八月二十八日午前九時より	桑園代作問題	農林省農事試驗場	秋元技師
八月二十九日午前九時より	農産物統制問題	帝國農會	勝賀瀨幹事

(七) 合理的施肥法の實地指導

一、合理的施肥法實地指導の梗概

(一) 目的 全國を通じて約千四百箇所を選び施肥に關する實地指導地を設置し合理的施肥法の普及徹底を圖る

(二) 事業の内容 本事業は帝國農會統轄の下に道府縣農會之を施行し、計畫規定に従ひ本會に於ては農事試驗場及縣廳に於ける肥料關係技術者と協議の上次の要項に従ひ指導地並に其の設計、指導方法を決定せり

三) 要綱(抜萃)

- 1 實地指導地は面積五反歩以上の圃地とすること
- 2 (イ) 一郡に一、二箇所の割合を以て且土質、作付作物より見て、其の區域内に於ける代表的場所を選ぶこと  
(ロ) 視察に便なる場所を選ぶこと (ハ) 農業技術員の設置ある場所を選ぶこと
- 3 指導地は主として町村技術員常時指導監督すること
- 4 實地指導地は昭和八年度より二箇年施行すること

5 指導地の耕作者は成るべく實行組合たること

二、合理的施肥法實地指導地所在地及擔當者

昭和八年度

- 指導地作物水稻 (桑名郡)深谷村下深谷第一農家組合、木曾岬村和泉農家組合 (員辨郡)大泉原村北金井公德農家組合、阿下喜町希望農家組合 (三重郡)菟野町神森農家組合、大矢知村下之宮農家組合 (鈴鹿郡)神邊村木下農家組合 (河藝郡)桑村磯山第一農家組合、箕田村上箕田農家組合 (安濃郡)村主村妙法寺農家組合、辰水村家所農家組合 (一志郡)久居町東出農家組合、川口村杉ヶ瀬農家組合 (飯南郡)松江村西ノ庄農家組合 (多氣郡)西外城田村土羽農家組合 (度會郡)北濱村柏農家組合、東外城田村蚊野農家組合 (阿山郡)花之木村大野木高出農家組合、山田村畑村下畑農家組合 (名賀郡)比自岐村比自岐農家組合、箕田村大字中村農家組合 (志摩郡)磯部村穴川共福農家組合 (北牟婁郡)赤羽村島原下地農家組合 (南牟婁郡)有井村大字井戸報德農家組合 (松阪市)松阪市下村農家組合
- 指導地作物桑 (鈴鹿郡)久間田村大久保養蠶實行組合 (河藝郡)白子町共榮農家組合 (一志郡)中川村天花寺第一農家組合 (多氣郡)川添村新田第一農事實行組合 (阿山郡)小田村小田西川原小田養蠶實行組合
- 指導地作物茶 (三重郡)永澤村字水澤辻四三松 (飯南郡)宮前村大字赤桶村瀨清一
- 指導地作物大根 (度會郡)豐濱村磯農家組合
- 指導地作物甘藷 (志摩郡)神明村大字長澤農家組合
- 指導地作物甘藷 (南牟婁郡)市木村下市木、下佐吉
- 以上稻作指導地二十五ヶ所、桑園、甘藷、大根及茶園十ヶ所計三十五ヶ所を指定して指導し、水稻、大根、甘藷指導

地は其の裏作に就いても指導した。尙桑名郡木曾岬村和泉農家組合は中止した。

合理的施肥法實地指導地成績(大要)

公徳農家組合		下深谷第一農家組合		組合名
土壌質粘 畝六反五二		土壌 歩反五		面積(畝)
地接隣	地導指	地接隣	地導指	施肥量(反當)
鯀肥二〇〇、〇 鯀粕一二、〇	硫加肥二〇〇、〇 四、五	草木灰 六〇、六 三、〇	稻藁 六〇、〇 大豆粕 五、六 蒸製骨粉 七、〇 硫安 二、四	鯀縮粕 五、〇 棉實粕 五、〇 硫加 二、七
計 其他 二石四六〇 一四貫八	計 其他 二石七八〇 一七貫二	計 廩米 二石七三〇 一斗七〇 藁 一四一貫 六五圓八〇	計 廩米 三石二六〇 二斗二〇 藁 一六六貫 七八圓五〇	收入(反當)
計 肥料(自給) 一〇、〇 其他 一、五二	計 肥料(自給) 五、九四 其他 七、三四	計 肥料(自給) 七、四〇 其他 九、一二	計 肥料(自給) 一〇、二三 其他 一五、三三	支出(反當)
〇三圓八四	九八圓九五	八六圓六五	七一圓三六	差引
差引 一圓五九	差引 三斗二	差引 六圓四九	差引 五斗三	比較増

下之宮農家組合		神農農家組合		希望農家組合	
土壌質砂 歩反五		土壌砂質粘 歩反五		土壌粘腐 反歩畝五	
地接隣	地導指	地接隣	地導指	地接隣	地導指
大豆粕 三〇、〇 五、〇	魚糞 三〇、〇 過石 六、二 棉實 二、五 石 三、二	石灰 二四、〇 豆糞 一五〇、〇 英糞 一五〇、〇	過石 二四、〇 紫雲英 六〇、〇 石 九、〇	紫雲英 四〇、〇 鯀肥 二五〇、〇	過石 二〇〇、〇 鯀肥 一一、四
計 藁 二石八〇〇 六三圓二〇	計 藁 二石九六〇 一〇貫 六六圓八八	計 廩米 二石二〇〇 一斗三〇 廩米 一斗三〇 五圓二〇	計 廩米 二石三五〇 一斗一〇 廩米 一斗一〇 五四圓二八	計 藁 二石四八〇 一五〇貫 五七圓九五	計 藁 二石六一〇 一五六貫 六〇圓九二
計 肥料(自給) 六、二八 其他 七、五三	計 肥料(自給) 五、四九 其他 六、九四	計 肥料(自給) 五、三〇 其他 八、三〇	計 肥料(自給) 三、五〇 其他 八、八四	計 肥料(自給) 五、二〇 其他 七、〇九	計 肥料(自給) 五、〇四 其他 五、六二
七圓五五	四九圓九五	〇九圓二四	四四圓五四	九八圓〇五	〇四圓四五
差引 四、二七	差引 二、五四	差引 二、五四	差引 一斗五	差引 三、五四	差引 一斗三

東出農家組合		家所農家組合		妙法寺農家組合	
五一反步 砂質土壤		九反步 粘質土壤		九反步 粘質土壤	
地接隣	地尋指	地接隣	地尋指	地接隣	地尋指
堆肥 一五〇、〇 磷酸配合 五、〇	青刈大豆 二〇〇、〇 草木灰 二〇〇、〇 過石 五、〇	堆肥 四〇〇、〇 大豆粕 一、九 磷酸アルミナ 一、八	過石 五〇、〇 堆肥 四〇〇、〇	乾紫雲英 六五〇、〇 鯀粕 五、五	乾紫雲英 六〇〇、〇 石灰窒素 一、八 過石 三、七五 鯀粕 一、五
鯀縮粕 五、〇	石灰窒素 六〇、〇 鯀縮粕 五、〇	過石 四〇、〇 硫酸安加 二、〇 硫酸加 〇、三	石灰窒素 二、七 硫酸加 〇、五	石灰 二〇、〇	硫酸加 〇、七 硫酸安 〇、四 大豆粕 一、一
計 藥 二石八五〇 一三八貫 六六圓八四	計 藥 三石三〇〇 一四〇貫 七六圓八〇	計 藥 二石七〇〇 一四〇貫 五九圓三八	計 藥 二石八五〇 一五〇貫 六二圓五六	計 藥 二石五五〇 一六五貫 五六圓五〇	計 藥 二石七〇〇 一八〇貫 六〇圓三三
計 其他 肥料(自給) 四、六〇〇 購入 一〇、五六	計 其他 肥料(自給) 四、八〇〇 購入 二、四〇〇 其他 一、五九〇	計 其他 肥料(自給) 二、五〇〇 購入 八、〇〇〇 其他 二、〇六〇	計 其他 肥料(自給) 一、五〇〇 購入 七、〇〇〇 其他 〇、五〇〇	計 其他 肥料(自給) 三、三〇〇 購入 八、五三〇 其他 一、二〇〇	計 其他 肥料(自給) 二、三〇〇 購入 七、九七〇 其他 一、三〇〇
八二圓六五	〇九圓〇六	八一圓一五	九八圓四五	七九圓七四	六三圓二五
差引 四、六二	(+) 四斗五	差引 三、七一	(+) 一斗五	差引 四、三九	(+) 一斗五

上箕田農家組合		磯山第一農家組合		木下農家組合	
一町一畝 粘質土壤		五反一第(區) 粘質土壤		二反一第 粘質土壤	
地接隣	地尋指	地接隣	地尋指	地接隣	地尋指
鯀肥 二〇〇、〇 硫酸安 三、〇	過石 六〇、〇 鯀肥 三〇〇、〇	大豆粕 八〇、〇 二、一〇	過魚肥 三、七五 堆肥 二二〇、〇	過石 一七〇、〇 鯀肥 一七〇、〇	鯀肥 二〇〇、〇 石灰窒素 四、〇〇 鯀粕粉末 一、〇〇
鯀縮粕 一八、〇 蹄角骨粉 六、〇	石灰窒素 六、五 硫酸加 一、五	硫酸安 三、〇	大豆粕 六、一五 硫酸安 一、五 硫酸加 〇、六	石灰 二四、〇 鯀粕粉末 五、〇	草木灰 六、〇 蒸製骨粉 三、〇〇 過石 一、五〇 石灰 一、六〇
計 其他 二石八〇〇 肥料(自給) 二斗四〇 其他 六、七圓四〇	計 其他 二石七七二 肥料(自給) 二斗〇〇 其他 六、七圓六〇	計 其他 二石二〇〇 肥料(自給) 一斗〇〇 其他 五、三圓三〇	計 其他 二石五〇〇 肥料(自給) 一斗〇〇 其他 六、〇圓〇五	計 二番米 二斗八〇 三石〇〇〇 七三圓二六	計 二番米 二斗六〇 三石五五〇 八五圓九九
計 其他 肥料(自給) 九、三六八 購入 一三、四三	計 其他 肥料(自給) 三、五七九 購入 九、九八	計 其他 肥料(自給) 五、〇七〇 購入 五、八〇	計 其他 肥料(自給) 一、四二五 購入 九、一七五	計 其他 肥料(自給) 二、八八五 購入 六、四三	計 其他 肥料(自給) 三、三〇〇 購入 七、七六
七九圓三五	二六圓七五	〇五圓七四	三九圓〇五	四八圓六六	三二圓八七
差引 三、六五	(+) 二升八	差引 三、四三	(+) 三斗〇	差引 一、三九	(+) 五斗五

高出農 家組合		蚊野農 家組合		柏共榮 農家組	
五反步		六反步		九反步	
地接隣	地尋指	地接隣	地尋指	地接隣	地尋指
過大豆堆肥 石箱肥 二〇〇〇 三五〇〇	過大豆堆肥 石箱肥 二〇〇〇 八七〇〇	過魚肥 石箱肥 二〇〇〇 一〇九〇	過魚肥 石箱肥 二〇〇〇 四三〇〇	過魚肥 石箱肥 二〇〇〇 二四〇〇	過魚肥 石箱肥 二〇〇〇 三三〇〇
雜魚粉 安 二、五〇	雜魚粉 石灰 四、〇〇	雜魚粉 石灰 〇、九〇	雜魚粉 石灰 三、七五	雜魚粉 石灰 一、五〇	雜魚粉 石灰 三、三〇
計 糞 七三圓四六	計 糞 八三圓三六	計 糞 六八圓二二	計 糞 七七圓〇二	計 糞 七四圓八四	計 糞 八〇圓五六
計 其他 九、二七	計 其他 一、〇〇	計 其他 七、六一	計 其他 〇、二七	計 其他 八、〇〇	計 其他 八、四八
九三圓四六	八九圓〇七	一六圓〇六	五七圓六六	四八圓六六	八〇圓二七
差引 六、五九	(+) 三斗九四	差引 六、一四	(+) 四斗〇九	差引 五、二四	(+) 二斗六六

土羽農 家組合		西ノ庄 農家組		杉ヶ瀬 農家組	
五反二步		五反一步		五反八步	
地接隣	地尋指	地接隣	地尋指	地接隣	地尋指
過大豆堆肥 石箱肥 二〇〇〇 八〇〇〇	過大豆堆肥 石箱肥 二〇〇〇 一〇〇〇	過大豆堆肥 石箱肥 二〇〇〇 一〇〇〇	過大豆堆肥 石箱肥 二〇〇〇 一〇〇〇	過大豆堆肥 石箱肥 二〇〇〇 一〇〇〇	過大豆堆肥 石箱肥 二〇〇〇 一〇〇〇
雜魚粉 安 二、五〇	雜魚粉 石灰 四、〇〇	雜魚粉 石灰 〇、九〇	雜魚粉 石灰 三、七五	雜魚粉 石灰 一、五〇	雜魚粉 石灰 三、三〇
計 糞 六四圓四〇	計 糞 七三圓四〇	計 糞 七八圓七一	計 糞 七七圓三六	計 糞 七〇圓一	計 糞 七三圓〇〇
計 其他 一〇、六〇	計 其他 五、〇〇	計 其他 八、四〇	計 其他 八、六〇	計 其他 一、七五	計 其他 九、二五
〇八圓三五		一三圓〇七	六七圓八六	六三圓八五	五五圓一六
(+) 四斗〇	(-) 一、五五	(-) 〇斗八五	(+) 差引 三、一九	(+) 〇斗五	

報德農家組合		下地農家組合		穴川共精農家組合	
畝四反五		步反五		步反五	
土壤質砂	畝四反五	土壤質砂	步反五	土壤質粘	步反五
地接隣	地尋指	地接隣	地尋指	地接隣	地尋指
石 灰 二〇、〇	石 灰 二五、〇	石 灰 二〇、〇	過 石 一〇、〇	硫 曹 一〇、〇	石 灰 一〇、〇
肥 三〇〇、〇	骨 肥 二五〇、〇	灰 三五〇、〇	堆 肥 一五〇、〇	糶 糶 一〇〇、〇	堆 肥 三〇〇、〇
過 石 七、〇	木 灰 一〇、〇	過 石 一五、〇	硫 加 三、〇	石 灰 三二、〇	草 木 一〇、〇
計 其他 七〇、七五	計 其他 八一、二五	計 其他 五五、〇五	計 其他 六一、四九	計 其他 五四、一〇	計 其他 六二、四三
計 肥料 一〇、四五	計 肥料 一三、三六	計 肥料 五、一〇	計 肥料 九、三五	計 肥料 一〇、二五	計 肥料 一〇、二一
〇三、四〇	九八、四七	五九、四九	九一、四二	七八、四三	二二、四二
差引 七、五〇	(+) 三斗〇	差引 二、二四	(+) 二斗五	差引 八、四五	(-) 三斗九

中村農家組合		比自岐農家組合		下地農家組合	
畝二反七		步反五		畝二反七	
土壤質砂	畝二反七	土壤質粘	步反五	土壤質砂	畝二反七
地接隣	地尋指	地接隣	地尋指	地接隣	地尋指
石 灰 一五、〇	真 灰 四、四	過 石 五〇、〇	堆 肥 二〇〇、〇	蒸 骨 四、〇	草 木 三〇〇、〇
肥 二〇〇、〇	鯉 粉 一一、一	肥 一五〇、〇	灰 肥 二二五、〇	製 粉 四、〇	堆 肥 三〇〇、〇
關 練 一五、〇	骨 粉 五、六	鯉 粉 一五、〇	過 石 九〇、〇	羽 練 一〇、〇	石 灰 二、五
計 糶 七〇、七三	計 糶 七五、七七	計 糶 六九、〇六	計 糶 七五、〇五	計 其他 六八、四三	計 其他 六八、四九
計 肥料 一一、七五	計 肥料 一、三七	計 肥料 九、九四	計 肥料 六、七六	計 肥料 九、七一	計 肥料 一、八一
八九、四八	〇四、四六	二一、四九	九二、四八	三六、四八	四一、四六
差引 五、四二	(+) 二斗〇	差引 九、一七	(+) 二斗一七	差引 二、四九	(+) 〇斗三

下村農家組合		五反歩	
沖積層	土壌層	指	地
堆肥	堆肥	堆肥	堆肥
一五〇、〇	二五〇、〇	二五〇、〇	二五〇、〇
配合肥料	配合肥料	石灰窒素	石灰窒素
二〇、〇	二〇、〇	四、五	四、五
計	計	計	計
六三〇八四	六三〇八四	七五〇三八	七五〇三八
肥料(自給)	肥料(自給)	肥料(自給)	肥料(自給)
購入	購入	購入	購入
二、九二	二、九二	四、八二	四、八二
其他	其他	其他	其他
八、一二	八、一二	〇、五〇	〇、五〇
計	計	計	計
一七四五五	一七四五五	九、三七	九、三七
乘引	乘引	乘引	乘引
一〇、二九	一〇、二九	一〇、六六	一〇、六六
		(十)	(十)
		五斗八	五斗八

備考 (イ)「収入」の其他は、唐米等「支出」の其他は肥料以外の諸費にして合理的施肥法指導に伴ひ必然的に従来慣行のものに比し増減ありたると認めたる費目(例へば病虫害に對する費用、配合肥料作物管理等に要する雇勞賃の如きもの)  
 (ロ) 肥料名中硫酸は硫酸アンモニア、過石は過燐酸石灰、硫酸は硫酸加里の略

以上の成績結果を見るに主産物収量に於て指導地の隣接地に比して増加せるもの二十一箇所、減せるもの三箇所である。減せるもの三箇所中二箇所は隣接地に比して米質良好の爲め收支差引に於て三圓六十五錢及八圓四十五錢夫々収入増加を示し、他の一箇所は指導地三石二斗九升六合、隣接地三石三斗八升一合なるも「當該町村の統計に表はれたる平均」は二石四斗で此の指導地は全指導地収量の第五位を占め決して悪い方ではないのである。又一方收支差引に於て指導地の隣接地に比して増加せるもの二十一箇所(土羽農家組合を除く)減せるもの二箇所である。内一箇所は隣接地に比して一圓五十五錢の減少「當該町村の統計に表はれたる平均」よりも二十圓五十六錢の増加となり、他の一箇所は肥料費中購入肥料金額は減せるも自給肥料の金額の増加により隣接地に比して二圓四十九錢減となつたが「當該町村の統計に表はれたる平均」よりも八圓八十錢多くなつてゐる。全部の平均(反當)に於ては指導地三石一升四合に對し隣接地二石七斗八升五合となり、二斗二升九合の増加であり、又收支差引にては(土羽農家組合を除く)

指導地六十一圓九錢、隣接地五十五圓八十八錢となり五圓二十一錢の増加を示した。

昭和九年度

郡名	農家組合	農家組合
深谷郡	深谷村下深谷部第一農家組合(水谷善三郎)	丹生川村中村下組農家組合(葛巻奥石エ門)
員辨郡	大泉原村北金井公徳農家組合(日繁喜海市)	大矢知村下之宮農家組合(佐藤 彌吉)
三重郡	菰野町神森農家組合(高田 太郎)	
鈴鹿郡	水澤村東條(辻 四三松)	
	神邊村木下、木下農家組合(市川政治郎)	
	久間田村下大久保善蔵實行組合(久保田藤太郎)	
河藝郡	榮村磯山、磯山第一農家組合(長谷川政吉)	箕田村上箕田農家組合(古田 保夫)
	白子町江島共榮農家組合(中村 嘉助)	
安濃郡	米村主村妙法寺、妙法寺農家組合(森谷 邦夫)	辰水村家所、家所農家組合(安保 覺三)
一志郡	米久居町木村東出農家組合(上野庄太郎)	川口村杉ノ瀬、杉ノ瀬農家組合(小原 秀夫)
飯南郡	桑中川村天花寺第一農家組合(金川定五郎)	
	米松江村西ノ庄、西ノ庄農家組合(中津平五郎)	
多氣郡	茶宮前村赤桶(村瀬 清一)	
	米西外城田村宮木第一農家組合(宮東儀三郎)	
	米川添村新田第一農家組合(山門幸太郎)	
度會郡	米北濱村柏共榮農家組合(淺沼才三郎)	東外城田村蚊野、蚊野農家組合(石井 齋吉)
	大根 農濱村磯農家組合(辻 重五郎)	

阿山郡 米 花之木村大野木高出農家組合 (東浦善次郎) 山田村下畑下畑農家組合 (稻森 勇一)

桑 小田村第二區農家組合 (村岡 岩男)

名賀郡 米 比自岐村比自岐農家組合 (松田 金男) 箕曲村中村梁南農家組合 (井上勝太郎)

志摩郡 米 磯部村穴川共精農家組合 (米奥 多市)

甘藷 神明村神明農家組合 (中北 利作)

北牟婁郡 米 赤羽村島原下地農家組合 (奥川 岩平)

南牟婁郡 米 有井村井戸報德農家組合 (片岡善久夫)

夏柑 市木村下市木裏農家組合 (下 佐吉)

松阪市 米 下村下村農家組合 (岡林 徳八)

以上稻作指導地二十四箇所、桑園、甘藷、大根及黍園計十箇所で一箇所の面積は五反歩以上である。

以上指導地成績の平均と隣接地の平均と比較すれば

		指導地平均 (反當)	隣接地平均 (反當)
窒素	自給	一、〇四二	〇、九七二
	購入	一、三七八	一、二七八
磷酸	自給	二、四二〇	二、二五〇
	購入	〇、四九〇	〇、三六二
計		一、二六八	一、一三六
		一、七五八	一、四八九

		指導地平均 (反當)	隣接地平均 (反當)
加里	自給	一、一二五	〇、九四六
	購入	一、〇七九	〇、五八四
肥料	金額	二、二〇四	一、五三〇
	量	九、〇六七	九、一九〇
収入	金額	二、三二七	二、一五一
	量	七二、九七四	六六、三九七
肥料其他	支出	九、八三八	九、五五八
	引	六三、一三六	五六、八三九

又八年度との成績を比較すれば、九年度に於ては風水害により減収を縣下殆ど全般に來してゐるも、指導地に於ては二割三分一厘の減収で、隣接地に於ては二割二分八厘の減収にて減収歩合に於ては餘り大差無く、差引所得に於ては米價の關係、肥料其他により八年度より指導地は二圓五錢の増加となり、隣接地は九十六錢の増加となつてゐる。

(八) 水稻施肥改善指導競技會

本會の主催を以て昭和十二年度に於て水稻施肥改善指導競技會を開催し、下記の如き参加者があつて好成績を収め褒賞授與式を昭和十三年四月二十日に舉行した。

成績概要並に審査報告左の如し。

郡市町村名及 参加技術員名	拵作者氏名	出品田		町村平均		平均順	
		反當 米收量	均反當 米收量	支米價格 價格	肥料代 差引純益	收益增 價格	平均順 點位
桑名郡長島村 大久保良一	小澤善一 加藤清太郎 伊藤一	三〇三 三二七 三三〇	二五九 二二九 二二八	二四、五五 二〇、七七 一九、二八	七、〇三 九、〇三 八、〇三	七、〇三 九、〇三 八、〇三	二五、〇三 二七、〇三 二八、〇三
阿山郡中瀬村 濱田	福井政次郎 葛原其治 岡本伊佐男	二六〇 三三〇 二九一	二〇八 二〇七 二〇八	二四、四八 二〇、四八 一九、四九	七、〇三 八、〇三 七、〇三	七、〇三 八、〇三 七、〇三	二五、〇三 二七、〇三 二八、〇三
多氣郡津田村 村林達三	渡谷平左衛門 上島茂 藤田昌三	三〇九 三〇七 三三二	一九八 一九八 一九八	二四、〇八 二四、〇八 二四、〇八	七、〇三 七、〇三 七、〇三	七、〇三 七、〇三 七、〇三	二五、〇三 二七、〇三 二八、〇三
度會郡有田村 西岡齋五郎	北岡藤吉 小林伊兵衛 坂井市藏	二六〇 二九一 二八九	一九八 一九八 一九八	二四、〇八 二四、〇八 二四、〇八	七、〇三 七、〇三 七、〇三	七、〇三 七、〇三 七、〇三	二五、〇三 二七、〇三 二八、〇三
阿山郡河合村 谷口二郎	藤原勝右衛門 中彌助 山本久之	三二〇 二九一 二二八	一九八 一九八 一九八	二四、〇八 二四、〇八 二四、〇八	七、〇三 七、〇三 七、〇三	七、〇三 七、〇三 七、〇三	二五、〇三 二七、〇三 二八、〇三

郡市町村名及 参加技術員名	拵作者氏名	出品田		町村平均		平均順	
		反當 米收量	均反當 米收量	支米價格 價格	肥料代 差引純益	收益增 價格	平均順 點位
鈴鹿郡神邊村 辻定章	市川政治郎 木原由太郎 野間鉄平	二六四 二六四 二七〇	二〇九 二〇九 二〇九	二四、五二 二四、五二 二四、五二	七、〇三 七、〇三 七、〇三	七、〇三 七、〇三 七、〇三	二五、〇三 二七、〇三 二八、〇三
志摩郡磯部村 福山清	前田規矩之 宮出恒射 下組農家組合	二七五 二六九 二六八	一九八 一九八 一九八	二四、〇八 二四、〇八 二四、〇八	七、〇三 七、〇三 七、〇三	七、〇三 七、〇三 七、〇三	二五、〇三 二七、〇三 二八、〇三
飯南郡清代村 橋實造	宮下伊勢 橋本清吉 青木龜藏	二八八 三〇四 二八九	一九八 一九八 一九八	二四、〇八 二四、〇八 二四、〇八	七、〇三 七、〇三 七、〇三	七、〇三 七、〇三 七、〇三	二五、〇三 二七、〇三 二八、〇三
河務郡大里村 後藤伴五郎	稻垣義一 植田藤三 赤塚博	二〇〇 二七四 二九八	一九八 一九八 一九八	二四、〇八 二四、〇八 二四、〇八	七、〇三 七、〇三 七、〇三	七、〇三 七、〇三 七、〇三	二五、〇三 二七、〇三 二八、〇三
三重郡千種村 山本平太郎	中川忠爾 市川新五郎 森田勝	二四七 二六七 二六〇	一九八 一九八 一九八	二四、〇八 二四、〇八 二四、〇八	七、〇三 七、〇三 七、〇三	七、〇三 七、〇三 七、〇三	二五、〇三 二七、〇三 二八、〇三
名賀郡花垣村 森田實	田中仁介 青年學校 増田榮一	二六六 二五九 二七三	一九八 一九八 一九八	二四、〇八 二四、〇八 二四、〇八	七、〇三 七、〇三 七、〇三	七、〇三 七、〇三 七、〇三	二五、〇三 二七、〇三 二八、〇三



郡市	村	氏名	年	額	合計	平均
一志郡	米ノ庄村	山田彌三雄	二、五三〇	五、六、六、五五	五、四〇一、七、八八八	七、四一、三七
		堀田初藏	二、五三六	五、六、四、八八	五、二〇一、四、八三三	七、六、七、七、七、九三三、七、八
松田	堀藏	堀江與市	三、〇七九	五、一〇、七、三二	五、四〇一、六、四四四	七、六、六、七
		堀江與市	三、〇七九	五、一〇、七、三二	五、四〇一、六、四四四	七、六、六、七
四日市	市	西野勘之助	二、七三二	九、三、五、七	六、〇〇二、五、五九	八、八、九、八二
		石崎庄太郎	二、五五六	八、七、五、二五	五、三〇二、二、七〇〇	七、九、九、八、七、〇、五、九、四、八、八
山本	鉄次	平野房治郎	二、七三五	九、三、六、四四	六、〇〇二、二、五五六	八、七、二、八
		平野房治郎	二、七三五	九、三、六、四四	六、〇〇二、二、五五六	八、七、二、八
安濃郡	神戸村	深見六三郎	二、八五五	九、六、七、二五	五、四〇一、六、一〇九	九、六、〇、八
		内藤文之助	二、九四〇	一〇、〇、四、五七	五、四〇一、三、七二二	九、二、三、六、七、八、二、九、四、〇、八
小宮	武雄	池村淺郎	二、八五五	九、七、〇、六八	四、〇、一、三、九、九、五	八、七、六、五、三
		池村淺郎	二、八五五	九、七、〇、六八	四、〇、一、三、九、九、五	八、七、六、五、三
一志郡	阿坂村	沼田三之助	二、七四八	九、四、〇、八九	四、〇、一、二、三、六、九	八、五、八、九、三
		西出太郎	二、八八八	九、八、九、四九	五、〇、一、四、一、五、一	八、九、八、八、七、〇、四、五、三、六、六
中川	三郎	谷口貞一	二、三三四	七、六、四、九〇	五、一、〇、一、三、三、〇、〇	六、六、三、〇
		谷口貞一	二、三三四	七、六、四、九〇	五、一、〇、一、三、三、〇、〇	六、六、三、〇
三重郡	朝日村	太田佐吉	二、九八九	九、四、八、八八	八、一、五、三、三、七、六	八、九、六、二、三
		鈴木久雄	二、七四六	九、一、五、七九	六、六、一、三、三、七、六	八、五、八、三、七、七、八、四、六、二、七
辻	嘉雄	後藤新兵衛	二、七二五	九、一、八、二	七、四、一、〇、一、〇、一、七	八、九、二、五、四
		後藤新兵衛	二、七二五	九、一、八、二	七、四、一、〇、一、〇、一、七	八、九、二、五、四
津市	市	森谷信次	二、六八九	九、〇、〇、四	六、〇〇二、二、六、九、六	七、四、三、三、八
		淺田久藏	二、五九九	八、六、九、三	五、六、〇、一、九、五、一	七、三、〇、一、七、〇、七、〇、四、八、八
草川	重郎	渡邊藤太郎	二、六八八	八、九、九、〇	五、六、〇、一、九、七、三	七、三、〇、一、七、〇、七、〇、四、八、八
		渡邊藤太郎	二、六八八	八、九、九、〇	五、六、〇、一、九、七、三	七、三、〇、一、七、〇、七、〇、四、八、八

四九四

郡市	村	氏名	年	額	合計	平均
河藝郡	黒田村	岡岩郎	三、二九	一、〇、一、二、五	六、〇、一、八、三、三三	九、八、七、三、三
		鈴木喜助	二、九二九	一、〇、〇、九、四	六、〇、一、八、三、三三	八、九、一、九、九、九、三、〇、四、六、二、〇
池田	俊彦	河戸九市	三、〇二六	一、〇、三、六、七	六、〇、一、八、三、三三	九、二、一、八、一
		河戸九市	三、〇二六	一、〇、三、六、七	六、〇、一、八、三、三三	九、二、一、八、一
員辨郡	大長村	南川彌吉	二、〇九九	七、三、七、四三	五、〇、一、二、三、三、七	五、六、七、〇、五
		一色義雄	二、四五六	八、三、九、八八	五、〇、一、九、一、六、四	七、〇、四、四、八、七、七、四、四、六、一
中村	光生	中山竹一	二、六二六	九、〇、三、三	五、〇、一、二、〇、二、八	七、五、八、九、四
		中山竹一	二、六二六	九、〇、三、三	五、〇、一、二、〇、二、八	七、五、八、九、四
松阪市	市	多賀榮藏	二、四九七	八、五、四、九五	七、〇、一、二、三、三、七	八、〇、四、五、八
		上村佐一郎	二、三五六	七、八、三、五八	五、〇、一、四、七、五、〇	六、九、三、三、七、二、四、〇、九、六、二、六
山本	敬一	中村萬五郎	一、八三三	七、〇、一、七、七、七	七、〇、一、七、七、七	五、〇、一、四、七、五、〇
		中村萬五郎	一、八三三	七、〇、一、七、七、七	七、〇、一、七、七、七	五、〇、一、四、七、五、〇

備考 出品田及町村平均ノ差引純益ハ玄米價格、糶價格ノ合計ヨリ肥料代ヲ差引キタルモノナリ

審査報告

三重縣農會主催水稻施肥改善指導技術會審査終了シ、不肖審査長トシテ茲ニ其ノ概要ト希望ノ一端ヲ述アルコトヲ得ルハ眞ニ欣幸トスル所ナリ  
 惟フニ現今ノ非常時局ニ際シ銃後農村ノ対策ハ多岐ナルモ農家生活ノ安定ヲ促シ、農村經濟力進展ノ方途ヲ講ズルコトハ緊急事項ニ屬ス、之ガ爲メニハ農業生産ノ確保増進ト農村自給經濟ノ擴充ニ努ムルコトノ必要ナルハ論ヲ俟タザル所ナリ  
 三重縣農會茲ニ見ル所アリ主要農産物中ノ大宗タル水稻ノ經濟的増收ヲ企圖シ、施肥ノ合理化ニ基ク收量ノ増加ト品質ノ向上ト併セテ是等ニ伴フ收益増加ヲ期シ、以テ水稻經營並ニ施肥改善ニ資セントスルハ現下ノ情勢ニ鑑ミ洵ニ時宜ニ適シタル施設ト謂フベキナリ  
 抑モ今回ノ出品ハ縣下南北牟婁郡及宇治山田市ヲ除ク各都市ヨリ二十ヶ町村ヲ選拔セシモノニシテ、參加町村ハ各三個ノ農家組合ヲ指定シ更ニ其農家組合ノ代表一名宛ヲ選定ノ上出品セシメタルモノニシテ、之レガ設計並ニ指導ハ悉ク町村農會技術員ヲシテ擔當セシメタルモノナリ、今審査ノ内容並ニ成績ノ概評ヲ述ブレバ左ノ如シ

四九五

一、玄米収量増加成績

本競技會ハ一出品田ニ對シ三坪三ヶ所刈ノ嚴正ナル坪刈審査ヲ行ヒ、同一町村内參加者三名ノ反當玄米平均収量ヲ其町村最近五ヶ年反當平均収量ト比較對照セルモノニシテ、玄米収量ノ最も多カリシハ三石一合ニテ三石以上ノモノ三點、二石五斗以上ノモノ十五點、二石五斗以下ニシテ平均二石七斗七升六合ノ成績ナリ

今之レヲ出品町村最近五ヶ年平均反當収量二石〇八升ニ比スレバ實ニ六斗九升六合ノ増收ニシテ洵ニ喜アベキ成績ナリトス

茲レドモ審査ノ實績ヨリ檢討セバ施肥ノ内容ニ於テ肥料ノ選擇並ニ三要素ノ配合割合ニ關シテハ各地ノ土性肥料供給關係ニヨリテ考慮スベキモ、自給肥料ハ慣行肥料ニ比較シテ少キハ反當五斗貫、多キハ五百貫、平均百貫ヲ増加、反當平均三百貫ヲ施用セリ、此ノ分量タルヤ普通栽培ニアリテハ不可ナキモ荷クモ多收目的トスル場合ハ全數ニ増シテ更ニ増施スルヲ得策ト認ム、又施肥量ハ徒ニ金肥ヲ濫用セルモノアリ、特ニ不潔ナル特種調合肥料ヲ用ヒタルモノアルハ施肥改善上遺憾トス

反當三要素量ハ慣行肥料ニ比較シテ窒素ハ二割、磷酸六割、加里二倍餘ノ増施ニ當シ平均窒素反當二貫七百三十六匁、磷酸二貫五百匁、加里三貫百四十四匁ニシテ、競技田平均反當玄米二石七斗餘ノ収量程度ニテハ聯方磷酸及加里ノ過剩施用ノ慮ミナキ能ハズ、元ヨリ三要素ノ割合ハ地方ノ操リテ差アリ、夫々必要量ヲ供給スベキハ當論ニシテ窒素ノ増加ニ伴ヒ磷酸及加里ハ作物ノ安全性ノ強化ニ有効ナレバ多クノ増施ハ必要ナルモ、徒ニ其ノ分量ノミヲ増加セムルハ施肥ノ不合理ハ勿論甚シク不經濟ナレバ大ニ考慮ヲ拂フノ要アリ

耕種關係ニアリテハ苗代及本田ノ現地調査ヲ缺クテ以テ其ノ詳細ヲ窺ヒ得ザリント雖モ、坪刈セル現物ヨリ觀察セ 總括狀況不整ト見做シ得ルモノ其ノ大半ヲ占ム

凡ソ總括不整ノ現象ハ播當、苗代日數ノ長キニ過ギタルモノ、太植ノモノ、栽植間ニ過ギタルモノ、晚期追肥、晚期除草等其ノ主ナル原因ニシテ及耕種ヲ増シ品質ノ低下ヲ招致スルモノナリ

耕種管理下地肥トハ其ニ先聲ヲ在ラズル必須要件タルガ如キ今更茲ニ整齊ナ要セザル所ナリトス、斯ノ如キ見地ヨリセバ尙改善ノ餘地頗ル多クモノアリト推斷シテ俾ラズ、一層ノ研鑽アラントナ望ム

二、収量増加成績

收量増加ノ成績ハ出品田反當玄米及粟價額ヨリ反當肥料代差引キ之レヲ出品田収量下シ、別ニ同様ノ方法ニ依リ其町村平均収量ヲ算出シテ出品田收量ヨリ町村平均収量ヲ控除シタルモノニシテ、出品中其ノ收量ノ多キハ町村平均反當三十一圓七十六錢三厘ニ達セルモノトシ、其ノ平均三十七錢ナリ

玄米収量増加ト肥料ノ合理的施用ハ本競技會ニ於ケル出品田収量増加ノ根元ニシテ、出品田中玄米一石當ノ肥料費ヲ見ルニ五圓以上施用ノモノ總數ノ六十五%、五圓未満ノモノ三十五%ニシテ最多九圓四十九錢、最少三圓九十二錢、平均五圓九十二錢ナリ

之レヲ出品町村平均ノ玄米一石當肥料代五圓九十五錢ニ比較スレバ殆ソト差異ナキモ、反當収量ハ前述ノ如ク約七斗ノ増收ヲ示シ生産費ノ低減ヲ來シ、收量増加ノ實ヲ舉ゲ欣快ニ堪ヘザル所ナリトス

三、玄米品質向上成績

玄米品質ハ縣管検査等級ニ準ジ附點審査シタルモノニシテ、産米等級ハ三等格ノモノニ、三點アリシモ大部分ハ五等格ニシテ多少ノ等外品アリシハ遺憾トスル所ニシテ、之レ等ハ開花期ニ暴風雨ノ被害ヲ受ケタルト窒素實肥過多等ニ依ルバント雖モ米質改善ノ米價ニ及ボス影響ヲ稽ヘ、優良原種ノ選擇更新並ニ栽培技術ノ改善ニ力ヲ致シ刈取ノ適期ヲ誤ルコトナク乾燥調製ニ一層ノ留意アラントナ望ム

審査ノ成績以上ノ如キモ戰時體制下ニ於ケル農村ノ責務愈々重ク、特ニ生産ノ維持増大ガ國力ニ及ボス影響ノ重要性ニ鑑ミ出品者諸子宜シク主要食糧品タル米穀ノ生産確保ヲ圖ルト共ニ一面之レガ生産費ノ低減・品質ノ向上、收量ノ増加ニ益々研鑽努力アラントナ切望シテ止マザルナリ

茲ニ審査ノ結果一等一點、二等三點、三等五點計九點ヲ選拔褒賞セリ

希クハ褒賞ノ授與アラントナ

昭和十三年四月二十日

審査長 地方農林技師 中 村 義 雄

(九) 町村農會強化懇談會

農村振興は町村農會の活動に俟つこと極めて大であり、而も農村は所謂非常時に直面し、その更生を促すは刻下の急務と認められるので、本會では農會の重大使命を認識し、事業計畫、豫算の上に一大改革を加へる目的で各郡に於て町村農會強化懇談會を開催することとした。

開催方法は郡内に於て町村農會役職員(評議員、總代共)全部が集合し得る範圍の最寄町村を區域として郡農會が

主催し、出席者は町村農會役員、郡農會役員、縣及縣農會關係者、縣下優良町村農會代表者等である。

開會順序は、一、開會(午前十時) 一、詔書捧讀 一、農會歌合唱 一、縣農會長挨拶 一、郡農會長挨拶 一、町村農會事業現況發表 一、縣及縣郡農會希望事項 一、優良町村農會事業發表 一、協議懇談 一、實行決議懇談  
斯くて昭和八年度は九年一月中旬より二月中旬迄縣下十五郡十七ヶ所に開催し、會合せる町村百四十一に達した。縣に於ても本事業の頗る緊急なるを認め知事二ヶ所、内務部長三ヶ所に出席し、其他は關係課長、主事、技師等出席して指導に當つた。

町村農會強化懇談會の席上本會より提示説明せる三大統制事業及豫算費目は左の如くである。

#### 町村農會三大統制事業

##### 一、生産物統制

三年乃至五年計畫にて町村内農家生産物を順次に其の種類、栽培法又は製作法、選別法、荷運法、販賣法を統制せんとす

- (イ) 統制委員費 統制せむとする品目毎に當業者を委員に任命し其の統制會議、統制指導に必要な経費
- (ロ) 種苗材料配布費 統制せんとするもの、種苗又は材料を配布するに必要な経費
- (ハ) 一夜講習費 種苗配布の際又は必要に應じ其の取扱、栽培法其他必要な事項を一夜講習にて徹底せしむるに必要な経費
- (ニ) 生産物検査費 生産物の品質、荷造等を検査するに必要な経費
- (ホ) 共同販賣斡旋費 生産物の共同販賣を斡旋するに必要な経費
- (ヘ) 統制品評會費 統制成績を品評するに必要な経費

(ト) 其他地方に應じ統制上必要な経費

##### 二、團體統制

農會員の組織する各種團體を統制せんとす

- (イ) 綜合指導懇談會費 年二回位各種團體の事業に付き懇談會を開催し綜合指導を容易ならしむる爲めの経費
- (ロ) 農會計畫事業助成費 農會の計畫事業を適當なる團體に依託し實施する助成費
- (ハ) 附屬團體助成費 農會に附屬する各種出荷組合其他の團體事業を助成する経費
- (ニ) 其他町村内各種團體の統制連絡上必要な経費

##### 三、思想統制

農村民の實質剛健なる氣風を養成して其の思想を統制せんとす

- (イ) 農會塾開設費 小学校、寺院等適當なる場所に農會塾を開設し精神修養、思想統制上必要な訓練を行はんとする経費
- (ロ) 農會事業強行軍表彰費 農會事業を實行する農家組合、青年團、婦人會等を以て強行軍を編成し其の事業成績優秀なる團體及個人を表彰する経費
- (ハ) 神宮團體參拜獎勵費 各種團體の大神宮參拜を奨励するに必要な経費
- (ニ) 農會歌普及費 思想を確實にする爲め農會歌の普及に必要な「レコード」配付経費
- (ホ) 講演會費 思想統制上適當なる講演會に要する経費
- (ヘ) 其他思想統制上必要な経費

昭和九年度は縣下十三郡十八ヶ所に於て開催し、席上縣農會案として昨年と同様町村農會主要事業豫算計上費目と

して三大統制事業を指示したる外左の農村經營五大化要項を示して相當經費の計上を促した。

農業經營五大化要項

農業經營を合理化して農家經營の發達を企畫することは刻下の急務なり、依て本會は昭和十年度より各郡に新興農家經營研究會の設置を獎勵し、新興の意氣に富む農家の相互研究機關たらしめんとす。而して農業經營の主眼とすべき左の五大化要項に就ては町村農會に於ても相當の經費を計上して農家の指導助成に遺憾なきを期せられんことを望む。

- 一、土地の生産化 土地利用法研究費、適作試驗費、栽培法試驗費、土地經濟試驗費、病蟲害試驗費等
- 二、施肥の合理化 増産指導費、綠肥種子配布費、施肥試驗費、肥料配合指導費等
- 三、勞力の經濟化 副業研究會費、能率増進研究費、改良農具普及費、勞力分配計畫費等
- 四、農村の工業化 農村加工獎勵費、手工藝獎勵費、農村工場助成費等
- 五、農民の共同化 農家組合獎勵費、共同作業獎勵費、共同出荷獎勵費等

(一〇) 農會總動員

支那事變の擴大に伴ひ昭和十二年十二月七日日本會總會に於て農會總動員を決議し、非常時局下に於ける農會使命の達成に遺憾なきを期することとした。其の内容左の如くである。

農會總動員ニ關スル件

決議

本縣下系統農會ノ時局對策ハ本年九月郡市農會長協議會決議ノ趣旨ニ基キ夫々適切ナル施設ヲ講ジ銑後農業報國ノ赤誠ヲ效シツ、アルモ、爾來事變ノ擴大ニ伴ヒ之ガ農村ニ及ボス影響ハ極メテ深刻トナリ、殊ニ長期戰ノ對策並ニ

事變後經營ノ準備ニ關シ農會ノ使命ハ倍々重大ヲ加ヘタリト謂フベシ、依テ此ノ際縣下各農會ハ系統的ニ總動員ヲ行ヒ全農家ノ颯起ヲ促シ、政府、地方廳、各種團體ノ施設ト相俟テ農會ノ全事業ヲ戰時體制下ニ置キ左記事項ヲ遂行シ以テ系統農會ノ使命達成ニ遺憾ナキヲ期セントス

右決議ス

昭和十二年十二月十七日

三重縣農會

記

一、各郡市農會ハ其ノ部内町村農會役職員其他關係者ヲ招集シテ農會總動員ノ意義ヲ徹底セシメ、第三項ノ實施ニ當リ各地方ノ實情ニ即スル方法ヲ講ジ之ガ實行ヲ期スルコト

二、各町村農會ハ農會役職員、總代、農家組合長其他農村ノ有識者ヲ招集シテ農會總動員ノ意義ヲ徹底セシメ、第三項ノ實施ニ當リ各町村ニ適應スル方法ヲ企畫シ之ガ遂行ヲ期スルコト

三、總動員ヲ以テ實行スベキ事項左ノ如シ

(1) 農民精神ノ作興

忠孝尊農ノ大精神ニ立脚シ農民精神ノ作興ニ努ムルハ刻下ノ要務タルヲ以テ國民精神總動員計畫ニ呼應シ、農會塾ノ開設及ビ講演會等ニ依リ銑後ニ於ケル農村ノ重要性ト隣保相助ノ特質ヲ一層高調シ、農民精神ノ作興上遺憾ナキヲ期スルコト

(2) 農業生産力ノ確保

特ニ主要食料並ニ軍需農産物ノ生産ヲ獎メ其ノ統制ニ遺憾ナキヲ期シ併セテ農業經營ノ五大化(土地ノ生産化、施肥ノ合理化、勞力ノ經濟化、農村ノ工業化、農民ノ共同化)ヲ徹底セシメ統制アル農業生産ノ増進ニ努ムルコト

- (3) 農業勞力ノ補給調整  
農家ノ應召及び軍需工業ノ擴充等ニヨリテ招來スベキ農業勞力ノ不足ニ對シテハ特ニ農村全勞力、畜力、動力ノ經濟化ヲ圖リ進ンデハ應召農家ニ勤勞ヲ奉仕シ隣保相助ノ實ヲ舉ゲ以テ農業勞力ノ補給調整ニ努ムルコト
- (4) 農村自給經濟ノ擴充  
徹底シタル農業經營ノ改善ヲ提唱シ特ニ農家經營研究會並ニ基準農家ノ活動ヲ促シテ其ノ範ヲ一般ニ示シ、各種ノ原料肥料飼料及び家事用品等ノ自給ニ努ムルコト
- (5) 農村生活ノ合理化徹底  
分度ニ應ジ生活ヲ改善シ生活ト農業ノ整調ヲ圖リ併セテ一切ノ利用厚生ニ留意シ、殊ニ事變用品並ニ輸入品ノ消費購入ヲ節約シ生活ノ合理化ヲ徹底スルコト
- (6) 軍需品ノ調達整備  
軍需用農業生産物ノ調達ニ對シテ何時ニテモ其ノ需要ニ應ジ得ル様當ニ遺憾ナキヲ期スルコト
- (7) 應召家庭ノ生活安定  
各種團體ト連絡協調シ特ニ農家組合ノ活動ヲ促シ隣保相助ノ實ヲ舉ゲ應召農家ノ生活安定ニ努ムルコト
- (8) 時局對策ノ確立  
銃後農村責務ノ重要性ニ鑑ミ從來主張シ來レル重要農政問題並ニ新ニ要望スベキ農林國策等ニ關シ充分檢討講究シ特ニ緊急ヲ要スル時局對策ノ確立實現ヲ期スルコト

(一一) 農會塾と青壯年農會

一、農 會 塾

本會は昭和十一年度より農村青壯年の農業訓練に努力しつゝあるが、今般更に戰時下に於ける食料問題を青壯年の愛國心に訴へて解決せんとし、徹底的な活動を展開してゐる。左に其の概要を記す。

1 農會塾の開設

青年學校を卒業した農村青壯年の農業訓練は農業の改良發達を使命とする農會の當然な事業であつて、本會では毎年一月以降四月末迄の間に縣下の全市町村農會に之れが開催を要請してゐる。

2 農會塾の組織

農會塾は市町村農會の施設事業であり、其の農會長が塾長である。特に農會と青壯年とが緊密な連絡を保つ必要から農會塾と稱するのであつて、此の塾生は二十歳以上三十五歳位迄の青壯年男女でその時に在住してゐる者は全部入塾して訓練を受ける義務がある。

3 農會塾規程準則

- 第一條 何市町村農會ハ本規程ニ基キ農會塾ヲ開設ス
- 第二條 農會塾ハ本市町村青壯年ノ農民精神ヲ作興シ件テ智能ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス
- 第三條 農會塾生ハ本市町村在住ノ農會員又ハ其ノ家族ニシテ年齢二十年以上三十年未満ノ男子及女子トス  
前項ニ該當スル者ハ總テ塾生タルノ義務アルモノトシ不具備其其他塾生タルコト能ハサル事情アルトキハ、塾長ノ承認ヲ受クルモノトス
- 塾長ニ於テ適當ト認ムルトキハ第一項以外ノ青壯年ノ入塾ヲ許可シ又ハ其ノ年齢ヲ繰下グルコトヲ得
- 塾生ハ入塾ノ當初ニ於テ別記様式ノ誓約書ヲ塾長ニ提出スルモノトス
- 第五條 農會塾長ハ農會長之レニ當リ副育主任ヲ小學校長又ハ青年學校長ニ囑託シ、教師並講師ハ塾長之レヲ任命又ハ囑託ス

農會熟ニ顧問ヲ置ク、顧問ハ農會役員會ノ推薦ニ依ル

第六條 農會熟ニ協議員會ヲ置キ事業執行上必要ナル事項ヲ協議ス  
協議員ハ農會長之レヲ囑託ス

第七條 農會熟ハ其ノ目的ヲ達成スル爲ニ左ノ訓練ヲ行フ  
一、集合訓練 二、個人訓練

第八條 集合訓練ハ毎年二回以上熟長ニ於テ日時、場所及方法ヲ指定シテ之レヲ實施ス  
但一回ノ實施日數ハ三日乃至一週間トス

第九條 集合訓練ハ團體的ニ訓練シテ精神作興ヲ圖ルヲ以テ主眼トシ、熟生ハ此ノ期間中一切ヲ擧ケテ指導者ノ指揮ニ服従シ一意専心  
訓練ノ目的達成ニ邁進スルモノトス

第十條 個人訓練ハ教師並講師ヲ隨時熟生ノ居所ニ派遣シ自宅ニ於テ精神ヲ修養セシメ知識技能ヲ指導啓發スルモノトス

第十一條 農會熟ハ毎年四月十一日ノ農會記念日ヲトシテ入塾及卒業式ヲ舉ケ且ツ各種事業上協議研究發表等ノ行事ヲナス

第十二條 熟生ニシテ本規程ノ目的ヲ達成シ他ノ模範タル者ハ之ヲ表彰シ且ツ上級農會ニ報告スルモノトス

第十三條 熟生ニシテ本規程ヲ遵守セス又ハ塾ノ名譽ヲ毀損スルカ如キ所爲アルトキハ之レヲ懲戒ス

第十四條 塾長熟生ヲ表彰或ハ懲戒セムトスルトキハ各幹部ノ意見ヲ徵シ更ニ農會役員會ノ協議ヲ經テ決定シ之レヲ村民ニ周知セシム

第十五條 熟生ハ相互ノ練習研究並友交ヲ自治的ニ行フ機關トシテ青壯年農會ヲ組織ス  
但シ青壯年農會長ハ塾長之レニ當リ其ノ活動上必要ナル規約並役員ハ會長之レヲ定ム

第十六條 青壯年農會ハ各部落ニ支部ヲ置キ各支部長及支部役員ヲ互選シ會長ノ承認ヲ受クルモノトス  
但シ支部ハ自治的ニ事業ヲ行ヒ計畫及成績ヲ會長ニ報告シ特ニ重要ナル事項ニ限り會長ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第十七條 農會熟ニ必要ナル經費ハ左記ニヨリ支出スルモノトス  
一、本市町村農會經費 二、補助金又ハ寄附金(但シ特ニ熟生ノ消費シタルモノ又ハ青壯年農會ニ關スル經費ハ此ノ限りニアラス)

(別記様式)

誓約書

本籍 現住所

何

(生年月日) 某

私儀本年ヨリ農會熟生ト相成候ニ付テハ御規則命令堅ク遵守リ農民精神ヲ作興シテ必ス奉公ノ誠ヲ致スヘク候  
仍テ誓約書提出候也

年 月 日

右 何 某  
 保證人 何 某  
 同 區長 何 某

何市町村農會塾長殿

二、青壯年農會

1 青壯年農會の結成

農會塾生を以て青壯年農會を結成することにしてゐる。會員は青壯年農會の指示命令を受けて協力し、農民としての自己を錬成する結束で一般的な青壯年團ではない。各部落單位に支部を設け、支部には支部長を置き、各支部を單位として活動するものである。

2 青壯年農會の掟

- 一、吾等ハ青壯年農會ヲ結成シ本部ヲ何市町村農會内ニ置ク
- 二、吾等ハ何市町村何々字ニ何支部ヲ置ク
- 三、吾等ハ系統農會ノ指導啓發ニヨツテ完全ナル農民タラムコトヲ期ス

- 四、吾等ハ何市町村農會塾生トシテ其ノ訓練ヲ受ク
- 五、吾等ハ何市町村農會長ヲ青壯年農會長ニ推戴ス
- 六、吾等ハ青壯年農會副會長及ビ支部長ヲ選舉シテ會長ノ承認ヲ受ク

三、農會塾及青壯年農會結成成績

年 度	農會塾開設數	青壯年農會結成數
昭和十一年	三〇	—
昭和十二年	四五	二八
昭和十三年	八〇	四三
昭和十四年	九三	七五
昭和十五年	一七五	八〇

(現在二二六)

四、販賣購買斡旋事業

本會創立後年を逐ふて進展擴大せる本事業の梗概に就き主として年次別に集録し其の變遷を明かにしたい。

(一) 種子苗木購入斡旋

明治三十八年度各郡市農會の所要數量を取纏め桑苗は河藝郡栗真村、枇杷苗は岐阜縣本巢郡生津村に技術員を派遣して購入し實費を以て配付した。其數量桑苗は八十三萬六千八百九十本、枇杷苗は六百九十五貫であつた。

明治四十年度 靜岡縣庵原郡ヨリ温州蜜柑苗ヲ購入シ各郡市農會及模範果樹園ニ配付セリ  
 明治四十二年度 牧草種子ホワイトクローバー、レッドクローバー、オーチャード、ナモシイ等ヲ北海道ヨリ、蔬菜種子(イギリス  
 フランス、ドイツ、アメリカ産)ヲ購入シ各郡市農會へ無償配付ス  
 明治四十三年度 牧草及紫雲英種子ヲ購入シ各郡市農會及篤農家ニ無償配付ス  
 大正元年度 岐阜縣及一志郡産紫雲英種子ヲ購入シ各郡市農會及篤農家ニ配付ス  
 大正二年度 安濃郡新町及安東村ニ古河茄子採種場ヲ設置シ其ノ採種々子一斗一升六合ヲ實費ヲ以テ各郡市農會へ配付ス  
 大正三年度 古河茄子種子三升三合ヲ各郡市農會へ配付ス  
 大正四年度以後 毎年古河茄子、三重郡産朝日入蔘、蒲洲産抑制用支那三尺胡瓜、黒皮南瓜、馬鈴薯、苗木等共同購入ノ斡旋ヲナス

(二) 醸造米共同販賣と其の成績

本縣の産米は其の移出量に於て、又品質に於て東西都市に聲價がある爲め本會は之れが共同販賣を企圖し、各種の協  
 議會、懇談會に計り其の賛同を得て大正七年兵庫縣、大阪府、京都府、愛知縣方面の醸造家を訪問して三重産米の宣傳  
 に努め、大正八年度に於て先づ清酒醸造用米に付キ縣内産伊勢錦並に神力種の販賣實施計畫を進め關西府縣農會聯合農  
 産物神戸共同販賣斡旋所主催の下に十一月二十日兵庫縣武庫郡西之宮町公會堂に於て共同販賣を實行した。

此時の出荷者は伊勢錦産地たる一志郡豊地、鵜、中原の參箇村、飯南郡花岡村、阿山郡府中、山田、中瀬の參箇村、  
 名賀郡依那古、神戸、猪田の參箇村で、郡市町村農會並に穀物検査員は出荷の勸誘獎勵、検査の統一に極力奔走し優良  
 品質の錦米九百壹俵を得て出荷した。今回の共同販賣に參加せし府縣は京都、滋賀、岡山、山口、廣島、鳥取及本縣  
 の一府六縣で、販賣數は合計四千九百拾四俵、其の内本縣分の内譯左の如し。

伊賀錦 二八八俵 (二等) 二七九俵 (一等) 伊勢錦 六一三俵 (二等) 四七一俵 (一等)  
 共同販賣ハ十一月二十日午後一時開始シ、參集セル入札者ハ灘六郷ヲ中心トセル醸造家、米穀商、即チ兵庫縣武庫郡西之宮町辰馬本

家米穀部、同町關西選業株式會社、同町合名會社西宮米穀商會、同町向井商店米穀部、同町灘發炭會社、同町加賀山商會  
 入札法は普通入札に變賣を折衷したもので、開札前更に二回の増價をなし開札する方法を用ひ、本會評議員木津慶  
 次郎氏入札會長に推され、開票の結果本縣出荷米は左表の成績を得た。西之宮町に於て最も有名なる銘酒白鹿醸造元  
 辰馬本家並に關西選業株式會社に大部分落札したのは將來販路擴張上最も喜ぶべき事であつた。

醸造米共同販賣下産地價格トノ比較 (石當リ價格)

(其一) 販賣當日(大正八年十一月二十日)ノ比較

産地	錦		米	
	共同販賣	一等地	差	共同販賣
阿山郡上野町近	五九、二〇 <small>圓</small>	五七、六〇	一、六〇〇 <small>圓</small>	五八、八〇 <small>圓</small>
同郡佐奈具近	五九、二〇	五七、六〇	一、六〇〇	五八、八〇
一志郡六軒近	五九、〇〇	五八、七五	〇、二五	五八、五〇
飯南郡松阪町近	五九、五〇	五八、三七	一、一二五	五八、五〇
共同販賣				
産地		二等地	差	共同販賣
阿山郡上野町近	五九、二〇 <small>圓</small>	五六、八七五 <small>圓</small>	一、九二五 <small>圓</small>	五六、八七五 <small>圓</small>
同郡佐奈具近	五九、二〇	五六、八七五	一、九二五	五六、八七五
一志郡六軒近	五九、〇〇	五八、〇〇〇	〇、五〇〇	五八、〇〇〇
飯南郡松阪町近	五九、五〇	五七、八七〇	〇、六二五	五七、八七〇

(其二) 出荷當日(大正八年十一月十五日)ノ比較

産地	錦		米	
	共同販賣	一等地	差	共同販賣
阿山郡上野町近	五九、二〇 <small>圓</small>	五六、二五〇 <small>圓</small>	二、九九〇 <small>圓</small>	五八、八〇 <small>圓</small>
同郡佐奈具近	五九、二〇	五六、二五〇	三、五七五	五八、八〇
一志郡六軒近	五九、〇〇	五八、二五〇	七五〇	五八、五〇
飯南郡松阪町近	五九、五〇	五七、七五〇	一、七五〇	五八、五〇
共同販賣				
産地		二等地	差 <td>共同販賣</td>	共同販賣
阿山郡上野町近	五九、二〇 <small>圓</small>	五五、六二五 <small>圓</small>	三、一七五 <small>圓</small>	五五、六二五 <small>圓</small>
同郡佐奈具近	五九、二〇	五五、六二五	三、八〇〇	五五、〇〇〇
一志郡六軒近	五九、〇〇	五七、五〇〇	一、〇〇〇	五七、五〇〇
飯南郡松阪町近	五九、五〇	五七、二五〇	一、二五〇	五七、二五〇

(其三) 醸造米共同販賣ノ利益又ハ損失 (大正八年十一月二十日兵庫縣西之宮ニ於テ販賣)

産地	錦		米	
	運賃諸掛	共同販賣ノ差	利又ハ損	運賃諸掛
阿山郡	七三四 <small>圓</small>	一、六〇〇 <small>圓</small>	八六六 <small>圓</small>	七三四 <small>圓</small>
名賀郡	七九〇	一、六〇〇	八一〇	七九〇
一志郡	八〇二	二五〇	損、五五二	八〇二
飯南郡	七九五	一、一二五	損、三三〇	七九五
共同販賣				
産地		二等地	利又ハ損	運賃諸掛
阿山郡	七三四 <small>圓</small>	一、九二五 <small>圓</small>	一、一九一 <small>圓</small>	七三四 <small>圓</small>
名賀郡	七九〇	一、九二五	一、一九一	七九〇
一志郡	八〇二	五〇〇	損、三〇二	八〇二
飯南郡	七九五	六二五	損、一七〇	七九五

本縣ヨリノ出荷運賃其他雜費左ノ如シ

醸造米共同販賣諸入費金

金二十圓二十六錢 一噸ニ付 二圓〇二錢六厘  
 金十九圓〇八錢 同上 二圓三十八錢五厘

佐那具ヨリ西之宮驛迄運賃並積込料  
 上野驛ヨリ西之宮驛迄運賃並積込料



金七十二圓 一噸ニ付 二圓四十錢  
 金二十四圓二十錢 同上 二圓四十二錢  
 計 金百三十五圓五十四錢  
 六軒驛ヨリ西宮驛迄運賃並積込料  
 松阪驛ヨリ西宮驛迄運賃並積込料  
 九〇一俵分糶掛料  
 九〇一俵分輸出米検査料  
 一石ニ付 四錢  
 一俵ニ付 三錢  
 一石ニ付 十三錢  
 一俵ニ付 二錢  
 一石ニ付 二十錢  
 入庫分西宮驛貨物取扱料  
 販賣所手数料  
 公會堂入札特別費用  
 金三十六圓〇四錢  
 金二十七圓〇三錢  
 金五十一圓三十錢  
 金十八圓〇二錢  
 金四十三圓五十二錢  
 計 金百七十五圓九十四錢

以上の成績を綜合通覽すれば最高價格は飯南郡花岡村錦壹等にして、石代金五拾九圓五拾錢、伊賀産錦壹等石代五拾九圓貳拾錢、一志郡産石代五拾九圓の順位なり。而して當日産地相場に比するに、伊賀産は著しき値開ありしも、伊勢産殊に一志郡産は雜貨を牽引き多少の損失に歸した。  
 今此の成績の利害損失を考査するに、元來醸造家は古來の慣習上播種米を使用するを以て酒造家の誇りとし、清酒の馨價は醸造米の産地に依り區別せらるゝの風習あり、更に一旦使用したものと然らざるものと米質の如何を論ぜず取引又は價格に大なる影響を及ぼすが故に、當日出荷の京都府丹波米は三重縣米と殆んど優劣なきに不拘、本縣米に比し石代約貳圓餘の高價を占めたるは所謂『ナジミ』なるもの、大切なるを立証して餘りありと謂はねばならぬ。斯くして本縣産米は最高價を占むることは出来なかつたが、伊賀米に於て産地價格に比して壹圓六七拾錢の値開きを見たのは大なる成功であつた。  
 伊勢米の概して値開き少かりしは、今回の共同販賣に出荷せんとするや六軒地方の米價頓に暴騰して石代金五拾八圓七拾五錢を叫ぶるに至つたのが大なる原因である。故に共同販賣に於ては直接充分の値開を見る能はざりしも、一般

農家の獲得せし利益は間接に大なるものがあつたと云ふも蓋し我田引水ではない、而して其の反面には一志米の如何に醸造米として勢力を有するものたるやを推想することが出来る。共同販賣事務處辦の爲め本會よりは囑託木津慶次郎、技師美濃部鏗次郎、技手大石茂次郎等出張し、實況視察又は事務處理人として一志郡農會青木技手、豊地村信購販組合宮村理事、鶴村同黒瀬萩原兩理事、中原村同本庄長崎兩理事、飯南郡花岡村同田中理事、同郡農會潤田技手、阿山郡農會澤副會長、府中村長北原首彌、山田村森口龜次、中瀬村樋口其四郎、名賀郡田中書記、同神戶村正多彌五平の諸氏が出張した。

大正九年度に於ても引續き醸造米の共同販賣をなす計畫にて兵庫縣地方を視察したが、酒製造業者は前年の清酒賣れ行き悪しき爲め残存酒多く本年は醸造差控への狀況にあり、尙本年は米價暴落し、本會は之れが對策として投賣、濫賣をなさしめざる様警告を發せし爲め斡旋事業を大正十年度に繰延べた。大正十年度以降の米共同販賣狀況左の如し。

年 度	販 賣 斡 旋 數	販 賣 先	備 考
大正十年度	一九〇一俵	兵庫縣西之宮町	酒造米大正十年十一月二十六日販賣
同	二五俵	愛知縣知多郡半田町	同
大正十一年度	七一五〇俵	兵庫縣西之宮町	酒造米大正十一年十一月二十一日販賣

大正十二年度以降本事業は本會の都合上縣販聯に移讓した。

(三) 麥酒麥の契約栽培と共同販賣

大正十四年度に於て本會は廣く縣下主要農産物の縣外移出を計畫し、專任者を常置して生産需給狀況の基礎調査をなし、將來販賣斡旋上の方策を樹つべく着手した。米は既に調査完了し麥其他は調査中なりしも、麥酒麥の契約栽培したるものは之を共同販賣に附した、即ち日本麥酒株式会社は名古屋市外千種に分工場を新設して以來近縣の生産麥を醸

造原料に當つる目的を以て大正十三年秋農家に麥酒麥（ゴールデンメロン）の種子を無償交付して買取契約のもとに栽培を勧誘せしめたため、本會は幹旋の勞をとり員辨、三重、安濃、一志、飯南の五郡に亘り七十町歩を作付せしめた。大正十四年收穫反當約壹石七十内外、金參拾圓内外の雜收入があつた。左に其の成績を掲げる。

郡名	一 等		二 等		三 等		計	
	數	價	數	價	數	價	數	價
員辨	三二、〇〇	五九七、五二	八五、二〇	一、五四一、二六	一一六、四〇	二、〇五七、九五	二三三、六〇	四、一九六、七三
三重	一八、〇〇	三三〇、四八	三二、四〇	五八六、一一	一三一、六〇	三、三二六、六八	一八二、〇〇	三、二四三、二七
飯南	五一、〇〇	九四〇、〇三	八四、四〇	一、五二六、七九	一三三、六〇	三、三六二、〇五	二六九、二〇	四、八二八、八七
安濃	四〇、〇〇	七三四、四〇	六八、八〇	一、二四四、五九	四五、六〇	八〇六、二〇	一五四、四〇	二、七八五、一九
一志	二〇、〇〇	三六七、二〇	八七、〇〇	一、四一一、〇二	七五、二〇	一、三二九、五三	一七三、二〇	三、一〇七、七五
計	一六一、二〇	二、九六九、六三	三四八、八〇	六、三〇九、七七	五〇二、四〇	八、八八二、四一	一、〇一二、四〇	一八、一六一、八一

（備考） 一等石一八圓三六 二等一八圓〇九 三等一七圓六八

（四） 殺蟲驅除劑共同購入

農家必需品の購買は最初殺蟲驅除劑二硫化炭素を希望に應じ仲介の勞を採つたが大正十二年度に於て俄然其の數量を増加し左記の如く共同購入をした。

郡市別	數	量	郡市別	數	量	郡市別	數	量
-----	---	---	-----	---	---	-----	---	---

員辨	二七〇磅	飯南	七六九磅	名賀	七九磅
鈴鹿	一、二一〇	多氣	三一五	志摩	一四〇
河藝	六八一	度會	八四〇	津市	一〇〇
一志	一五〇	阿山	一、三九五	合計	五、八五二

右ノ如ク大量幹旋ノ爲、本縣内ニ於ケル二硫化炭素ノ價格ハ本會幹旋ノ價格ヲ基準トスル狀況トナリ從ツテ無法ナル價格ノ人的的の上ヲ策ヲ防止シ、農家ヲ裨益セシ事頗ル大ナリ、本縣内ニ二硫化炭素販賣業者ハ値下シタルモ尙本會幹旋ノモノ一磅二十四錢五厘乃至二十五錢ニ對シ普通市價三十一錢乃至三十五錢位、大正十三年度二硫化炭素ハ千八百ポンドヲ幹旋シ、以後引續キ毎年之レカ幹旋ナナス

（五） 大正十五年度仲介事業

（一） 農産物共同販賣事業の改善發達を圖る爲め大阪販賣幹旋所より池田技師並に鐵道省運輸局關係者及び大阪生果、副業品專業者を招聘して左の通り販賣及荷造講習會を開催した。

九月廿八日、廿九日縣農會事務所樓上 同三十日度會郡農會 十月一日三重郡農會 同日河藝郡河曲村  
十月二日名賀郡依那古村

（二） 縣より石油發動機（農用動力機）を購入する團體に對し購入價格の三分の一の補助金を交付するを以て、本會は之れと連絡をとり拾種の優良石油發動機を選定して價格を協定した。

（三） 石油發動機の普及に伴ひ之に要する石油の共同購入を奨励し本會に於て價格を協定した。

（四） 農用藥劑「デリス」の價格協定をなした。

（五） 西瓜試食會

縣下に於ける西瓜栽培反別は漸次増加し、本年は百八十町歩餘に達せるも尙縣下の需用を充すに足らず、年々奈良縣

愛知縣より少なからざる移入をなしつゝある状況で、津市のみにも年々奈良縣より發拾車位の移入をなしてゐる。而して縣下に於て最も作付反別多く且つ栽培に熱心なるは鈴鹿郡石薬師村なるを以て本年最初の試として同地より西瓜を取寄せ八月十一日午前十一時より本會事務所樓上に於て之れが試食會を開催した。

(六) 政府買上米に對する申込を奨励した。

(七) 薬製品の販賣に關する組合の設立を奨励し度會郡二見町及び濱鄉村に組合を設立せしめた。

(八) 十五年度斡旋したる品目及び數量左の如し。

販賣		購買	
品目	數量	品目	數量
内地米	八三俵	ミドフン白米	一四三俵
西瓜	二〇、〇〇枚	蓬菜	九俵
大根	五九九個	二硫化炭素	六、八〇〇本
麥酒	三、七〇〇貫	コクゾール	一一、五六五磅
薯蕷	一、五〇四石	石灰硫黄合劑	四九磅
	三六貫六	紫雲英種子	一六六斗
		青刈大豆	二一斗
			一斗

(九) 販路調査 蒟蒻、山葵、筍、鶏卵の販路及び信用調査を行つた。

(六) 昭和二年度仲介事業

(一) 取扱品の總金額

イ、販賣斡旋高 八七八、六一〇圓    ロ、購買斡旋高 五、三七五圓    計 八八三、九八五圓

(二) 主なる取扱品の數量及金額

イ、販賣斡旋

政府買上米	五七、八八七俵	七四六、七一三、六五〇	建	八五、六四六枚	九、九一七、二八〇
鶏卵	五、三二一箱	五六、七七七、五三〇	西瓜	一七、七二四貫	三、三九七、五三〇
麥酒	二、五二五石	二七、三二二、五四〇	桑苗	四八六、五〇〇本	二、七八四、五七五
醸造米	一、一八三俵	一七、〇四八、五〇〇	綠肥種子	二六石七八升	一、九九九、四〇〇
	六九、〇三一枚	一〇、九五六、三〇〇	蔬菜	二五、〇三四貫	一、六九一、九〇〇

ロ、購買斡旋

病蟲害驅除藥品 (二七石二五六合)	三、七九五、二七〇	蔬菜種子	四〇四、〇〇〇
鶏飼料	二、五〇〇貫		
	一、一七六、〇〇〇		

(三) 主なる仲介事業の内容

イ、政府買上米

昭和二年度第二次政府買上米の發表ありたるを以て直ちに縣農務課其他と連絡して係員を各郡に派して協議せしめ代理申込をなしたる結果、從來政府買上米に申込みたること少なかりしに拘らず今回は五萬七千八百八拾七俵の多きに達した。

買上 要項

- 1 數量 百萬石 一日ノ買入數量全國ヲ通シ五萬石
- 2 申込受付期間 昭和二年十二月二十三日ヨリ昭和三年一月三十一日迄(休日ヲ除ク)午前九時ヨリ午後一時迄
- 3 買入場所 名古屋 受渡場所 四日市
- 4 買入米ノ種類 昭和二年産梗支米ニシテ移出検査合格ノモノ
- 5 買入價格
 

粒種	一等	二等	三等	四等
大粒	一三、五五	一三、三五	一三、一五	一二、八五
小粒	一三、二五	一三、〇五	一二、八五	一二、五五
- 備考 各等級共伊賀、一志ノ産米ハ貳拾錢上ゲ、河藝ノ産米ハ十六錢下ゲ、運賃諸掛ハ買上價格ヨリ差引シ残りガ生産者ノ手取
- 金トナル
- 6 一口ノ申込數量 同一銘柄五十俵以上但シ受渡米ハ同一粒種等級二十俵ヲ降ルヲ得ズ
- 7 買上決定 申込受領ノ翌日
- 8 受渡期間 買入決定書交付ノ翌日ヨリ二十日間

醸造米の販賣

近年本縣酒造家が兵庫、岡山兩縣下より醸造米として購入する數量は年々壹萬俵以上に達するも、元來本縣は錦系統の大粒米産地にして醸造米に適し嘗ては灘、伏見地方に盛に移出せられたるを以て此の縣外移入を驅逐し、更に進みて近府縣へ移出せんとする計畫の下に本縣醸造試験場と連絡し、昭和二年度に試に醸造用錦米を早刈りせしめ千八百八十三俵の幹旋をなしたるに其の成績頗る佳良なりしたため、昭和三年度は更に岡山縣より醸造米の原種を購入して栽培させ、少くも縣下に於ける所要醸造米は縣下産のものにて充當せしめる見込を立てた。

(六) 其 他

出荷組合の設立及び一般販賣事業に關する知識を普及する爲め講演會、實地指導等をなしたる結果漸次其の實績の觀るべきものあるに至つた。

(七) 昭和三年度仲介事業

- (一) 昭和三年九月より大阪販賣幹旋所内に駐在員を設置し販賣の幹旋並に市場の調査をなすこととした。
- (二) 取扱品の總金額  
販賣幹旋高 四五二、七六〇圓 購買幹旋高 八、六九二圓 計 四六一、四五三圓
- (三) 主なる取扱品の數量及金額

イ、販賣 幹旋

菜種	六、八七八畝	七〇、一八六、五七	西瓜	八、七〇〇貫	一、二一八、〇〇
小麦	三、五六二俵	二三、四九〇、六〇	綠肥種子	五二石八	三、四三二、二〇
麥酒麥	一、七四二石三	二二、二八〇、七一	桑苗	四三八、〇〇〇本	七、〇二五、〇〇
白米	八、〇〇〇俵	九九、二〇〇、〇〇	蔬菜	六九、七五〇貫	一一、五七七、〇三
醸造米	一、九五七俵	二六、八二六、四五	鶏卵	一五、八四八箱	一六〇、〇四四、二三
松茸	三、七九二貫	九、四八〇、〇〇			

ロ、購買 幹旋

紫雲英種子	二二石二	一、八八一、二〇	病蟲害驅除藥品	五、五八四、五三
蔬菜種子	一、二二七、〇〇	一、二二七、〇〇		

(四) 主なる仲介事業の内容

1 桑 種

本縣の菜種作は近年著しく減少し反當收量も他府縣に比し甚だ僅少である、然も本縣菜種作の歴史は随分古く、以前は耕種法、品質等他府縣の範たりし事あり、故に現在衰へたりと雖も其の總産額は全國第四位にして殊に四日市に製油地を有する關係上今後努力次第に依り大いに發展の餘地あり、從來菜種の販賣は仲介商人の手に個人賣をなし然も一戸當生産高僅少の爲め價格等殆んど商人任せで農家の利益は甚だ薄く、遂に此の農家經濟上重要な裏作物の衰微を來したものである。本會は此の状態を改善して從來の聲價を恢復すべく昭和三年度より縣の菜種栽培奨勵と相呼應して之れが共同販賣を實行し相當成績を納めたが、今後毎年引續き各級農會、産業組合、農家組合と連絡をとり一大統制の下に縣産額四萬石を本會一手に掌握して農家の利益を増進せんとするものである、昭和三年度は四日市、飯南、阿山、多氣、河藝、一志各郡市産七千噸を入札により名古屋製油四日市工場、大阪市、滋賀縣及び縣下製油業者に斡旋した。

2 小 麥

菜種販賣と同じく系統農會を通じて出荷せしめ競争入札に付し好成績を收めた。

3 醸 造 米

本年は縣内の主なる醸造家に對し約貳千噸を販賣した。

4 鶏 卵 (三重縣養鶏組合聯合會の創立)

昨年同様養鶏協會の鶏卵販賣は本會が之れを取扱つて來たが、本協會の外に三重縣養鶏組合があつて本協會と同様の事業をなしつつあり、斯く同目的を有する二團體の對立することは不合理なる爲め屢々其の合同が企圖され漸く昭和三年八月十六日本會事務所樓上に二團體幹部、縣及本會係員が會合し兩團體を解散して新に三重縣養鶏組合聯合會を組織した。而して此の鶏卵は從來通り本會に於て共同販賣をなすことに決定した。故に出荷組合數著しく

増加し本年度末現在二十一、一回の出荷箱數七百に達した。

5 松 茸

阿山、名賀兩郡産の松茸を東京、大阪に販賣斡旋した。

(八) 昭和四年度仲介事業

1 取扱品の總金額

販賣斡旋高 一、四五九、四四八圓 購買斡旋高 八、六八一圓 計 一、四六八、一三〇圓

2 主なる取扱品の數量價格

イ、販 賣 斡 旋

玄 米	七八、四九五俵	九三八、三五一 <sup>四</sup>	鶏 卵	二八、二一一箱	二五六、一五二 <sup>四</sup>
菜 種	一〇、八七六噸	九五、四七〇	桑 苗	六〇二、〇二〇本	一三、〇九一
小 麥	四、九六一俵	三八、六二七	早熟南瓜	一、一〇〇貫	三、二五〇
麥酒麥	一、三三二石	一八、〇一六	里 芋	四、九六〇貫	五八〇
白 米	七〇〇石	二一、七〇〇	大 根	一、二〇〇貫	七〇六
西 瓜	三、九八〇貫	一、二〇一	木 炭	三、三五八俵	三、〇二二
松 茸	三、九五八貫	三、二六〇	伊勢薯	一、〇六七箱	二、三二〇
醸造米	四、五七八俵	五八、一三八	桑碯木	八五八、〇〇〇本	三、三六七

ロ、購 買 斡 旋

紫雲英種子	二五噸	一、五〇〇 <sup>四</sup>	蔬菜種子	七石	三五〇 <sup>四</sup>
穀蟲驅除藥品	二、九八二磅	四、八四一		八、七五〇枚	一、四八七

3 主なる仲介事業の内容

イ、玄 米

政府買上米に應募したるものにして縣下全部の委託を受け、昭和四年四月十一日より同五月十日に亘り農林省の買入五萬七千九百四十三俵、金額七拾壹萬八千八百八拾四圓九拾四錢を、昭和五年一月十四日二萬五百五十二俵、金額貳拾貳萬七千四百六拾七圓を斡旋した。

ロ、白 米

樺太工業株式會社樺太三工場に對し伊賀米七千俵を斡旋した。

ハ、木 炭

從來縣下木炭移出先は殆んど名古屋市に限定せられてゐたが、近時各地の木炭名古屋市に輻湊し價格随つて下落せるを以て京阪地方へ進出の要を認め試に大阪及び和歌山地方へ出荷の斡旋をなし、縣下木炭の新販路を大いに開拓した。

ニ、小麥、菜種、桑苗、酒造米、鶏卵等昨年と同じ。

4 農産物配給改善指導員の設置

本會は農産物配給改善を圖る爲め桑名、員辨、河藝、安濃の四郡農會に農産物配給改善指導員を設置したが、著々其の實績を挙げた。

(九) 昭和五年度仲介事業

1 取扱品の總金額

販賣斡旋 一、五一〇、六〇五圓

購買斡旋 三、〇二二圓

計 一、五一三、六一六圓

2 主なる取扱品目及數量

玄米一、四六五七九俵(政府買上) 菜種七、六七二畝 小麥三、四二二俵 麥酒麥二、七〇七石六 酒造米一、八二〇俵 大根二六、七五〇貫 蔬菜、果實、松茸三二〇貫 鶏卵二三、九七一箱 木炭二、九六二俵 伊勢麥七八九箱 桑苗二、一五、〇〇〇本 其他ノ副業品三五一圓六〇錢 紫雲英種子八石二 病蟲害防除藥品一〇、二八三封度 蔬菜種子一石二

3 縣下西瓜出荷組合の統制

本縣に於ける西瓜の作付反別は年々増加するも之れが出荷の統制を缺き、各市場の消費状況を顧みずに出荷するを以て出荷數量常に需要と適合せず農家の不利尠なからざりしため、昨年末より之が統制に付き協議を重ねつゝあつたが、愈々今回其の機熟し昭和五年五月二十二日本會事務所樓上に協議會を開催し會則を議決し同年七月二十五日より伊勢西瓜組合聯合會を組織し、本會統制の下に全縣下及び縣外に對し計畫的に出荷することとなつた。

イ、加入組合名及作付反別

組 合 名	作付反別	組 合 名	作付反別
河藝郡西瓜出荷組合聯合會	三〇町	鈴鹿郡深伊澤西瓜出荷組合	二五町
鈴鹿郡久間田西瓜出荷組合	三〇	同 高津瀬	八
同 庄野	二	同 國府	一八
同 石藥師	八	度會郡田丸	四
同 牧田	二〇	多氣郡津田	四
同 龜山	五	度會郡城田	五
同 榑	三	同 豐濱	七
同 井田川	三	志摩郡國府	五
一志郡高茶屋	五	三重郡小山西	四
飯南郡松江	五		

ロ、三重縣伊勢西瓜組合聯合會々則

- 第一條 本會ハ三重縣伊勢西瓜組合聯合會ト稱ス
- 第二條 本會ハ事務所ヲ三重縣農會事務所内ニ置ク
- 第三條 本會ハ三重縣ニ於ケル西瓜ノ生産並販賣方法ヲ改善セントスル團體ヲ以テ組織ス
- 第四條 本會ハ各級農會ト連絡シテ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス
  - 一、組合相互ノ連絡ヲ計リ事業ノ統一ヲ期スルコト
  - 二、販路ノ擴張ヲ圖ルコト
  - 三、指定問屋並指定運送店ヲ設ケルコト
  - 四、生産及販賣方法ノ改善並販賣斡旋ヲ行フコト
  - 五、市場觀察並市場駐在員ノ派遣ヲ行フコト
  - 六、其ノ他組合ノ利益ヲ増進スル爲メ必要ナル事項
- 第五條 本會事業年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 會長一名 副會長二名 理事四名 監事若干名 評議員若干名
- 第七條 本會役員ハ名譽職トシ總會ニ於テ之ヲ選任ス
- 第八條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
  - 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキ之ヲ代理ス
  - 評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ緊急ヲ要スル事件ノ議決ヲナスコトヲ得
  - 理事、監事ハ會長ノ命ヲ承ケテ會務ヲ掌ル
- 第九條 役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ二ケ年トス 但シ再選ヲ妨ケス、補欠ノ爲メ選任セラレタルモノ、任期ハ前任者ノ殘任期間トス
- 第十條 役員任期満了シタルトキト雖モ後任者就任スルマテ其職務ヲ行フモノトス
- 第十一條 本會ニ事務員若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス
- 第十二條 事務員ハ會長ノ命ニ依リ會務ヲ處理ス
- 第十三條 役員及事務員ニハ手當又ハ旅費ヲ支給スルコトアルヘシ

- 第十四條 總會ハ會長、副會長、評議員並西瓜組合代表者ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第十五條 會議ハ毎年二月中ニ之ヲ開ク 但シ會長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得
- 第十六條 豫算決算其ノ他重要ナル事項ハ總會ノ議決ニ附スルモノトス
- 第十七條 會議ノ召集ハ會長ニ於テ日時目的及場所ヲ定メ二日前ニ通知スルモノトス 但シ急遽ヲ要スル場合ハ此ノ限ニアラス
- 第十八條 會議ハ會長ヲ以テ議長トス、會長事故アルトキハ副會長之ニ代ル、正副會長共ニ事故アルトキハ出席者中ヨリ臨時議長ヲ選出スルモノトス
- 第十九條 會議ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス、可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第二十條 議決ヲ經ヘキ事件ニシテ重要ノ事項ニ非ザルモノハ議長ニ於テ評議員ノ意見ヲ徵シ會議ニ代フルコトヲ得
- 第二十一條 決議ヲ經ヘキ事件ニシテ臨時急遽ヲ要シ會議ヲ召集スルノ暇ナシト認メタルトキハ會長ハ專決處分スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ次ノ會議ニ於テ報告スルモノトス
- 第二十二條 本會ノ經費ハ補助金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルノ外各組合ノ負擔トス
- 第二十三條 本會ノ會計年度ハ事業年度ニ從フ
- 第二十四條 經費ノ流用ハ會長之ヲ專行スルコトヲ得
- 第二十五條 本會ハ毎年六月三十日迄ニ前年度經費決算書並會議狀報告書ヲ各組合ニ送付スルモノトス
- 第二十六條 剩餘金ハ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入スルモノトス
- 第二十七條 新ニ加入セントスルモノハ總會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス
- 第二十八條 解散ノ議決ニハ會議ヲ組織スルモノ、二分ノ一以上ノ同意アルコトヲ要ス
- 第二十九條 解散シタルトキハ會長、副會長並會議ニ於テ選任シタルモノヲ以テ精算人トス
- 第三十條 精算ノ結果剩餘財産アルコト又ハ債務アル場合ハ解散當時ノ組合ニ分配シ又分擔セシムルモノトス

(一〇) 昭和六年度仲介事業

1 取扱品の總金額

販賣幹旋高 五五七、〇七三圓

購買幹旋高 二二、二七四圓

計 五七九、三四八圓

2 主なる取扱品目數量

玄米二九、六九三俵(政府買上) 菜種一三、八〇二噸 小麥五、一〇七俵 麥酒麥二、〇二八石 鷄卵三、一九二四箱 松茸三五〇貫  
蔬菜果實一八、一五五圓八七錢 桑苗五二六、五〇〇本 毛綿二、〇〇〇貫 其他副業品四二、三三圓八五 玄米二、一二五俵(政  
府拂下米ヲ生産量少ナキ町村へ五回ニ互リ購買幹旋ス) 病蟲害防除藥八、四〇七封度 青刈大豆五三二石六 紫雲英種子六石一  
蠶豆種子一〇二石

3 西瓜の出荷

本年度は未曾有の不作の爲め出荷量少く所期の計畫を遂行するを得なかつた。

(一一) 昭和七年度仲介事業

1 取扱品の總價格

販賣幹旋高 四八一、四二二圓

購買幹旋高 三三八、八八二圓

2 主なる取扱品目及數量

玄米二、八七五俵(政府買上米及大阪ニ於ケル大口消費ニ販賣) 菜種一九、〇〇六噸 小麥四、二二一俵 麥酒麥三、五一〇石 鷄卵  
三五、五九六箱 兎毛皮一、九四一枚 蔬菜果實三〇、三九九圓四六 桑苗二五〇、〇〇〇本 其他副業品七〇、九一〇圓五四 玄米  
五一、八八三俵(政府拂下米購買幹旋) 病蟲害防除藥品八、八八七封度 麻袋及叭一二、八四三枚(菜種小麥容器) 小麥種子二五五石  
青刈大豆種子四〇〇石 馬鈴薯種五、六二五貫 蔬菜種子一、三五二圓一二錢

3 主なる配給改善事業の内容

イ、玄米、麥酒麥、菜種、小麥、鷄卵等前年より數量を増加した。

ロ、兎毛皮

今回帝國農會幹旋の下に陸軍被服廠へ兎毛皮を納入することになり、本會に於ては各郡市農會を通じ販賣數量を左記の要項により取纏めた。

一、價格 一枚ニ付最低價格五十錢

一、納入豫定期限 一月下旬

一、規格

○毛皮ノ大サ 各一枚ノ大サハ八合(〇、〇七三平方米)以上タル事ヲ要シ、一回納入總數ノ平均一枚ノ大サ(各一枚ノ大サノ合計ヲ總數ニテ除シタル商)ハ一坪一合(〇、一〇一平方米)以上タルコト、随ツテ別ニ等級ノ設ケナク何レノ一枚モ八合以上ニシテ總平均一坪一合以上ナル場合ハ合格トナルモノトス

○品質 a 厚度ハ一、五耗ヲ標準トス b 毛生密ニシテ毛質強靱脱毛ノ虞ナキコト c 乾燥充分ニシテ過度ニ引張ラザルコト d 脂肪ハ充分ニ之レヲ除去スルコト e 油燒、毛燒、腐敗、蟲害等ナク且乳汁ノ附着セザルコト f 頭部、四肢、尾部ヲ除クコト g 毛色ハ雜色差支ナシ

○送品ニ關スル注意

a 現品ハ郡市農會ニ於テ豫メ下檢査ヲナシ規格ニ合セザルモノハ出荷セザルコト  
b 皮裏ノ脂肪多キタメ再手入ノ必要ナルモノ又ハ頭部其他除外セズシテ出荷シタルモノ、之レニ要スル費用ハ出荷者ノ負擔トス

c 出荷品ハ毛皮ノ裏ニ墨ニテ出荷縣名又ハ組合名ヲ標示スル符號ヲ記スルコト  
d 荷造リハ毛面ト毛面トヲ合セテ五十枚又ハ百枚ヲ總ニテ束ネ數束ヲ纏メテ一捆トシ、菰又ハ席包トシ輸送中現品ノ汚損セザル様ニスルコト

e 運賃ハ被服廠迄元拂トス

以上ノ如クニシテ一月及ビ二月ニ互リ一千九百四十一枚、此價格一千四百四十圓三十九錢、一枚平均七十四錢強ノ高價ニ販賣セラレ一般出荷者ハ利益ヲ見タルカ一面之レガ納入幹旋ニヨリ市價ヲ牽制シタリ

ハ、蔬菜果實其他副業品



販路は主として京阪市場及び名古屋であつて特に大阪中央市場への出荷は、出荷の統制と本會派遣駐在員の活動により近時著しく増加した。

ニ、種苗の購買斡旋

縣の小麥増殖獎勵に基き優良品種普及の爲め小麥種子埼玉二七號、江島神力等の共同購入をなし希望各級農會へ配付すると同時に又蔬菜種子、果樹苗木の優良品種普及の爲め富有柿苗、馬鈴薯、胡瓜、茄子、ウスキ豌豆、一寸蠶豆、西瓜の種子購入を斡旋した。

ホ、郡農會配給改善指導員増設

度會郡農會は昭和五年度より、三重、飯南、阿山、名賀の四郡農會は昭和七年度より農産物配給改善指導員を設置した。

(一三) 昭和八年度仲介事業

1 取扱品の總金額

販賣斡旋高 一、一九一、二四七圓 購買斡旋高 八、〇四七圓 計 一、一九九、二九五圓

2 主なる取扱品目及數量

玄米二〇、九一九俵(政府買上ニ應募ト大阪市ニ於ケル大口消費者へ販賣) 菜種三三、〇六八畝 小麥一〇、九四四石八 麥酒麥一、七九六石 鶏卵三二、一二三箱 兎毛皮六、九〇八枚 蔬菜果實二四三、七三五圓〇〇 副藥品三八、九二〇圓〇〇 青蟲驅除藥品三、二七五封度 吠一、二九六枚 青刈大豆二八〇石八〇 立線米選機一〇九臺

3 主なる配給改善事業の内容

イ、菜種

菜種の共同販賣は前年來帝國農會が主體となり全国的に統制を圖り、相當の成績を收めつゝ進み本年度も之れが販賣統制の爲め六月十五日帝國農會大阪販賣斡旋所に於て協議會を開催せられ其の具體的方法を定められたが、本會に於ても之れが共同販賣計畫につき縣信購販組合聯合會と連絡の上各郡市農會と協力し着々其の準備を進めた。本縣本年度菜種作況は作付反別に於て赤種二千二百四十九町歩、黒種四千一百一町歩、合計六千三百五十町歩にして收穫高赤黒計五萬一千三百三十一石、前年に比し一千八百五十石の増收見込である(八年六月豫想)。斯くて内地菜種の自給關係は需要量百萬石に對し年々産額七十萬石前後なる爲め不足量三十萬石は海外、主として支那より輸入しつゝあり、支那菜種の買入、輸入量の増減、銀塊相場騰落は内地菜種の價格に大なる影響がある。本年度本會菜種共同販賣實施要項を掲ぐれば左の如し。

菜種共同販賣方法

- a 各町賣團體ハ豫メ入札日割、數量、品種別、等級別、積出驛港名ヲ本會ニ通知スルコト
  - b 各等見本仕上リ次第送附ノコト
  - c 販賣單位ハ八疋以上トシ可成平均賣トナスコト
  - d 現品受渡ハ落札當日ヨリ必ズ十日以内ニ最寄驛(港)ニ貨車積又ハ船積込トナスコト  
但シ受渡シニ當リ契約數量ノ百分ノ五以内ノ増減ハ之レヲ認ムルコト
- 札入
- a 入札ハ競争入札トシ開札時限當日午後三時トス
  - b 入札價段ハ三等ヲ建値トシ産地レール渡及船積込値トス
  - c 格差 赤種及黒種共三等ヲ標準トス
  - d 黒種 二等ハ三等ヨリ十五錢高、一等ハ三等ヨリ二十五錢高、四等ハ三等ヨリ二十錢下ゲ、等外ハ現品(見本)ニヨル
  - d 容益 新収七百匁二十一日ノモノヲ標準トシ古収ハ一匁ニ付八錢格下ゲトス

注意事項 從來某種共同販賣ニ際シ乾燥不充分ノメ受渡當時目減リ變質等アリテ取引上支障不鮮、本年ハ特ニ乾燥ニ注意シテ  
建干ヲ實行シテ水分量一〇%内外トナスコト

ロ、兎 毛 皮

昭和七年度納入兎毛皮に付き被服廠の意見として品質區々不良なるものが多かつた。之れが原因は種々あるも一に  
品種の不良なるか又は飼育管理の不良、屠殺剥皮技術の缺陷に依るもの多しとなし、昭和八年度より兎毛皮(乾皮)  
買上標準規格に付て左記の通り改正をなし、本會は新規格によりて六千九百〇八枚、此の價格四千九百六拾八圓を  
斡旋し好成績を収めた。

兎毛皮乾皮規格

- 一、剥皮時季 冬期(概十一月下旬ヨリ三月初旬ニ至ル間ヲ日途トス)
- 一、屠殺年齡 八ヶ月ヲ標準トス
- 一、大キサ 實積〇、〇七三平方米(八合)以上ニテ幅一、長サ二ノ割合ニ張ルコト
- 一、毛質 (イ)毛生密度大ニシテ毛並均一ナルコト (ロ)毛引強ク縮毛多キコト (ハ)脂肪其他ニ依ル毛縫レナキコト
- 一、毛色 ゴマ又ハ茶褐色但シ需要ヲ充シ得ザル場合ハ白又ハ雜色ヲ以テ充當ス
- 一、皮質 (イ)強靱ニシテ厚度〇、四耗ヲ標準トス (ロ)張りハ過度ニ陥ラザル様注意スルコト (ハ)乾燥ハ自然乾燥トシ脂肪ハ充  
分ニ除去スルコト (ニ)油煙、血塊、噴ミ傷、變敗、乳汁ノ附着等ノ欠點ナキコト (ホ)四肢及尾部ヲ附着セシメザルコト

ハ、副 業 品

主要なるものは西瓜、蜜柑、苜、里芋、薬工品、漬物等。販路は大阪、神戸、名古屋にして特に大阪中央市場への出  
荷が多い。

ニ、郡農會配給改善指導員設置

本年度に於ては一志郡農會へ一名設置した。

(一三) 昭和九年度仲介事業

1 取扱品の總金額

販賣斡旋高 一、一〇一、五〇一圓 購買斡旋高 二一、〇四八圓 計 一、一二二、五五〇圓

2 主なる取扱品目及數量

支米一、五九四俵(大阪大口消費者へ販賣) 菜種六三、〇一三畝 麥酒麥二、五〇〇石 鶏卵九八、五七四箱 兎毛皮八、〇六三枚  
蔬菜果實一五三、六九四圓 副業品五〇、六五九圓 農用藥品一、九一八圓一七錢 噴霧器三三一臺 菜種畝五三六八枚 綠肥種子  
五三七石四 馬鈴薯種薯一、五二一俵 果樹苗木八、六三四本

イ、小麦販賣統制

本縣産小麦販賣統制に就ては國、縣並に農會關係團體の増産獎勵に依り生産量激増したる爲め之れが徹底的統制販賣  
に依る平均賣實施の必要を認め、縣信用購買販賣組合聯合會と協調連絡の上、主として出荷統制に就ては本會に於て之  
れを行ひ、販賣統制を縣信用購買販賣組合聯合會にて行ふことに決定し、本年度より實施したもので本會に於ける事業  
成績左の如し。

1 小麦の郡市別生産及販賣統制事業成績

郡市名	作付反別	生産高	販賣統制數量
桑名	二八七町二	三、二四六 <sup>反</sup>	二二、八
員辨	八九六、〇	一〇、四一五	二、五七六、八
三重	八三八、三	九、二一九	一、六九七、六
鈴鹿	七五一、七	八、五五〇	一、〇八〇、八
			五二九

河	安	一	飯	多	度	阿	名	志	北	南	四	宇	松	計
濃	濃	志	南	飯	多	度	名	志	北	南	日	治	市	計
八五八、一	二六二、九	八九〇、六	三九一、六	三五〇、八	八三三、六	三一三、九	四六九、四	一八六、二	四八、五	一〇八、七	一二、三	一八、六	一九、九	一二〇、三
一一、二五二	三、七四六	一三、七一〇	五、七六一	四、三五五	一三、一七九	三、六五八	六、五九六	三、〇七七	八三六	一、五七九	一七、八	二二、六	一六、二	一〇一、三八一
一、〇九五、二	三五八、八	三、九九五、二	一、八四四、四	一、二六三、二	三、〇二四、四	六二八、〇	二、五七四、八	一、五七四、八						二一、七三六、八

五三〇

2 本會の小麥販賣統制

○販賣統制協議會ノ開催

小麥販賣統制ノ徹底ヲ期スル爲メ縣及縣信販聯合會ト連絡ノ上各郡ニ於テ協議會ヲ開催セリ、出席者郡市町村農會技術員並ニ町村勸業主任、穀物検査員及ビ産業組合役員ニシテ郡市別開催日出席人員左ノ如シ

郡市名	開催期日	出席人員	郡市名	開催期日	出席人員
桑名	五月二十一日	六四人	多氣	五月三日	五五人
員辨	二十五日	一〇五	度會(宇治山田)	四月二十五日	一二一
三重(四日市)	二日	六五	阿山	五月一日	九五
鈴鹿	二十四日	七五	賀	四月三十日	六六
河	八日	一〇一	志	五月十四日	九六
安濃(津)	二十三日	五八	北		
一志	四日	九二	南		
飯南(松阪)	五日	一〇一	計		一、〇九四

○取引懇談會ノ開催

小麥販賣ノ圓滑ヲ圖ル爲メ七月二日縣内外ノ製粉業者並ニ主ナル取引商店ノ参加ヲ求メ取引懇談會ヲ開催セリ

○其他

小麥販賣方法ノ合理化ヲ圖リ具體的計畫ヲ樹立シ取引方法改善打合セノ爲メ縣關係者、縣聯盟ニ本會係員ハ時々會合シ協議ヲ重クスリ

ロ、郡農會販賣指導員補助

縣内に於テ生産量最も多き度會郡に小麥販賣統制指導員を設置し其の經費に對し本會より年額貳百圓を補助した。

ハ、農産物配給改善

農産物統制委員會の設置

本會は農産物統制事業として農産物の輸出入を調査し、或は出荷協議會、懇談會を開催して統制を指導し出荷團體を奨励しつゝあつたが、更に進んで確實なる輸出入調査の根據に立脚し本格的に統制を圖ることとなり、之れが實行方法として統制委員會を設置し、昭和九年九月十日本會事務所第一回委員會を開催し左記協議事項に付き研究の結果、移出入調査成績により最も重要な甘藷、西瓜、里芋、澤庵、柑橘の五品目を選定し生産販賣出荷の統制下に置き、更に各品目毎に特別委員會を開催し詳細なる協議を行ふこととなつた。

農産物統制委員會決議事項

(1) 農産物統制機構ノ件

本委員會ニ於テ協議決定シタル統制條項ハ左ノ機構ニヨリ之レヲ徹底的ニ實行セシメ以テ其効果ヲ擧ゲムトス

(イ) 委員會決定條項ハ縣ニ報告シテ縣關係各機關ノ活動ヲ希望スルト同時ニ縣農會ハ各種關係團體ト連絡ヲ保チ決定條項ノ普及徹底ニ努ムルモノトス

(ロ) 郡市農會ハ縣統制種類別ニ郡統制委員會ヲ設置シ縣委員會決定條項ノ實施上適當ナル方法ヲ協議決定シ其實行ヲ指導監督スルモノトス

(ハ) 町村農會ハ郡統制委員會ニ於テ決定シタル實施方法ニ從ヒ各種産業團體及實行團體(農家組合、出荷組合等)ヲ指導シテ統制ノ實績ヲ擧ゲシムルモノトス

(ニ) 町村農會ハ絶エズ統制ノ實狀ヲ郡農會ニ、郡農會ハ之レヲ縣農會ニ報告シ互ニ系統的ニ連絡ヲ取り事業ノ阻礙ヲ來ササル様注意スルモノトス

(ホ) 統制ノ徹底ヲ期スル爲縣及農會其他縣下各種産業團體ハ互ニ連絡ヲ保チ統制條項ヲ指導監督ムルト同時ニ、統制條項ヲ遵守セザルモノハ一切販賣斡旋其他ノ取扱ヲナササルモノトス

(2) 統制種類選抜ノ件

主要農産物生産統計、縣外輸出入調査等ヲ基礎トシテ本縣ノ現況及將來ニ關シ研究協議ノ結果差當リ左ノ五種類ヲ第一統制種類ト決定セリ

種類	昭和七年縣内産額	昭和八年移入額	昭和八年移出額
甘藷	八三六、六九一圓	八六、四一六圓	一一、五三九圓
西瓜	二五三、四八五圓	一六六、〇五〇圓	一六六、〇五〇圓
里芋	三六六、九三三圓	六、八八〇圓	四五、六五二圓
澤庵	五〇二、三五〇圓	一三七、九五九圓	六三五、八二〇圓
柑橘	四二二、二三三圓	一三五、九二九圓	一九五、九二九圓
計	二、三八一、六九二圓	二三一、二五五圓	一、〇五五、九九〇圓

(3) 統制範圍決定ノ件

統制區域ヲ縣下一圓トシ特ニ主産地ヨリ統制ヲ行ヒ漸次全縣下ニ及ブモノトス

統制條項ハ適地適作主義ニヨリ現狀維持區ト増産奨励區ニ別チ、品種ノ統制、栽培時期及方法ノ統制、荷造法統一、貯藏並ニ販賣統制ニ關スル事項ヲ協議決定スルモノトス

(4) 特別委員ノ機能並特別委員選抜ノ件

特別委員ハ各種種類ニ之ヲ任命又ハ囑託シ其種類ニ對スル統制條項ニ關シ調査研究ヲ重ネ委員會ニ提出スベキ原案ヲ協議作製シ、其實施上必要ナル意見ヲ述べ又ハ諮問ニ應ズルモノトス、特別委員ハ左ノ區別ニ依リ囑託又ハ任命スルヲ適當ト認ム

甘藷 志摩、鈴鹿、度會、多氣、一志、員辨各郡農會技術員及志摩、鈴鹿兩郡當業者中ヨリ八名

西瓜 河藝、鈴鹿、南牟婁、度會、阿山、名賀ノ各郡農會技術員及河藝郡當業者中ヨリ七名

里芋 鈴鹿、度會、一志、三重、員辨、安濃各郡農會技術員、鈴鹿郡當業者中ヨリ七名

澤庵 度會、鈴鹿、三重、一志、河藝、多氣各郡農會技術員及度會、三重兩郡ノ當業者中ヨリ八名

柑橘 桑名、三重、飯南、多氣、度會、北牟婁、南牟婁各郡農會技術員、南牟婁、桑名兩郡ノ當業者中ヨリ九名